

令和 5 年 度
普通交付税、地方特例交付金及び
臨時財政対策債発行可能額の改正点及び注意点

(道 府 県 分)

目 次

◎ 基準財政需要額

<個別算定経費>

一 警 察 費	1
二 土 木 費	
(一) 道路橋りょう費	2
(二) 河 川 費	10
(三) 港 湾 費 (漁港を含む。)	12
(四) その他の土木費	14
三 教 育 費	
(一) 小学校費及び中学校費	15
(二) 高 等 学 校 費	18
(三) 特別支援学校費	20
(四) その他の教育費	22
四 厚 生 労 働 費	
(一) 生活保護費	27
(二) 社会福祉費	29
(三) 衛 生 費	36
(四) 高齢者保健福祉費	42
(五) 労 働 費	45
五 産 業 経 済 費	
(一) 農 業 行 政 費	46
(二) 林 野 行 政 費	49
(三) 水 産 行 政 費	51
(四) 商 工 行 政 費	52
六 総 務 費	
(一) 徴 税 費	53
(二) 恩 給 費	54
(三) 地 域 振 興 費	55
七 地域の元気創造事業費	68
八 人口減少等特別対策事業費	72
九 地域社会再生事業費	77
十 地域デジタル社会推進費	79
十一 公 債 費	
(一) 災 害 復 旧 費	80
(二) 補正予算債償還費	81
(三) 地方税減収補填債償還費	82
(四) 財源対策債償還費	82
(五) 減税補填債償還費	82
(六) 臨時財政対策債償還費	83
(七) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	83
(八) 国土強靱化施策償還費	83

(九) 地域改善対策特定事業債等償還費 -----	83
(十) 公害防止事業債償還費 -----	83
(十一) 石油コンビナート等償還費 -----	84
(十二) 地震対策緊急整備事業債償還費 -----	84
(十三) 被災者生活再建債償還費 -----	84
(十四) 原子力発電施設等立地地域振興事業債償還費 -----	84
<包括算定経費>	
十二 包括算定経費 -----	85
◎ 基準財政収入額	
一 道府県民税	
税均等割 -----	87
所得割 -----	88
法人税割 -----	93
利子割 -----	94
配当割 -----	95
株式等譲渡所得割 -----	95
二 事業税	
個人事業税 -----	96
法人事業税 -----	97
三 地方消費税	
譲渡割 -----	98
貨物割 -----	99
四 不動産取得税 -----	100
五 道府県たばこ税 -----	101
六 市町村たばこ税都道府県交付金 -----	101
七 ゴルフ場利用税 -----	102
八 自動車税	
環境性能割 -----	102
種別割 -----	103
九 鉱区税 -----	104
十 固定資産税 -----	105
十一 都道府県交付金 -----	105
十二 軽油引取税 -----	106
十三 特別法人事業譲与税 -----	107
十四 地方揮発油譲与税 -----	108
十五 石油ガス譲与税 -----	108
十六 自動車重量譲与税 -----	108
十七 航空機燃料譲与税 -----	108
十八 森林環境譲与税 -----	109
十九 交通安全対策特別交付金 -----	109
二十 地方特例交付金 -----	109
二十一 東日本大震災に係る特例加算 -----	110
◎ 地方特例交付金 -----	112
◎ 臨時財政対策債発行可能額 -----	113

◎基準財政需要額

<個別算定経費>

一 警察費

1 測定単位について

測定単位の数値は、令和5年4月1日現在の警察法施行令（昭和29年政令第151号）別表第二及び同令附則第23項に定める警察官数（同令附則第25項の成田国際空港警備隊分、同令附則第29項の東日本大震災分及び同令附則第31項の国境離島警備隊分は含まないものとする。）であり、参考資料に掲げたとおりである。

2 補正について

段階補正係数のみであること。

普通態容補正係数及び寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費において一括適用とした。

二 土 木 費

(一) 道路橋りょう費

1 道路の面積

(1) 測定単位について

- ① 「道路の面積」については、道路台帳が整備済の路線（起点から終点までがすべて整備されているものであり、部分的に整備されているものは含まない。「道路の延長」についても同じ。）にあつては令和4年4月1日現在の数値を用いること。（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」に基づき、国と各地方団体が個別協議を重ね、令和5年4月1日に地方団体に移管された一般国道の直轄区間については、令和4年4月1日現在の「道路の面積」に相当する数値を用いること。）

なお、平成23年度から、国道（指定区間）及び直轄高速道路については、測定単位から控除するものであること。

- ② 測定単位の数値には、路面幅員2.5m未満の道路（橋りょうを除く。）を含めないこと。

また、議会の議決及び認定公示はされているが区域の決定及び供用開始の公示がなされていない道路、指定都市の区域内の国道・府県道、道路法第17条第2項又は第3項の規定により市町村が管理する国道・府県道、未供用の道路、有料道路、道路法が適用されない農道及び林道に係る数値等についても含まれないものであること。

なお、路線が重複している道路については、道路法第11条第1項から第3項までの規定による取扱いにより上級の路線に係る数値とし、同級の路線については、いずれか一方の路線として取り扱い、数値が重複しないよう注意すること。鉄道と道路の交差する場合においては、交差分を数値に含めるものであること。

- ③ 橋りょうについては、橋長2m未満の橋は、昭和34年3月12日付道発第100号建設省道路局長発各都道府県知事あて「道路法施行規則の改正について」の通達によって、橋りょうとみなされないものであるので、橋りょうに含めず道路の数値に含めること。

なお、幅員が2.5m未満の橋りょうについても、橋りょうの数値に含まれるものであること。

(2) 補正について

密度補正係数×普通態容補正係数+（寒冷補正係数－1）

- ① 密度補正に用いる交通量は、平成27年度道路交通情勢調査によること。

- ② 寒冷補正のうち積雪度の補正率算定に用いる雪寒道路とは、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）」第3条第3項の規定に基づき、国土交通大臣が指定し、告示された路線をいうものであり、級地区分ごとに単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

また、積雪度級地区分は令和5年4月6日付け事務連絡市－4別紙の市町村の級地区分によること。

2 道路の延長

(1) 測定単位について

- ① 「道路の延長」については、道路台帳が整備済の路線にあつては令和4年4月1日現在の数値を用いること。
また、国道指定区間及び直轄高速道路については、道路台帳の有無にかかわらず、国土交通省の機関に公文書で照会した令和4年4月1日現在の数値を用いること。（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」に基づき、国と各地方団体が個別協議を重ね、令和5年4月1日に地方団体に移管された一般国道の直轄区間については、令和5年度は建設改良に係る経費は生じないと国交省に確認済みであるため、当該道路の「道路の延長」の数値は、測定単位に含めないこと。）
- ② 測定単位の数値には、「道路の面積」とは異なり、路面幅員2.5m未満の道路も含めるものであること。
その他は、「道路の面積」を参照のこと。

(2) 補正について

投資補正係数 + (事業費補正係数 - 1) + (寒冷補正係数 - 1)

- ① 投資補正係数の算定方法は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \left(\frac{A}{0.369} \times 0.30 \times \alpha + \frac{B}{0.449} \times 0.05 \times \beta + \frac{C}{2.061} \times 0.10 + D \times 0.30 + 0.25 \right) \times E \\ &= (A \times 0.813 \times \alpha + B \times 0.111 \times \beta + C \times 0.049 + D \times 0.30 + 0.25) \times E \end{aligned}$$

[算式の符号]

A：国府県道未整備延長比率

Aは次の算式により得た数。

なお、0.369は、Aの全国平均である。

$$\frac{\text{国府県道の未整備延長} + \text{直轄高速道路未供用延長}}{\text{直轄高速道路及び国府県道の実延長} + \text{直轄高速道路未供用延長}} = A$$

国府県道の実延長：道路統計年報の国府県道（指定都市の区間に存するものを除く。以下同じ。）の実延長（2018～2022の平均）

国府県道の未整備延長：道路統計年報の国府県道の実延長（2018～2022の平均）から道路統計年報の国府県道の整備済延長（2018～2022の平均）を控除して得た数。

直轄高速道路：高速自動車国道法第5条の規定に基づき、令和5年4月1日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなった区間。

直轄高速道路未供用延長：令和5年4月1日現在で未供用の直轄高速道路の延長

α 次の算式によって算定した数

$$\text{算式} \quad [1 + \{(0.7\gamma + 0.3) - 1\} \times 0.8] \times \{1 + (\delta 1 - 1) \times 0.8\} \times \{1 + (\delta 2 - 1) \times 0.8\}$$

γ が1.000以下の都道府県にあつては γ は1.000とし、

γ が2.000以上の都道府県にあつては γ は2.000とし、

(0.7 γ + 0.3)に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ 次の算式によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\text{算式} \quad \frac{a}{b} \times \frac{1}{0.008}$$

$\frac{a}{b}$ に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

a 直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数

b 測定単位

δ1 直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（以下「トンネル延長比率」という。小数点以下三位未満四捨五入。）を0.257（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数が2.0を超える道県にあっては1.6、その他の道県にあっては1.0とする。

δ2 直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（以下「橋りょう延長比率」という。小数点以下三位未満四捨五入。）を0.105（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数が2.0を超える道県にあっては1.6、その他の道県にあっては1.0とする。

B：道路延長当たり人口

人口（指定都市を包括する道府県にあっては、指定都市に係る人口を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数。

人口に係る表示単位は千人とし表示単位未満の端数は四捨五入する。ただし、当該人口が2,200千人以上5,000千人未満の都道府県にあっては当該人口に0.534を乗じて得た数に1,025を加えて得た数とし、5,000千人以上の都道府県にあっては当該人口に0.091を乗じて得た数に3,240を加えて得た数とする。

なお、0.449はBの全国平均である。

βは、指定都市を包括する道府県にあっては下記に定める率、その他の都県にあっては1とする。

北海道1.011、宮城県1.051、埼玉県1.042、千葉県1.022、神奈川県1.257、新潟県1.056、静岡県1.221、愛知県1.038、京都府1.113、大阪府1.132、兵庫県1.037、岡山県1.084、広島県1.056、福岡県1.088、熊本県1.052

C：道路延長当たり面積

面積（指定都市を包括する道府県にあっては、指定都市に係る面積を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数。

なお、2.061は、Cの全国平均である。

D：標準道路延長比率

3,900kmを測定単位の数値で除して得た数

E：北海道にあっては0.95、沖縄県にあっては0.87、その他の都府県にあっては1.00

② 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数} - 1) = & \frac{\sum_{n=15}^{20} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20} (D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{20} (F_n \times G_n) + \sum_{n=15}^{20} (H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22} (J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22} (L_n \times M_n)}{1,928,000 \text{円} \times A} \\
 & + \frac{\sum_{n=21}^{24} (N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24} (P_n \times Q_n) + (R \times S) + (T \times U) + \sum_{n=15}^{22} (V_n \times W_n) + \sum_{n=21}^{22} (X_n \times Y_n)}{1,928,000 \text{円} \times A} \\
 & + \frac{\sum_{n=23}^{26} (Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26} (AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^4 (AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^4 (AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^4 (AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^4 (AJ_n \times AK_n)}{1,928,000 \text{円} \times A}
 \end{aligned}$$

A : 測定単位の数値

B_n : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち一般事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

C_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
15	0.018
16	0.018
17	0.017
18	0.016
19	0.016
20	0.01584

D_n : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分に係る同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）

E_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
15	0.018
16	0.018
17	0.017
18	0.016
19	0.016
20	0.01584

F_n : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分の財源対策債分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

G_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
15	0.033
16	0.030
17	0.031
18	0.027
19	0.026
20	0.02640

H_n : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

I_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
15	0.049
16	0.048
17	0.046
18	0.042
19	0.042
20	0.04223

J_n : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち通常事業に係る同意等額（農道・林道分及び資金手当分を除く。平成22年度の同意等額は継続事業※に限る。）

※以下のものを「継続事業」という（以下道路橋りょう費において同じ。）。

- ・社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの。
- ・地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業（平成20年度～平成24年度）

K_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
21	0.01681
22	0.01684

L_n : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における一般事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。平成22年度の同意等額は継続事業に限る。）

M_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
21	0.01681
22	0.01684

N_n : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分に係る同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。平成22年度以降の同意等額は継続事業に限る。）

O_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
21	0.01681
22	0.01684
23	0.01692
24	0.01727

P_n : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分の財源対策債分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

Q_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
21	0.02802
22	0.02807
23	0.02821
24	0.02878

R : 平成21年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

S : 次表に掲げる率とする。

	乗率
21	0.04482

T : 平成22年度に発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債のうち、一般事業における一般分（被災市街地復興特別事業分）に係る同意等額（資金手当分を除く。）

U : 次表に掲げる率とする。

	乗 率
22	0.04490

V_n : n年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債の高速自動車国道建設事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

W_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
15	0.033
16	0.033
17	0.031
18	0.027
19	0.027
20	0.02872
21	0.02962
22	0.02872

X_n : n年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分に係る同意等額（高速自動車国道建設事業分、資金手当分及び補正予算債分を除く。）

Y_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
21	0.02962
22	0.02872

Z_n : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものとして平成23年度から公共事業等債に統合されたもの）に係る分の旧通常事業量分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

AA_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
23	0.01648
24	0.01675
25	0.017
26	0.017

AB_n : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものとして平成23年度から公共事業等債に統合されたもの）に係る分の旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

AC_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
23	0.01648
24	0.01675
25	0.017
26	0.017

AD_n : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AE_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
23	0.04395
24	0.04466
25	0.045
26	0.044
27	0.042
28	0.0411
29	0.0414
30	0.04154
元	0.04098
2	0.00182
3	0.00251
4	0.00565

AF_n : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高速自動車国道建設事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AG_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
23	0.02747
24	0.02792
25	0.028
26	0.028
27	0.027
28	0.0257
29	0.0259
30	0.02596
元	0.02561
2	0.00114
3	0.00157
4	0.00353

AH_n : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分に係る同意等額（高速自動車国道建設事業分、資金手当分及び補正予算債分を除く。）

AI_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
23	0.02747
24	0.02792
25	0.028
26	0.028
27	0.027
28	0.0257
29	0.0259
30	0.02596
元	0.02561
2	0.00114
3	0.00157
4	0.00353

AJ_n : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち離島の防災機能強化（道路整備）分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AK_n : 次表に掲げる率とする。

n	乗 率
26	0.028
27	0.027
28	0.0257
29	0.0259
30	0.02596
元	0.02561
2	0.00114
3	0.00157
4	0.00353

- ③ 寒冷補正のうち積雪度の補正率算定に用いる雪寒道路とは、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）」第3条第3項の規定に基づき、国土交通大臣が指定し、告示された路線をいうものであり、級地区分ごとに単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

また、積雪度級地区分は令和5年4月6日付け事務連絡市－4別紙の市町村の級地区分によること。

(二) 河川費

(1) 測定単位について

- ① 測定単位の数値は、令和4年4月1日現在において河川法（昭和39年法律第167号）第12条第2項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で、当該地方団体がその経費を負担する河川の河岸のうち当該地方公共団体の区域内に所在するものの延長である。

ただし、河川現況台帳に記載されていない一級河川については、河川法施行法（昭和39年法律第168号）による廃止前の河川法（明治29年法律第71号）第2条第1項の規定によって認定された際の告示に記載されている当該数値によることができるとともに、新たに指定されたものがある場合は、当該公示された区間に係る河川現況台帳に記載されるべき数値によることができるものとする。

なお、測定単位の数値はkm単位（表示単位未満四捨五入）であるので注意すること。

- ② 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに、地方団体の配置分合、大規模な境界変更、道府県から指定都市への河川の管理権限の移譲等により河川を管理する地方団体に変更があったときは、総務大臣が認める場合に限り当該河川の延長を令和5年4月1日現在における河川管理者の区分に分別した数値によることができるものとする。

(2) 補正について

① 事業費補正

- ・事業費補正の対象として河川及び砂防事業に係る地方債（一般公共事業債）の元利償還金を算入することとしている。
- ・平成22年度以降発行について同意又は許可を得た河川及び砂防事業のうち、補助ダム事業に係る地方債（通常分）の元利償還金については、継続事業に限り算入することとしている。
- ・令和3年度から、事業費補正の対象として緊急浚渫推進事業に係る地方債の元利償還金を算入することとしている。

算式

$$\begin{aligned} \text{(事業費補正係数-1)} = & \frac{\sum_{n=15}^{15} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{17} (D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{17} (F_n \times G_n)}{185 \text{ 千円} \times A} \\ & + \frac{H \times 0.3 + \sum_{n=15}^4 (I_n \times J_n) + \sum_{n=2}^4 (K_n \times L_n)}{185 \text{ 千円} \times A} \end{aligned}$$

算式の符号

A : 河川の延長

B_n : n年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（一般分）の額（資金手当分除く。）

C₁₅ : 0.018

D_n : n年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業分）の額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）

E₁₅ : 0.018

$E_{16} : 0.018$

$E_{17} : 0.016$

F_n : n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業分）の額
（財源対策債分に限る。）

$G_{15} : 0.030$

$G_{16} : 0.030$

$G_{17} : 0.027$

H : 平成10年度以前に発行を許可された河川事業及び砂防事業に係る地方債元利償還金

I_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た河川及び砂防事業に係る一般公共事業債同意等額（通常分）のうち本来分に係る額（ただし、平成15年度から令和4年度までに発行について同意又は許可を得た地方債については、ダム（補助ダム事業については平成22年度債から継続事業分に限る。）、災害関連、直轄砂防に係るものとして総務大臣が通知した額）

$J_{15} : 0.033$

$J_{16} : 0.033$

$J_{17} : 0.03$

$J_{18} : 0.027$

$J_{19} : 0.029$

$J_{20} : 0.02872$

$J_{21} : 0.02962$

$J_{22} : 0.02872$

$J_{23} : 0.02747$

$J_{24} : 0.02792$

$J_{25} : 0.028$

$J_{26} : 0.028$

$J_{27} : 0.027$

$J_{28} : 0.0257$

$J_{29} : 0.0259$

$J_{30} : 0.02596$

$J_{元} : 0.02561$

$J_2 : 0.00114$

$J_3 : 0.00157$

$J_4 : 0.00353$

K_n : 令和 n 年度に発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債の額に相当する額

$L_2 : 0.07113$

$L_3 : 0.07162$

$L_4 : 0.07437$

185千円は単位費用である。

（注）（事業費補正係数－1）が負数となる場合は零とする。

(三) 港湾費

1 係留施設の延長を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

- ① 測定単位は港湾または漁港の係留施設の延長であること。
- ② 測定単位の数値については、令和5年4月6日付総財交第31号「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」中「第4 港湾費に関する調」の記載要領を参考にすること。
- ③ 「係留施設の延長」により算定されるものについては、原則として管理主体別に算入されることになっているが、負担割合によって測定単位の数値を按分する場合には、本算定時に総務大臣に対して承認申請する必要があること。
- ④ 一部事務組合等が管理主体である係留施設の延長については、県、市町村間の負担割合により按分した数値が「測定単位の数値」となること。

従って、種別補正後の数値は、按分された後の数値に種別補正係数を乗じて算出するものであること。

この場合、係留施設の延長に負担割合を乗じた後の数値は、それぞれ表示単位未満を四捨五入することとしているため、その合算数値は、負担割合を乗ずる前の数値に必ずしも一致しないものであること。

(2) 補正について

港湾分に用いる種別補正係数については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく保安対策実施の対象外である地方港湾の実態を勘案し、以下のとおりとしていること。

国際戦略 1.300 国際拠点 1.300 重要 1.000 地方 0.600

種別補正に用いる港湾の区別は令和5年4月1日現在であること。

なお、都道府県の種別補正後数値は、港湾の種別ごとの都道府県の合計に補正係数を乗じたものであること。

2 外郭施設の延長を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

- ① 測定単位の数値については、係留施設の延長を測定単位とするものを参照すること。
- ② 「外郭施設の延長」には、港湾にあっては港湾台帳に、漁港にあっては漁港台帳に記載されている道路護岸及び海岸保全施設の延長を含めるものであること。

(2) 補正について

投資補正 + (事業費補正 - 1)

① 投資補正係数（漁港分のみ）

$$0.704 + 0.296 \times \frac{A}{B} \times \left[\frac{C}{0.105} \times 0.9 + 0.1 \right] \times \alpha$$

0.704 : 標準団体所要一般財源に占める漁港施設費の割合

0.296 : 標準団体所要一般財源に占める漁業振興費の割合

A : 水産業者数（内水面業者を除く）

- B : 漁港における外郭施設の延長
 C : 漁業就業者比率
 0.105 : 漁業就業者比率の全国平均
 α : 13.168

※A、Cの具体的数値については、「令和5年度普通交付税の基準財政需要額算定に係る参考資料」を参照すること。

② 事業費補正係数

(港湾分)

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^4 (C_n \times D_n)}{5,310 \text{円} \times A}$$

- A : 外郭施設の延長
 B : 平成10年度以前に発行を許可された港湾事業に係る地方債元利償還金
 C_n : n年度に発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の額
 (平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債については、継続事業及び災害関連事業に限る)

D ₁₅ : 0.033	D ₁₆ : 0.033	D ₁₇ : 0.030	D ₁₈ : 0.027
D ₁₉ : 0.027	D ₂₀ : 0.02872	D ₂₁ : 0.02962	D ₂₂ : 0.02872
D ₂₃ : 0.02747	D ₂₄ : 0.02792	D ₂₅ : 0.028	D ₂₆ : 0.028
D ₂₇ : 0.027	D ₂₈ : 0.0257	D ₂₉ : 0.0259	D ₃₀ : 0.02596
D _元 : 0.02561	D ₂ : 0.00114	D ₃ : 0.00157	D ₄ : 0.00353

5,310円 : 単位費用

0.3 : 算入率

(漁港分)

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^4 (C_n \times D_n)}{4,830 \text{円} \times A}$$

- A : 外郭施設の延長
 B : 平成10年度以前に発行を許可された漁港事業に係る地方債元利償還金
 C_n : n年度に発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の額
 (平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債については、継続事業及び災害関連事業に限る)

D ₁₅ : 0.033	D ₁₆ : 0.033	D ₁₇ : 0.030	D ₁₈ : 0.027
D ₁₉ : 0.027	D ₂₀ : 0.02872	D ₂₁ : 0.02962	D ₂₂ : 0.02872
D ₂₃ : 0.02747	D ₂₄ : 0.02792	D ₂₅ : 0.028	D ₂₆ : 0.028
D ₂₇ : 0.027	D ₂₈ : 0.0257	D ₂₉ : 0.0259	D ₃₀ : 0.02596
D _元 : 0.02561	D ₂ : 0.00114	D ₃ : 0.00157	D ₄ : 0.00353

4,830円 : 単位費用

0.3 : 算入率

(四) その他の土木費

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数+ (密度補正Ⅱ係数- 1)

密度補正Ⅱ係数 (公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助) の算定方法は次のとおりである。

$$\begin{aligned}(\text{密度補正係数Ⅱ} - 1) &= \frac{1}{1,250\text{円} \times A \text{ (=人口)}} \\ &\times \left\{ \{(\text{公営住宅家賃収入補助相当額} B \text{ (千円)}) + (\text{公営住宅家賃対策等補助相当額} C \text{ (千円)})\} \right. \\ &- \left. A \times (\text{公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る 1 人当たり} \right. \\ &\quad \left. \text{算入単価} = 100\text{円}) \right\} \\ &= \frac{(B + C) \times 0.800}{A} - 0.080 \\ B &= \sum_{n=5}^7 \left\{ D_n \times \left(1 - \frac{E_n}{F_n}\right) + G_n \times \left(1 - \frac{H_n}{I_n}\right) \right\}\end{aligned}$$

算式の符号

D_n : n 年度第 1 種公営住宅家賃収入補助基本相当額

E_n : n 年度第 1 種公営住宅収入超過者入居戸数

F_n : n 年度第 1 種公営住宅戸数

G_n : n 年度第 2 種公営住宅家賃収入補助基本相当額

H_n : n 年度第 2 種公営住宅収入超過者入居戸数

I_n : n 年度第 2 種公営住宅戸数

$$C = \sum (J - K) \times \alpha \times 12 \times 1.022$$

算式の符号

J : 乗率 α ごとの近傍同種の住宅の家賃等 (月額)

K : 乗率 α ごとの入居者負担基準額等 (月額)

12 : 月額の J 及び K を年額にするために乗じる月数

1.022 : 附帯事務費 (=補助基本相当額×0.022) を加算するための係数

乗率 α : 原則として 1/2、管理人住宅は 1/3

ただし、災害関連の公営住宅については 2/3

さらに、激甚災害の場合、最初の 5 年間 3/4、その後 2/3

三 教育費

(一) 小学校費及び中学校費

(1) 測定単位

測定単位の数値は、令和5年5月1日現在の学校基本調査による児童生徒数等を基礎として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「三 教育費」において「標準法」という。）第6条の規定に基づき算定した当該都道府県の小・中学校教職員定数の標準となる数（指定都市立の小・中学校教職員数を除く。）であること。（なお、小学校費においては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）附則第2条の規定により読み替えた標準法とする。）

(2) 補正係数

・小学校費

普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（経常態容補正係数－1）

・中学校費

普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（密度補正係数－1）＋（経常態容補正係数－1）

- ① 普通態容補正係数の算定については、当該都道府県内の地域手当の級地別市（指定都市を除く。）町村人口の積上げ方式によって求めた係数を用いること。

また、特定公立国際教育学校（公設民営学校）を設置する道府県にあっては、当該学校に係る教職員の給与及び旅費等について算定するため、以下の算式によって算出した係数を普通態容補正係数に乗じること。

係数＝特定公立国際教育学校の教職員数／測定単位の数値＋1

- ② 単位費用計上額のうち義務教育費国庫負担金の負担割合変更分について、各都道府県の年齢構成差等を反映するため、各都道府県の教職員平均給与の全国平均に対する比率を用いた経常態容補正を適用している。

算式

$$(\text{経常態容補正係数}) = \left(\frac{A}{A\text{の全国平均}} - 1 \right) \times B + 1$$

算式の符号

A 前年度における各都道府県（指定都市を除く。）の教職員平均給与月額（改正前の義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下「三 教育費」において「限度政令」という。）の規定による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる各都道府県の教職員の給与総額を標準法の定数で除して得た額を12で除して得た額。）

全国平均については、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額とする。

具体的な数値については、「令和5年度基準財政需要額算定に係る参考資料」を参照。

B 単位費用計上額のうち、義務教育費国庫負担金の負担割合変更分の比率（小学校費・中学校費共に0.168）

③ 密度補正係数の算定方法は、以下のとおりである。

算式

$$(\text{密度補正係数} - 1) = \frac{B + C + D}{(\text{教職員数} = A) \times (\text{単位費用} = 5,847,000 \text{ 円})}$$

算式の符号

B 次の算式により算定した都道府県立中学校の学校給食等に要する経費

算式

$$36,900 \text{ 円} \times b1 \times b2$$

算式の符号

36,900 円 都道府県立中学校の中学校の生徒 1 人当たり経費

b1 令和 5 年 5 月 1 日現在の都道府県立中学校の生徒数

b2 スクールバス等の数に 160.76 を乗じて得た数を、b1 の数値で除して得た数

C 次の算式により算定した都道府県立中学校の建物等の維持修繕並びに教育教材及び学校図書館図書整備等に要する経費

算式

$$1,101,000 \text{ 円} \times c1 \times (c2 + c3)$$

算式の符号

1,101,000 円 都道府県立中学校の中学校の学級 1 学級当たり経費

c1 令和 5 年 5 月 1 日現在の都道府県立中学校の学級数

c2 当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.023、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.019、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.017、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.014、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.012、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.007、100 分の 3 地域の市町村にあつては 1.003、その他地域の市町村にあつては 1.000 を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が 1.000 に満たないときは、1.000 とする。

c3 次の算式により算定した数

算式

$$\alpha + \beta + \gamma$$

算式の符号

α 当該都道府県の区域内の市町村の給与の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.007、2 級地の市町村にあつては 0.006、3 級地の市町村にあつては 0.006、4 級地の市町村にあつては 0.004、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

β 当該都道府県の区域内の市町村の寒冷の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.152、2 級地の市町村にあつては 0.254、3 級地の市町村にあつては 0.380、4 級地の市町村にあつては 0.576、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

γ 当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては

0.068、2 級地の市町村にあつては 0.137、3 級地の市町村にあつては 0.343、4 級地の市町村にあつては 0.755、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

- D 次の算式により算定した都道府県立中学校の学校医、特別支援教育支援員、学校司書等に対する報酬及び教育情報化等に要する経費

算式

$$10,532,000 \text{ 円} \times d$$

算式の符号

10,532,000 円 都道府県立中学校の中学校の学校 1 校当たり経費

d 令和 5 年 5 月 1 日現在の都道府県立中学校の学校数

(二) 高等学校費

1 教職員数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位の数値は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）」に基づいて算定された令和5年5月1日現在の教職員定数の標準となる数であること。（「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）」第2条の規定に基づき都道府県が給与費を負担する市町村立高等学校（指定都市立を除く。）の定時制課程に係る教職員の定数を含む。また、中等教育学校の後期課程に係る定数を含む。）

なお、通信制課程に係る定数を含むこと。

(2) 補正について

普通態容補正係数×寒冷補正係数

① 普通態容補正及び寒冷補正係数の算定については、次の事項に留意のこと。

ア 普通態容補正は、当該都道府県内の地域手当に係る級地区別市町村人口の積上げ方式によって求めた係数を用いること。

また、特定公立国際教育学校（公設民営学校）を設置する道府県にあつては、当該学校に係る教職員の給与費及び旅費等について算定するため、以下の算式によって算出した係数を普通態容補正に乗じること。

係数＝公設民営学校の教職員定数／測定単位の数値＋1

イ 寒冷補正については、寒冷級地別人口を用いて算出した係数を用いること。

2 生徒数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

令和5年5月1日現在の学校基本調査の数値によること。

(2) 補正について

投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数

① 投資補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{投資補正係数} = \frac{\{(A/1.798) \times 0.8 + (B/16.994) \times 0.2\} \times 27.3 \times C}{C \times D}$$

算式の符号

A：生徒1人当たり校舎及び屋内運動場の不足面積

令和5年5月1日現在の当該団体立の高等学校の一般校舎及び屋内運動場の不足面積

測定単位の数値

B：生徒1人当たり産振校舎不足面積

令和5年5月1日現在の当該団体立の高等学校の産振校舎の不足面積

測定単位の数値中普通科等以外の学科の生徒数

C：測定単位の数値

D：59.8

令和5年度単位費用59,800円を千円単位としたもの

(投資補正係数算式中、 1.798、16.994は全国平均値である。)

② 事業費補正係数の算出方法は、次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=15}^{16} (B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{16} (D_n \times E_n) + F_{\text{令2}} \times G_{\text{令2}}}{59,800 \text{円} \times A}$$

算式の符号

A : n年度の測定単位の数値 (生徒数)

B_n : n年度の臨時高等学校整備事業債のうち大規模改造事業に係る単独分 (除養護学校に係るもの) の額

C_n : C₁₅=0.0243、C₁₆=0.0242

D_n : n年度の臨時高等学校整備事業債のうち老朽施設改築事業 (老朽単独) 分 (除養護学校に係るもの) の額

E_n : E₉=0.0046、E₁₀=0.0102、E₁₁=0.0088、E₁₂=0.0092、E₁₃=0.0104、E₁₄=0.0093、E₁₅=0.0243、

E₁₆=0.0242

F_{令2} : 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債 (同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。) のうち高等学校に係るものの額に相当する額

G_{令2} : 0.00149

59,800円 : 令和5年度単位費用

③ 令和5年度においても、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号) 第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち福島県については、依然として震災により一時的に避難転出している生徒が多いこと等により、引き続き年度途中における復帰によって生じる需要や、避難中であっても建物の修繕費・維持管理費等の継続的・計画的な行政運営に資する需要が生じることに配慮し、次の算式により得た率 (特例率) を経常態容補正係数として措置することとした。

算式

$$\text{経常態容補正係数 (特例率)} = \frac{(B \times C - A) \times 59,800 \text{円}}{59,800 \text{円} \times A}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (令和5年5月1日現在の生徒数)

B : 平成22年5月1日現在の生徒数

C : 令和5年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳登録人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率 (小数点以下第5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する)。

59,800円 : 単位費用

(注) (B × C - A) が負数となるときは原則として0とする。

(三) 特別支援学校費

1 教職員数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位の数値は、令和5年5月1日現在の学校基本調査による児童数及び生徒数等を基礎として、標準法及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定に基づいて算定した当該都道府県の特別支援学校の教職員定数の標準となる数（指定都市立の特別支援学校教職員数を除く。）であること。

また、次の点に注意すること。

- ① 市町村立特別支援学校の高等部の実習助手の定数の標準となる数は含まないこと。
- ② 高等部の別科及び専攻科の生徒数等は、教職員数の算定の基礎に含まないこと。

(2) 補正について

経常態容補正係数×寒冷補正係数

① 経常態容補正

義務教育費国庫負担金等の負担割合変更分について各都道府県の年齢構成差等を反映するため、各都道府県の教職員平均給与の全国平均に対する比率等を用いた経常態容補正を適用していること。なお、平成19年度より、全国平均については、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額としている。

経常態容補正係数の算定方法は、次のとおりであること。

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{A \times \{ (C - 1) \times 0.107 + D \} + \{ (B \times 1.24) \times D \}}{A + B}$$

(C - 1) × 0.107に小数点以下3位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、A × { (C - 1) × 0.107 + D }、(B × 1.24) 又は { (B × 1.24) × D } に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

(注)

A：公立（指定都市立を除く）特別支援学校の小学部及び中学部の教職員数

B：公立（指定都市立を除く）特別支援学校の高等部の教職員数

C：前年度における各都道府県の公立（指定都市立を除く）特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額（限度政令の規定による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる各都道府県ごとの教職員の給与総額を標準法の定数で除して得た額を12で除して得た額）を、同様の方法により算定した前年度における全国の公立特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額で除して得た数。ただし、全国平均については、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額。

D：地域手当の支給率の差異等による給与の差に係る率（一般財源総額に占める給与差の影響を受ける給与費の割合に地域手当支給級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えて得た率を当該地域手当支給級地区分の市（指定都市を除く）町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口（当該都道府県の区域内の指定都市の人口を除く）で除して得た数）

0.107：単位費用に占める負担割合変更分の割合

1.24：小学部及び中学部の教職員1人当たりの標準団体の一般財源に対する高等部の教職員1人当たりの標準団体の一般財源の比率

② 寒冷補正

寒冷補正は、都道府県庁所在地の属する地域の寒冷地手当支給地区分に応ずる率を補正係数とすること。

2 学級数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位の数値は、標準法に定める学級編制の標準によって算定した令和5年5月1日現在の当該都道府県立の特別支援学校の小学部及び中学部の学級数並びに学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在の当該都道府県立の特別支援学校の高等部の学級数（在籍者のいない学級を除き、多学年学級は1学級とみなす。）の合算数であること。

(2) 補正について

密度補正係数

密度補正係数の算定方法は、次のとおりであること。

密度補正係数 =

$$\frac{A \times 1,399 \text{千円} + B \times 43 \text{千円} + C \times 56 \text{千円} + D \times 2 \text{千円} + E \times 83 \text{千円} + F \times 4,011 \text{千円} + G \times 108 \text{千円} + H \times 1,491 \text{千円}}{\text{単位費用 (= 2,186千円)} \times \text{測定単位の数値}} + 1.000$$

$$= \frac{A \times 0.640 + B \times 0.020 + C \times 0.026 + D \times 0.001 + E \times 0.038 + F \times 1.835 + G \times 0.049 + H \times 0.682}{\text{測定単位の数値}} + 1.000$$

(注) 学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における

当該都道府県の区域内の市町村立特別支援学校の

A：幼稚部に在学する幼児の数（指定都市立を除く）

B：幼稚部に在学する幼児の数

C：小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数

D：高等部（本科）に在学する生徒の数（指定都市立を除く）

E：高等部（本科）に在学する生徒の数

F：高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒の数（指定都市立を除く）

G：高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒の数

当該都道府県立の特別支援学校の

H：幼稚部に在学する幼児の数

1,399千円、43千円、56千円、2千円、83千円、4,011千円、108千円、1,491千円

：幼児、児童、生徒1人当たり経費

(四) その他の教育費

1 人口を測定単位とするもの

段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数+ (密度補正Ⅱ係数-1)

(1) 普通態容補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{普通態容補正係数} = \frac{\text{指定都市人口} \times 0.942 + \text{中核市人口} \times 0.972 + \text{その他の人口}}{\text{人口}}$$

(2) 密度補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

(算式ア)

$$\begin{aligned} &= \frac{A \times B \times 315,699\text{円}}{(\text{単位費用: } 3,490 \text{円}) \times (\text{測定単位: 人口})} - \frac{5,776\text{人} \times (\text{測定単位: 人口}) / 1,700,000\text{人} \times 315,699\text{円}}{(\text{単位費用: } 3,490 \text{円}) \times (\text{測定単位: 人口})} \\ &= \frac{A \times B \times 90.458}{(\text{測定単位: 人口})} - 0.307 \end{aligned}$$

算式アの符号

A: 管内市町村の私立幼稚園等在籍人員数 (n. 4. 1現在) の合計数

※私立幼稚園等在籍人員数は、私立幼稚園 (新制度移行分) 在籍人員数と私立認定こども園の1号認定子ども数の合計数

B: $\frac{\alpha}{\beta} \times 12$

882,936円

α : 管内市町村の前年度私立幼稚園等費用額 (n-1. 10月分) の合計額

β : 管内市町村の前年度私立幼稚園等在籍人員数 (n-1. 10. 1現在) の合計数

5,776人: 標準団体あたりの1号認定子ども等の数

1,700,000人: 標準団体の人口

315,699円: 施設型給付費単価 (都道府県負担分)

882,936円: 前年度施設型給付費全国平均単価

(算式イ)

$$\begin{aligned} &= \frac{A \times 77,100\text{円}}{(\text{単位費用: } 3,490 \text{円}) \times (\text{測定単位: 人口})} - \frac{6,460\text{人} \times (\text{測定単位: 人口}) / 1,700,000\text{人} \times 77,100\text{円}}{(\text{単位費用: } 3,490 \text{円}) \times (\text{測定単位: 人口})} \\ &= \frac{A \times 22.092}{(\text{測定単位: 人口})} - 0.084 \end{aligned}$$

算式イの符号

A: 管内市町村の新制度未移行私立幼稚園児数 (n. 4. 1現在) の合計数

6,460人: 標準団体あたりの新制度未移行私立幼稚園児の数

1,700,000人: 標準団体の人口

77,100円: 施設等利用給付費単価 (新制度未移行私立幼稚園分) (都道府県負担分)

(算式ウ)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{(\text{単位費用：3,490円}) \times (\text{測定単位：人口})} \left[\begin{aligned}
 &\{ A \times 535,800\text{円} + B \times 357,200\text{円} + C \times 178,600\text{円} \\
 &+ D \times 390,000\text{円} + E \times 260,000\text{円} + F \times 130,000\text{円} + G \times 234,600\text{円} + H \times 156,400\text{円} + \\
 &I \times 78,200\text{円} + (J \times 166,800\text{円} + K \times 111,200\text{円} + L \times 55,600\text{円}) \times \alpha + M \times 282,000\text{円} + \\
 &N \times 188,000\text{円} + O \times 94,000\text{円} + P \times 169,200\text{円} + Q \times 112,800\text{円} + R \times 56,400\text{円} + S \times 84,600\text{円} \\
 &+ T \times 56,400\text{円} + U \times 28,200\text{円} + (V \times 70,000\text{円} + W \times 46,700\text{円} + X \times 23,400\text{円}) \times \beta \} \\
 &\times 1.358 + \{ (Y \times 590,000\text{円} + Z \times 393,400\text{円} + AA \times 196,700\text{円}) \times 1/2 \times \gamma + \\
 &(AB \times 160,000\text{円} + AC \times 106,700\text{円} + AD \times 53,400\text{円}) \times 1/2 \times \delta \} \times 1.954 \\
 &- (\text{測定単位：人口}) / 1,700,000\text{人} \times 537,812,000\text{円} \end{aligned} \right] \\
 &= \frac{1}{(\text{測定単位：人口})} \left[\begin{aligned}
 &\{ A \times 153.524 + B \times 102.350 + C \times 51.175 + \\
 &D \times 111.748 + E \times 74.499 + F \times 37.249 + G \times 67.221 + H \times 44.814 + I \times 22.407 + \\
 &(J \times 47.794 + K \times 31.862 + L \times 15.931) \times \alpha + M \times 80.802 + N \times 53.868 + O \times 26.934 + \\
 &P \times 48.481 + Q \times 32.321 + R \times 16.160 + S \times 24.241 + T \times 16.160 + U \times 8.080 + \\
 &(V \times 20.057 + W \times 13.381 + X \times 6.705) \times \beta \} \times 1.358 + \{ (Y \times 84.527 + Z \times 56.361 + \\
 &AA \times 28.181) \times \gamma + (AB \times 22.923 + AC \times 15.287 + AD \times 7.650) \times \delta \} \times 1.954 \end{aligned} \right] - 0.091
 \end{aligned}$$

算式ウの符号

- A：「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和5年4月20日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和3年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。符号B及び符号Cにおいて同じ。）
- B：都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2/3区分」の数
- C：都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1/3区分」の数
- D：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号E及び符号Fにおいて同じ。）
- E：都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2/3区分」の数

- F：都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- G：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号H及び符号Iにおいて同じ。）
- H：都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- I：都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- J：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数
- K：都道府県立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- L：都道府県立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- M：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。符号N及び符号Oにおいて同じ。）
- N：都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- O：都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- P：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号Q及び符号Rにおいて同じ。）
- Q：都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- R：都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- S：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号T及び符号Uにおいて同じ。）
- T：都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- U：都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- V：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数
- W：都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- X：都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- Y：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数
- Z：私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- AA：私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- AB：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数
- AC：私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数

AD：私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数

α：次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(a \times 3) \div (b \times 3 + c \times 2 + d) \div 166,800$$

算式の符号

- a 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和3年度授業料減免額（実績）」
- b 符号Jに同じ。
- c 符号Kに同じ。
- d 符号Lに同じ。

β：次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(e \times 3) \div (f \times 3 + g \times 2 + h) \div 70,000$$

算式の符号

- e 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和3年度入学金減免額（実績）」
- f 符号Vに同じ。
- g 符号Wに同じ。
- h 符号Xに同じ。

γ：次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(i \times 3) \div (j \times 3 + k \times 2 + l) \div 590,000$$

算式の符号

- i 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和3年度授業料減免額（実績）」
- j 符号Yに同じ。
- k 符号Zに同じ。
- l 符号AAに同じ。

δ：次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(m \times 3) \div (n \times 3 + o \times 2 + p) \div 160,000$$

算式の符号

- m 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和3年度入学金減免額（実績）」
- n 符号ABに同じ。
- o 符号ACに同じ。
- p 符号ADに同じ。

1,700,000人：標準団体の人口

537,812,000円：単位費用に積算されている授業料等減免費交付金の一般財源額

2 高等専門学校及び大学の学生の数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位の数値は、学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における当該都道府県立の高等専門学校及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数であること。（高等専門学校、短期大学及び大学は、当該都道府県が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体である同法第68条第1項の公立大学法人の設置するものを含む。）

(2) 補正について

種別補正係数

種別補正係数については、次の区分によること。

ア 高等専門学校

イ 短期大学（専門職短期大学を含む。）

（ア）理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科

（イ）文科系学科（家政系及び芸術系学科を除く。）

（ウ）家政系学科及び芸術系学科

ウ 大学（専門職大学を含む。）

（ア）医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。）

（イ）歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）

（ウ）理科学系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）

（エ）保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）

（オ）社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）

（カ）人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）

（キ）家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）

エ 専門職大学（理科学系学部及び芸術系学部）

3 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位の数値は、学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における当該都道府県の区域内の私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数であること。

(2) 補正について

種別補正係数

種別補正係数については、次の区分によること。

ア 学校法人の設置する幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）

イ 学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程

ウ 学校法人の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程

エ 学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校

オ 学校法人の設置する通信制高等学校

カ 学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）及び特別支援学校

四 厚生費

(一) 生活保護費

寒冷補正係数 + (密度補正係数 - 1)

(1) 密度補正

密度補正係数 (生活扶助者等の数及び被生活保護者等の数) の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{(密度補正係数-1)} \\ &= \frac{1}{(\text{単位費用} = 9,430\text{円}) \times (\text{町村部人口} = A)} \times \left[\left\{ (\text{生活扶助者等1人当たり算入単価} = \frac{189,136,000\text{円}}{2,922\text{人}}) \right. \right. \\ & \quad \times \left. \left. \left((\text{生活扶助者等の数} = B) - (\text{標準団体の生活扶助者等の数} = 2,922\text{人}) \times \frac{(\text{町村部人口} = A)}{(\text{標準団体町村部人口} = 200,000\text{人})} \right) \right\} \\ & \quad + \left\{ (\text{被生活保護者等1人当たり算入単価} = 145,830\text{円}) \times \left((\text{被生活保護者等の数} = C) \times (\text{扶助費単価差率} = \alpha) \right. \right. \\ & \quad \left. \left. - (\text{標準団体の被生活保護者等の数} = 9,933\text{人}) \right) \times \frac{(\text{町村部人口} = A)}{(\text{標準団体町村部人口} = 200,000\text{人})} \right\} \\ &= \left(\frac{B \times 100}{A} - 1.461 \right) \times 0.069 + \left(\frac{C \times \alpha \times 100}{A} - 4.967 \right) \times 0.155 \end{aligned}$$

(注) 1 密度補正係数 (生活扶助者等の数) に用いる当該団体の生活扶助者等の数は、「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について (照会)」 (令和5年4月6日付総財交第30号) の「第22 被生活保護者数に関する調 (その1)」における生活扶助の「厚生労働省報告」の「都道府県分」の数 (「市制施行等による増減」に数値がある場合には、その数を控除した数) に0.0881を乗じた数値であること。

2 生活保護費等における密度補正については、令和4年度における被生活保護者等の実数と令和4年度における交付税の算定数との差分について、令和5年度算定で調整することとしており、密度補正係数 (被生活保護者等の数) に用いる当該団体の被生活保護者等の数 (=C) は、次の算式により求めた数であること。

なお、下記算式中 c に乗じる0.964は、令和4年度補正予算分を勘案して定めた率である。

$$C = a + \{ b - (c \times 0.964) \} \times 0.983$$

[算式の符号]

a : 被生活保護者等の数

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の各扶助別の年間延べ人数に、それぞれ乗率を乗じた数の合計であること。乗率については、算出資料の②欄を参照のこと。

b : 被生活保護者等の実数

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の各扶助別の年間延べ人数に、それぞれ乗率を乗じた数の合計であること。乗率については、算出資料の④欄を参照のこと。

c : 前年度における被生活保護者等の数

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の各扶助別の年間延べ人数に、それぞれ乗率を乗じた数の合計であること。乗率については、算出資料の⑦欄を参照のこと。

3 被生活保護者等の数 (=C) に乗じるαは、生活保護法による「保護の基準」を基礎とした扶助費単価差率であり、当該都道府県内の種地区別町村部人口と種地区別市部人口を積み上げ、繰替支弁等を考慮した方式によって求めた係数であること。

- 4 $\frac{B \times 100}{A}$ 及び $\frac{C \times 100}{A}$ は、小数点以下 3 位未満を四捨五入し、最終補正係数も小数点以下 3 位未満を四捨五入すること。
- 5 ① 密度補正係数に用いる被生活保護者等の数は、生活保護法に基づく各種の扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく各種の支援給付を受けた者の数である。
- したがって、密度補正に用いる被生活保護者等の数の基礎となる市（福祉事務所設置町村を含む。以下③において同じ。）分及び都道府県分の扶助区分ごとの月ごとの合計数と、被保護者調査月別概要の「第 1 保護の種類別被保護世帯数及び被保護人員」及び福祉行政報告例の「第 6 6 給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）」により厚生労働省に報告のあった扶助区分ごとの月ごとの数値の合計数は原則として一致すべきものであること。
- ② 密度補正係数に用いる被生活保護者数は、被保護者調査や福祉行政報告例等の「郡部」欄の数値をそのまま用いるものではなく、「市部」に係る被生活保護者数のうち、生活保護法第 7 2 条（繰替支弁）及び第 7 3 条（都道府県の負担）の規定により都道府県が経費を負担することとされている者に係る数値（指定都市及び中核市については、同法第 7 3 条の規定が適用されないので留意のこと。）を加算すること。
- ③ 以下の点において市町村担当課と調整を行うこと。
- (1) 令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日までの間において、福祉事務所を設置していない町村が市となり又は市の区域に変更があった場合においては、当該市が令和 3 年度及び令和 4 年度において、令和 5 年 4 月 1 日現在の区域をもって存在していたものとみなした場合において、当該市がその経費負担をすべきであった月ごとの実人員をそれぞれ加算した数値を当該市の数値として用い、都道府県が経費を負担した者に係る数値は、当該都道府県の合計数値から当該市分の数値を控除した数値を用いることとなるので注意すること。
- (2) 令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日までの間において、指定都市又は中核市以外の市が指定都市又は中核市となった場合においては、当該市が令和 3 年度及び令和 4 年度において、指定都市又は中核市であったとみなした場合において、当該市がその経費負担をすべきであった月ごとの実人員をそれぞれ加算した数値を当該市の数値として用い、都道府県が経費を負担した者に係る数値は、当該都道府県の合計数値から当該市分の数値を控除した数値を用いることとなるので注意すること。

(二) 社会福祉費

段階補正係数×普通態容補正係数+（密度補正係数－1）+（事業費補正係数－1）

(1) 段階補正

指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する道府県において段階補正に用いる数値（人口）は、権能差補正後の数値を用いること。

(2) 普通態容補正

指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村に対して移譲された事務に係る経費について、権能差により対応していること。

(3) 密度補正

密度補正係数の算定方法は次のとおりである。

(密度補正係数－1)

【施設型給付費（2・3号認定子ども）分】

$$\begin{aligned} &= \frac{1}{A \times 20,500\text{円}} \times \left(B1 \times \alpha 1 \times 391,980\text{円} - 4,144,178\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right. \\ &\quad \left. + B2 \times \alpha 2 \times 179,451\text{円} - 2,874,226\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right) \\ &= \left(\frac{B1 \times \alpha 1 \times 19.121}{A} - 0.119 \right) + \left(\frac{B2 \times \alpha 2 \times 8.754}{A} - 0.082 \right) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \alpha 1 &= \frac{\beta 1}{348,691\text{円}}, & \beta 1 &= \frac{(a 1 - b) \times 12 \times 0.25}{c1} \\ \alpha 2 &= \frac{\beta 2}{200,592\text{円}}, & \beta 2 &= \frac{a 2 \times 12 \times 0.25}{c2} \end{aligned}$$

【地域型保育給付費分】

$$= \frac{1}{A \times 20,500\text{円}} \times \left(C \times 563,361\text{円} - 699,819\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right) = \frac{C \times 27.481}{A} - 0.020$$

【施設等利用給付（私立幼稚園（新制度移行分除く）除く）分】

$$\begin{aligned} &= \frac{1}{A \times 20,500\text{円}} \times \left(D \times \gamma \times 29,766\text{円} - 200,213\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000\text{人}} \right) \\ &= \frac{D \times \gamma \times 1.452}{A} - 0.006 \\ \gamma &= \frac{\delta}{8,445\text{円}}, & \delta &= \frac{(d - e) \times 0.25}{f} \end{aligned}$$

(注) d-eが負数のときδは0とする。

【障害福祉サービス分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 20,500円} \times \left\{ (E1 \times 517,016円 - 2,025,152千円 \times \frac{A}{1,700,000人}) \right. \\
 &\quad + (E2 \times 502,410円 - 8,820,310千円 \times \frac{A}{1,700,000人}) \\
 &\quad \left. + (E3 \times 426,501円 - 1,432,617千円 \times \frac{A}{1,700,000人}) \right\} \\
 &= \left(\frac{E1 \times 25.22}{A} - 0.058 \right) + \left(\frac{E2 \times 24.51}{A} - 0.253 \right) + \left(\frac{E3 \times 20.80}{A} - 0.041 \right)
 \end{aligned}$$

【児童手当分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 20,500円} \times \left\{ F1 \times 16,000円 + F2 \times 30,000円 + F3 \times 20,000円 + F4 \times 20,000円 + F5 \times 30,000円 \right. \\
 &\quad + F6 \times 30,000円 + F7 \times 20,000円 + F8 \times 20,000円 + F9 \times 180,000円 + F10 \times 120,000円 + F11 \times 180,000円 \\
 &\quad + F12 \times 120,000円 + (F13 + F14 + F15 + F16) \times 10,000円 + (F17 + F18 + F19 + F20) \times 10,000円 \\
 &\quad \left. + (F21 + F22 + F23 + F24) \times 60,000円 \right\} \times 0.995 - \frac{4,636,650千円 \times A}{1,700,000人} \\
 &= \frac{1}{A} \times \left\{ F1 \times 0.780 + F2 \times 1.463 + F3 \times 0.976 + F4 \times 0.976 + F5 \times 1.463 + F6 \times 1.463 + F7 \times 0.976 \right. \\
 &\quad + F8 \times 0.976 + F9 \times 8.780 + F10 \times 5.854 + F11 \times 8.780 + F12 \times 5.854 \\
 &\quad + (F13 + F14 + F15 + F16) \times 0.488 + (F17 + F18 + F19 + F20) \times 0.488 \\
 &\quad \left. + (F21 + F22 + F23 + F24) \times 2.927 \right\} \times 0.995 - 0.133
 \end{aligned}$$

【児童扶養手当分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 20,500円} \times (17,101円 \times G + 1,441円 \times H - 538,310千円 \times \frac{A}{1,700,000人}) \\
 &= \frac{G \times 0.834 + H \times 0.070}{A} - 0.015
 \end{aligned}$$

【児童福祉司分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 20,500円} \times (5,340千円 \times \varepsilon + 2,930千円 \times \zeta - 169,510千円 \times \frac{A}{1,700,000人}) \\
 &= \frac{\varepsilon \times 260.488 + \zeta \times 142.927}{A} - 0.005
 \end{aligned}$$

$$\varepsilon = \left(I - \frac{A - J}{1,000} \right) \times \frac{1}{40}, \quad \zeta = \frac{\varepsilon}{6}$$

(注) $I - (A - J) / 1,000$ が負数のとき ε は0とする。また、 ε は小数点以下切り上げ、 ζ は小数点以下四捨五入した数とする。

算式の符号

- A : 測定単位の数値 (人口)
- B 1 : 私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数 (3号認定子ども)
- B 2 : 私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数 (2号認定子ども)
- C : 地域型保育給付の各事業に係る子どもの数に、それぞれ次の乗率を乗じて算出した数値の合計であること。
 家庭的保育 : 1.227 小規模保育A型 : 1.000 小規模保育B型及び特例保育 : 0.778
 小規模保育C型 : 1.004 居宅訪問型保育 : 1.994 事業所内保育A型 : 0.917
 事業所内保育B型 : 0.572 事業所内保育20人以上 : 0.557
- D : 子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数
- E 1 : 障害福祉サービスのうち当該団体における居住系サービス利用者数
- E 2 : 障害福祉サービスのうち当該団体における「日中活動系サービス利用者数」及び「児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数」(以下、日中活動系サービス利用者数とする)の計
- E 3 : 障害福祉サービスのうち当該団体における訪問系サービス利用者数
- F 1 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳未満) (被用者・本則給付分) 及び (施設等受給資格者分の計)
- F 2 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (非被用者・本則給付分)
- F 3 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (被用者・本則給付分のうち第1・2子分) 及び (施設等受給資格者分の計)
- F 4 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (非被用者・本則給付分のうち第1・2子分)
- F 5 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (被用者・本則給付分のうち第3子以降分)
- F 6 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (非被用者・本則給付分のうち第3子以降分)
- F 7 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(中学校) (被用者・本則給付分) 及び (施設等受給資格者分の計)
- F 8 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (非被用者・本則給付分)
- F 9 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (地方公務員・本則給付分)
- F 10 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分)
- F 11 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分)
- F 12 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (地方公務員・本則給付分)
- F 13 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (被用者・特例給付分)
- F 14 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (被用者・特例給付分のうち第1・2子分)
- F 15 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳～小学校) (被用者・特例給付分のうち第3子以降分)

- F 16 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (被用者・特例給付分)
- F 17 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (非被用者・特例給付分)
- F 18 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳~小学校) (非被用者・特例給付分のうち第1・2子分)
- F 19 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳~小学校) (非被用者・特例給付分のうち第3子以降分)
- F 20 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (非被用者・特例給付分)
- F 21 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (地方公務員・特例給付分)
- F 22 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳~小学校) (地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分)
- F 23 : 当該団体における児童手当支給対象児童数
(3歳~小学校) (地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分)
- F 24 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (地方公務員・特例給付分)
- G : 当該団体における児童扶養手当支給者数 (町村分 (福祉事務所設置町村分を除く))
- H : 当該団体における町村部人口 (福祉事務所設置町村を除く)
- I : 児童相談所における虐待相談対応件数
- J : 令和3年度における当該都道府県の区域内の指定都市又は児童相談所設置中核市の人口の合計
- a 1 : 前年度私立保育所等費用額 (令和4年10月分) のうち満3歳未満子どもに係る額
- a 2 : 前年度私立保育所等費用額 (令和4年10月分) のうち満3歳以上子どもに係る額
- b : 前年度私立保育所等利用者負担額 (令和4年10月分)
- c 1 : 前年度私立保育所等在籍人員数 (令和4年10月分) のうち満3歳未満子どもの数
- c 2 : 前年度私立保育所等在籍人員数 (令和4年10月分) のうち満3歳以上子どもの数
- d : 前年度子育てのための施設等利用給付支給額 (令和4年分)
- e : 前年度子育てのための施設等利用給付支給額 (令和4年分)
のうち私立幼稚園 (新制度移行分除く) に係る額
- f : 前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数 (令和4年分)
- 20,500円 : 単位費用
- 391,980円 : 私立保育所及び私立認定こども園在籍人員 (3号認定子ども) に係る施設型給付単価 (一般財源)
- 179,451円 : 私立保育所及び私立認定こども園在籍人員 (2号認定子ども) に係る施設型給付単価 (一般財源)
- 4,144,178千円 : 標準団体に算入されている施設型給付費 (3号認定子ども) に係る所要額 (一般財源)
- 2,874,226千円 : 標準団体に算入されている施設型給付費 (2号認定子ども) に係る所要額 (一般財源)
- 348,691円 : 前年度保育単価 (満3歳未満子どもに係る額) (道府県負担一般財源年額平均)
- 200,592円 : 前年度保育単価 (満3歳以上子どもに係る額) (道府県負担一般財源年額平均)
- 0.25 : 道府県負担率 $\frac{2.5}{10}$
- 699,819千円 : 標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額 (一般財源)
- 563,361円 : 地域型保育給付に係る子ども1人当たり単価 (一般財源)
- 200,213千円 : 標準団体に算入されている施設等利用給付費 (私立幼稚園 (新制度移行分除く) に係る額を除く)
の所要額 (一般財源)
- 29,766円 : 施設等利用給付に係る子ども1人当たり単価 (私立幼稚園 (新制度移行分除く) に係る額を除く)
(一般財源)
- 8,445円 : 前年度施設等利用給付支給額単価 (私立幼稚園 (新制度移行分除く) に係る額を除く) (道府県負担一般財源年額平均)
- 2,025,152千円 : 標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち居住系サービスに係る所要額 (一般財源)
- 517,016円 : 居住系サービス利用者1人当たり単価

- 8,820,310千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち日中活動系サービスに係る所要額（一般財源）
502,410円：日中活動系サービス利用者1人当たり単価
- 1,432,617千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る所要額（一般財源）
426,501円：訪問系サービス利用者1人当たり単価
16,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価
30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価
20,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1・2子分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価
20,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価
30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
20,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価
20,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価
180,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
120,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価
180,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価
120,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
10,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（被用者・特例給付分））1人当たり単価
10,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（非被用者・特例給付分））1人当たり単価
60,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（地方公務員・特例給付分））1人当たり単価
0.995：児童手当給付費に係る調整率（単位費用計上額相当への合わせ付け率）
- 4,636,650千円：標準団体における児童手当給付費計上額
17,101円：児童扶養手当支給対象者1人当たり単価（地方負担額の5/8相当分（H18負担率変更分））
1,441円：児童扶養手当に係る町村人口1人当たり単価（地方負担額の3/8相当分（従来地方負担分））
5,340千円：児童福祉司1人当たりの追加的配置に係る単価
538,310千円：標準団体に参入されている児童扶養手当の所要額（一般財源）
2,930千円：スーパーバイザー1人当たりの追加的配置に際して児童福祉司の追加的配置に係る単価に上乘せし
て必要となる額
169,510千円：標準団体に算入されている児童福祉司の追加的配置に係る所要額（密度補正対象一般財源）

（注）1 私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数（2・3号認定子ども）は、当該都道府県内の市町村ごとの「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年8月21日付府字本第271号、27初幼教第19

- 号、雇児保発0821第2号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳（以下「教育・保育給付支弁台帳」という。）に記載された令和5年4月1日現在の私立保育所に在籍する子どもの数及び私立認定こども園に在籍する2・3号認定子どもの数の合計数。
- 2 前年度私立保育所等費用額は、令和4年10月分として、当該都道府県内の市町村ごとの教育・保育給付支弁台帳に記載された費用の額（子ども・子育て支援法第27条第3項第1号及び第28条第2項第2号に規定する費用の額の合算額をいう。）のうち、私立保育所に在籍する子ども及び私立認定こども園に在籍する2・3号認定子どもに係る額の合計額。
 - 3 前年度私立保育所等利用者負担額は、令和4年10月分として、当該都道府県内の市町村ごとの教育・保育給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第4条から第6条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所に在籍する子ども及び私立認定こども園に在籍する3号認定子どもに係る額の合計額。
 - 4 前年度私立保育所等在籍人員数は、令和4年10月分として、当該都道府県内の市町村ごとの教育・保育給付支弁台帳に記載された私立保育所に在籍する子ども数及び私立認定こども園に在籍する2・3号認定子ども数の合計数。
 - 5 子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、当該都道府県内の市町村ごとの「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年11月22日付府子本第684号、元初幼教第10号、元少発1122第1号、元保発1122第1号、元子発1122第1号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳（以下「施設等利用給付支弁台帳」という。）に記載された令和5年4月分の施設等利用給付認定子どもの数の合計数。
 - 6 前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、令和4年分として、当該都道府県内の市町村ごとの施設等利用給付支弁台帳に記載された施設等利用費の支給額の合計額。
 - 7 前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、令和4年分として、当該都道府県内の市町村ごとの施設等利用給付支弁台帳に記載された施設等利用給付認定子ども数の合計数。
 - 8 地域型保育給付の各事業に係る子どもの数は、当該都道府県内の市町村ごとの教育・保育給付支弁台帳に記載された令和5年4月1日現在の地域型保育（各事業区分）給付の支給に係る子どもの数の合計数。
 - 9 障害福祉サービス利用者のうち居住系サービス利用者数は、「市町村単位におけるサービス利用状況【令和4年10月サービス提供分】」（以下、事務連絡という。）により通知された「施設入所支援」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」、「自立生活援助」のサービス利用者数の総計とし（複数サービス利用者は重複して計上すること。以下同じ。）、日中活動系サービス利用者数は、事務連絡により通知された「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援（養成施設含む）」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」のサービス利用者数の総計「日中活動系サービス利用者」並びに事務連絡により通知された「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」のサービス利用者数の総計「児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数」を合算した数とし、訪問系サービス利用者数は、事務連絡により通知された「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」、「同行援護」のサービス利用者数の総計とする。
 - 10 児童扶養手当支給対象者数は、令和3年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第9号付表2中「支出済額（A列）」の延月人数の「全部支給者」の数と「一部停止者」「13条の2」「13条の3」「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。
 - 11 児童手当支給対象児童数は、「令和4年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和5年2月27日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告したそれぞれの区分ごとの令和5年2月末現在の対象児童数とする。

12 児童相談所における虐待相談対応件数は、令和3年度年度報として令和4年4月に福祉行政報告例（第49表）によって厚生労働省に報告された数とする。

(4) 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=30}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令4}} (F_n \times G_n)}{20,500\text{円} \times A}$$

A : 測定単位の数値(人口)

B_n : n年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業（一般財源化分）次世代育成支援対策施設整備交付金に係る地方債の額

C₃₀ : 0.03030

C_{令元} : 0.02994

C_{令2} : 0.00149

C_{令3} : 0.00202

C_{令4} : 0.00483

D_n : n年度に発行について同意又は許可を得た一般単独事業（児童相談所整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

E_{令2} : 0.00107

E_{令3} : 0.00144

E_{令4} : 0.00345

F_n : n年度に発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業（児童相談所一時保護施設整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

G_{令2} : 0.00107

G_{令3} : 0.00144

G_{令4} : 0.00345

(三) 衛生費

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正係数 + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (密度補正Ⅲ係数 - 1)

- (1) 段階補正に用いる数値（人口）は、態容補正中権能差補正を行った後の数値を用いるものであること（参考資料を参照のこと。）。
- (2) 普通態容補正係数の算定については、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市並びにその他の市及び町村の区分に十分注意すること（参考資料を参照のこと。）。
- (3) 密度補正Ⅰ係数（人口密度による補正）に用いる人口密度は、指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市を除く地域の人口密度を用いるものであること（参考資料を参照のこと。）。
- (4) 密度補正Ⅱ係数

都道府県立病院病床数・地方債元利償還金、都道府県立大学附属病院病床数・地方債元利償還金、都道府県立リハビリ病院病床数、上水道水源開発事業等に係る繰出基準額、救急告示病院数及び救急告示病床数、精神病床数並びに救命救急センター数等の算定方法は、次のとおりである。

算式

$$\begin{aligned}
 & (\text{密度補正Ⅱ係数} - 1) \\
 = & \frac{1}{A \times 15,000 \text{円}} \times \left\{ (720 \text{千円} \times B_1 + 345 \text{千円} \times B_2 + C_1 \times 1,000 \times 0.6 + C_2 \times 1,000 \times 0.45 \right. \\
 & + \sum_{n=15}^{24} (D_n \times 1,000 \times E_n) + \sum_{n=15}^{24} (F_n \times 1,000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (H_n \times 1,000 \times I_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (H'_n \times 1,000 \times I'_n) + \sum_{n=21}^{\text{令4}} (H_{2n} \times 1,000 \times I_{2n}) + \sum_{n=27}^{\text{令3}} (H_{2'n} \times 1,000 \times I_{2'n}) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (J_n \times 1,000 \times K_n) + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (L_n \times 1,000 \times M_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (N_n \times 1,000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{\text{令3}} (N'_n \times 1,000 \times O'_n) \\
 & \left. - 1,163,983 \text{千円} \times \frac{A}{1,700,000} \right\} + (720 \text{千円} \times (P + Q)) \times 0.7 + R \times 1,000 \times 0.4 \\
 & + \sum_{n=15}^{24} (S_n \times 1,000 \times T_n) + \sum_{n=15}^{24} (U_n \times 1,000 \times V_n) + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (W_n \times 1,000 \times X_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (Y_n \times 1,000 \times Z_n) + \sum_{n=20}^{\text{令3}} (A A_n \times 1,000 \times A B_n) + \sum_{n=27}^{\text{令3}} (A C_n \times 1,000 \times A D_n) \\
 & + 32,900 \text{千円} \times A E_1 + 1,697 \text{千円} \times A E_2 + A F \times 1,000 \times 0.5 + \sum_{n=11}^{\text{令4}} (A G_n \times 1,000 \times A H_n) \\
 & + \sum_{n=\text{令元}}^{\text{令4}} (A G'_n \times 1,000 \times A H'_n) + (A I \times 1,000 \times A J + A K \times 1,000 \times A L) \times \frac{\alpha}{0.30} \\
 & + A I_2 \times 1,000 \times A J_2 + A I_{2'} \times 1,000 \times A J_{2'} + 1,523 \text{千円} \times A M \\
 & + 192,700 \text{千円} \times A N \left. \right\}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該都道府県の人口

B₁：当該都道府県立病院について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における当該病院の一般・療養最大使用病床数及び令和4年7月1日現在における精神・結核・感染症許可病床数を合算した数に以下の算式によって求めた数を加算した数

算式： $(a - b) \times 0.3 + (b - c) \times 0.6 + (c - d) \times 0.9$

($a - b$)、($b - c$)又は($c - d$)が負数のときはそれぞれ0とし、 c が a よりも小さくないときは($a - b$)は0とし、 d が a 、 b 又は c のいずれよりも小さくないときは($a - b$)、($b - c$)及び($c - d$)は0とし、 $c \leq d \leq b$ のときは($b - c$)は($b - d$)とし、 $b \leq c \leq d \leq a$ 又は $c \leq b \leq d \leq a$ のときは($a - b$)は($a - d$)とし、 $b \leq d \leq c \leq a$ 又は $d \leq b \leq c \leq a$ のときは($a - b$)は($a - c$)とし、($a - b$) \times 0.3、($b - c$) \times 0.6及び($c - d$) \times 0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

- a：当該病院一般・療養稼働病床数（平成30年7月1日から令和元年6月30日までの期間）
- b：当該病院一般・療養稼働病床数（令和元年7月1日から令和2年6月30日までの期間）
- c：当該病院一般・療養稼働病床数（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間）
- d：当該病院一般・療養最大使用病床数（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間）

- B₂：当該都道府県立病院における平成29年3月31日から令和4年3月31日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した病床数（特例分）
- C₁：病院事業に充てるため平成4年度から平成13年度までに発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを含む。）の元利償還金の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを含む。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円）
- C₂：病院事業に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを除く。）の元利償還金の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを除く。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円）
- D_n：病院事業（医療施設整備事業・通常分）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円）
- E_n：E₁₅=0.032、E₁₆=0.033、E₁₇=0.033、E₁₈=0.032、E₁₉=0.032、E₂₀=0.03185、E₂₁=0.03066、E₂₂=0.03008、E₂₃=0.02958、E₂₄=0.02973
- F_n：病院事業（医療施設整備事業・通常分）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円）
- G_n：G₁₅=0.024、G₁₆=0.024、G₁₇=0.025、G₁₈=0.024、G₁₉=0.024、G₂₀=0.02389、G₂₁=0.02300、G₂₂=0.02256、G₂₃=0.02219、G₂₄=0.02230
- H_n：病院事業（医療施設整備事業・通常分）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H'_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H_{2n}及びH_{2'n}に係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額の合算額（千円）
- H'_n：病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円）
- H_{2n}：災害拠点病院の施設整備（通常分）に充てるために平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（H_{2'n}に係るものを除く。）に1/2を乗じて得た額（千円）
- H_{2'n}：災害拠点病院の施設整備（特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地

方債の額に1/3を乗じて得た額（千円）

- I_n : $I_{15}=0.024$ 、 $I_{16}=0.024$ 、 $I_{17}=0.025$ 、 $I_{18}=0.024$ 、 $I_{19}=0.024$ 、 $I_{20}=0.02389$ 、 $I_{21}=0.02300$ 、
 $I_{22}=0.02256$ 、 $I_{23}=0.02219$ 、 $I_{24}=0.02230$ 、 $I_{25}=0.022$ 、 $I_{26}=0.022$ 、 $I_{27}=0.023$ 、 $I_{28}=0.0231$ 、
 $I_{29}=0.0233$ 、 $I_{30}=0.01150$ 、 $I_{\text{令元}}=0.01083$ 、 $I_{\text{令2}}=0.00191$ 、 $I_{\text{令3}}=0.00304$ 、 $I_{\text{令4}}=0.00503$
- I'_n : $I'_{27}=0.027$ 、 $I'_{28}=0.0277$ 、 $I'_{29}=0.0279$ 、 $I'_{30}=0.01380$ 、 $I'_{\text{令元}}=0.001299$ 、 $I'_{\text{令2}}=0.00229$
 $I'_{\text{令3}}=0.02555$ 、 $I'_{\text{令4}}=0.00603$
- $I2_n$: $I2_{21}=0.02555$ 、 $I2_{22}=0.02758$ 、 $I2_{23}=0.02465$ 、 $I2_{24}=0.02725$ 、 $I2_{25}=0.027$ 、 $I2_{26}=0.027$ 、
 $I2_{27}=0.023$ 、 $I2_{28}=0.0231$ 、 $I2_{29}=0.0233$ 、 $I2_{30}=0.01150$ 、 $I2_{\text{令元}}=0.01083$ 、 $I2_{\text{令2}}=0.00191$
 $I2_{\text{令3}}=0.00547$ 、 $I2_{\text{令4}}=0.00704$
- $I2'_n$: $I2'_{27}=0.014$ 、 $I2'_{28}=0.0138$ 、 $I2'_{29}=0.0140$ 、 $I2'_{30}=0.00690$ 、 $I2'_{\text{令元}}=0.00650$ 、
 $I2'_{\text{令2}}=0.00115$ 、 $I2'_{\text{令3}}=0.00547$
- J_n : 病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、 L_n に係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(機械器具整備事業・通常分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、 N_n 及び N'_n に係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額の合算額(千円)
- L_n : 病院事業(機械器具整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額(千円)
- N_n : 災害拠点病院の機械器具整備(通常分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/2を乗じて得た額(千円)
- N'_n : 災害拠点病院の機械器具整備(特別分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額(千円)
- K_n : $K_{27}=0.057$ 、 $K_{28}=0.0565$ 、 $K_{29}=0.0563$ 、 $K_{30}=0.05558$ 、 $K_{\text{令元}}=0.05647$ 、 $K_{\text{令2}}=0.05567$ 、 $K_{\text{令3}}=0.05622$ 、
 $K_{\text{令4}}=0.00214$
- M_n : $M_{27}=0.069$ 、 $M_{28}=0.0678$ 、 $M_{29}=0.0675$ 、 $M_{30}=0.06670$ 、 $M_{\text{令元}}=0.06776$ 、 $M_{\text{令2}}=0.06680$ 、 $M_{\text{令3}}=0.06746$ 、
 $M_{\text{令4}}=0.00256$
- O_n : $O_{27}=0.057$ 、 $O_{28}=0.0565$ 、 $O_{29}=0.0563$ 、 $O_{30}=0.05558$ 、 $O_{\text{令元}}=0.05647$ 、 $O_{\text{令2}}=0.05567$ 、 $O_{\text{令3}}=0.10120$ 、
 $O_{\text{令4}}=0.00299$
- O'_n : $O'_{27}=0.034$ 、 $O'_{28}=0.0339$ 、 $O'_{29}=0.0338$ 、 $O'_{30}=0.03335$ 、 $O'_{\text{令元}}=0.03388$ 、 $O'_{\text{令2}}=0.003340$
 $O'_{\text{令3}}=0.10120$
- P : 当該都道府県立大学附属病院について B_1 の算式によって求めた数
- Q : 当該都道府県立リハビリ病院について B_1 の算式によって求めた数
- R : 都道府県立大学附属病院事業に充てるため平成5年度から平成14年度までに発行を許可された地方債(用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の元利償還金の額(千円)
- S_n : 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円)
- T_n : $T_{15}=0.022$ 、 $T_{16}=0.022$ 、 $T_{17}=0.022$ 、 $T_{18}=0.021$ 、 $T_{19}=0.021$ 、 $T_{20}=0.02124$ 、 $T_{21}=0.02044$ 、
 $T_{22}=0.02006$ 、 $T_{23}=0.01972$ 、 $T_{24}=0.01982$
- U_n : 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円)
- V_n : $V_{15}=0.016$ 、 $V_{16}=0.016$ 、 $V_{17}=0.017$ 、 $V_{18}=0.016$ 、 $V_{19}=0.016$ 、 $V_{20}=0.01593$ 、 $V_{21}=0.01533$ 、
 $V_{22}=0.01504$ 、 $V_{23}=0.01479$ 、 $V_{24}=0.01487$
- W_n : 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許

可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円）

X_n : $X_{15}=0.012$ 、 $X_{16}=0.012$ 、 $X_{17}=0.012$ 、 $X_{18}=0.012$ 、 $X_{19}=0.012$ 、 $X_{20}=0.01195$ 、 $X_{21}=0.01150$ 、
 $X_{22}=0.01128$ 、 $X_{23}=0.01109$ 、 $X_{24}=0.01115$ 、 $X_{25}=0.011$ 、 $X_{26}=0.012$ 、 $X_{27}=0.010$ 、 $X_{28}=0.0104$ 、
 $X_{29}=0.0105$ 、 $X_{30}=0.00518$ 、 $X_{\text{令元}}=0.00487$ 、 $X_{\text{令2}}=0.00086$ 、 $X_{\text{令3}}=0.00137$ 、 $X_{\text{令4}}=0.00226$

Y_n : 都道府県立大学附属病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円）

Z_n : $Z_{27}=0.026$ 、 $Z_{28}=0.0254$ 、 $Z_{29}=0.0253$ 、 $Z_{30}=0.02501$ 、 $Z_{\text{令元}}=0.02541$ 、 $Z_{\text{令2}}=0.02505$ 、 $Z_{\text{令3}}=0.02530$ 、
 $Z_{\text{令4}}=0.00096$

AA_n : 病院事業一般会計出資債(医療施設整備事業)に充てるため平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円）

AB_n : $AB_{20}=0.02655$ 、 $AB_{21}=0.02555$ 、 $AB_{22}=0.02507$ 、 $AB_{23}=0.02465$ 、 $AB_{24}=0.02478$ 、 $AB_{25}=0.025$ 、
 $AB_{26}=0.025$ 、 $AB_{27}=0.023$ 、 $AB_{28}=0.0231$ 、 $AB_{29}=0.0233$ 、 $AB_{30}=0.01150$ 、 $AB_{\text{令元}}=0.01083$
 $AB_{\text{令2}}=0.00191$ 、 $AB_{\text{令3}}=0.00304$

AC_n : 病院事業一般会計出資債(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円）

AD_n : $AD_{27}=0.057$ 、 $AD_{28}=0.0565$ 、 $AD_{29}=0.0563$ 、 $AD_{30}=0.05558$ 、 $AD_{\text{令元}}=0.05647$ 、 $AD_{\text{令2}}=0.05567$
 $AD_{\text{令3}}=0.05622$

AE_1 : 令和4年7月1日現在における、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された当該団体の救急病院（以下「救急告示病院」という。）の数

AE_2 : 当該団体の救急告示病院の救急専用病床の数を合算した数（ただし、一病院当たりの病床数は30床を上限とする。）

AF : 上水道事業に係る元利償還金等の額（平成11年度以降において発行について同意又は許可を得た一般会計出資債元利償還金を除く。）（千円）

AG_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債の額

AG'_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（広域化推進事業分）の額

AH_n : $AH_{11}=0.027$ 、 $AH_{12}=0.026$ 、 $AH_{13}=0.027$ 、 $AH_{14}=0.022$ 、 $AH_{15}=0.024$ 、 $AH_{16}=0.024$ 、 $AH_{17}=0.025$ 、
 $AH_{18}=0.024$ 、 $AH_{19}=0.024$ 、 $AH_{20}=0.02389$ 、 $AH_{21}=0.02300$ 、 $AH_{22}=0.02256$ 、 $AH_{23}=0.02219$ 、
 $AH_{24}=0.02230$ 、 $AH_{25}=0.022$ 、 $AH_{26}=0.022$ 、 $AH_{27}=0.020$ 、 $AH_{28}=0.0209$ 、 $AH_{29}=0.0109$ 、
 $AH_{30}=0.01035$ 、 $AH_{\text{令元}}=0.00974$ 、 $AH_{\text{令2}}=0.00172$ 、 $AH_{\text{令3}}=0.00274$ 、 $AH_{\text{令4}}=0.00503$

AH'_n : $AH'_{\text{令元}}=0.00143$ 、 $AH'_{\text{令2}}=0.00229$ 、 $AH'_{\text{令3}}=0.00365$ 、 $AH'_{\text{令4}}=0.00603$

AI : 病院事業(脱炭素化事業)に充てるため令和4年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円）

AJ : 0.00302

AK : 上水道事業(脱炭素化事業)に充てるため令和4年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円）

AL : 0.00302

α : 財政力指数に応じた算入率（財政力指数 \times 0.5+0.7）

AI_2 : 病院事業(脱炭素化事業・残余分)に充てるため令和4年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/2を乗じて得た額（千円）

AJ_2 : 0.00503

AI_2' : 病院事業(脱炭素化事業・特別分・残余分)に充てるため令和4年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円）

AJ_2' : 0.00603

AM : 令和4年7月1日現在における当該都道府県立病院、都道府県立大学附属病院又は都道府県立リハビリ病院の精神病床の許可病床の数

AN：令和4年7月1日現在における当該都道府県立の救命救急センターの数

15,000円：単位費用

720千円：都道府県立病院1病床当たりの繰出額

1,146,372千円：単位費用積算の基礎に算入されている都道府県立病院会計への繰出金額

(注意点)

B～AJ2'のうち、E、G、I、I'、I2、I2'、K、M、O、O'、T、V、X、Z、AB、AD、AH、AH'AJ、AL、AJ2、AJ2'以外の数値については、「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（照会）」（令和5年4月6日付け総財交第30号）の報告数値によること（参考資料を参照）。αについては、合計数が0.300に満たないときは0.300を下限とし、0.500を超えるときは0.500を上限とすること。

(5) 密度補正Ⅲ係数

国保基盤安定事業(保険者支援分を含む。)を算定する際の補正後保険料軽減者数及び補正後保険料軽減世帯数の多寡、国保高額医療費負担金を算定する際の一般被保険者数の多寡、都道府県繰入金の多寡による補正の算定方法は、次のとおりである。

算式

(密度補正Ⅲ係数－1)

$$\begin{aligned} & (1/6+5/6\alpha) \times B \times 11,676\text{円} + (1/6+5/6\beta) \times C \times 7,979\text{円} - 4,299,906\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000} \\ = & \frac{A \times 15,000\text{円}}{1,700,000} \\ & + \frac{D \times 134,717\text{円} \times 0.0375 - 902,469\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000}}{A \times 15,000\text{円}} \\ & + \frac{E \times 3,984\text{円} - 1,356,987\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000}}{A \times 15,000\text{円}} \\ & + \frac{F \times \gamma \times 0.09 - 7,934,123\text{千円} \times \frac{A}{1,700,000}}{A \times 15,000\text{円}} \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該都道府県の人口

B：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減者数

$$\begin{aligned} \text{算式：} & (\text{当該都道府県の7(6)割軽減保険料軽減者数} = (\text{イ})) \times 1.75 \\ & + (\text{当該都道府県の5(4)割軽減保険料軽減者数} = (\text{ロ})) \times 1.25 \\ & + (\text{当該都道府県の2割軽減保険料軽減者数} = (\text{ハ})) \times 0.5 \end{aligned}$$

C：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減世帯数

$$\begin{aligned} \text{算式：} & (\text{当該都道府県の7(6)割軽減保険料軽減世帯数} = (\text{ニ})) \times 1.75 \\ & + (\text{当該都道府県の5(4)割軽減保険料軽減世帯数} = (\text{ホ})) \times 1.25 \\ & + (\text{当該都道府県の2割軽減保険料軽減世帯数} = (\text{ヘ})) \times 0.5 \end{aligned}$$

$$\alpha = \frac{\frac{(\text{当該都道府県の減額した被保険者均等割額計} = (\text{ト}))}{(\text{当該都道府県の補正後保険料軽減者数} = B)}}{10,262}$$
$$\frac{(\text{当該都道府県の減額した世帯別平等割額計} = (\text{チ}))}{10,262}$$

$$\beta : \frac{\text{(当該都道府県の補正後保険料軽減世帯数=C)}}{7,020}$$

D : 次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減者数

$$\begin{aligned} \text{算式 : (当該都道府県の7(6)割軽減保険料軽減者数=(イ))} \\ + \text{(当該都道府県の5(4)割軽減保険料軽減者数=(ロ))} \times 0.93 \\ + \text{(当該都道府県の2割軽減保険料軽減者数=(ハ))} \times 0.87 \end{aligned}$$

E : 当該都道府県の国民健康保険の一般被保険者数 (退職者医療制度の対象者を除く。)

F : 当該都道府県の国民健康保険の療養給付費等負担金等の対象となった療養給付費等の額 (千円)

15,000円 : 単位費用

11,676円 : 補正後保険料軽減者1人当たり都道府県負担額 (均等割相当)

7,979円 : 補正後保険料軽減世帯1世帯当たり都道府県負担額 (平等割相当)

4,299,906千円 : 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額

134,717円 : 補正後保険料軽減者1人当たり都道府県負担額 (保険者支援分)

0.0375 : 0.15 (7割軽減被保険者の保健基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率) \times 0.25 (負担割合)

902,469千円 : 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

3,984円 : 一般被保険者1人当たり単価

1,356,987千円 : 単位費用積算の基礎に算入されている高額医療費負担金の額

γ : 0.99644179 (令和5年度予算における国の調整交付金の算定基礎となる療養給付費等の総額を令和3年度決算額で除した率)

0.09 : 療養給付費等に対する都道府県繰入金負担割合

7,934,123千円 : 単位費用積算の基礎に算入されている都道府県繰入金の額

(四) 高齢者保健福祉費

1. 65歳以上人口を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による65歳以上人口である。

(2) 補正について

段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)

- ① 段階補正係数を算出する際に用いる数値(65歳以上人口)は、権能差補正を行った後の数値を用いること。
- ② 普通態容補正を適用する際には、指定都市、中核市及びその他の市町村の区分に注意すること。
政令市及び中核市に対して移譲された事務に係る施設整備費について、権能差により反映していること。
- ③ 密度補正係数(介護給付費負担金、介護保険料軽減強化事業)の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{57,600 \text{円} \times A} \left\{ (B \times D + C \times E) - 26,572,865 \text{千円} \times \frac{A}{530,000} \right\} \\
 &+ \frac{1}{57,600 \text{円} \times A} \left(F \times G - 589,153 \text{千円} \times \frac{A}{530,000} \right) \\
 &= \frac{4.132 \times B + 10.281 \times C}{A} - 0.870 + \frac{0.065 \times F}{A} - 0.019
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：当該都道府県の区域内の市町村における居宅介護サービス等受給者数(居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数)の合計数

C：当該都道府県の区域内の市町村における施設介護サービス受給者数の合計数

D：居宅介護サービス受給者及び地域密着型介護サービス受給者一人当たりの介護給付費負担金単価 238,000円

E：施設介護サービス受給者一人当たりの介護給付費負担金単価 592,200円

F：補正後介護保険軽減強化者数

補正後介護保険軽減強化者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別1号被保険者数に補正率を乗じたものとする。

$$\begin{aligned}
 (\text{算式}) &= (\text{第1段階被保険者数}) \times 1.00 + (\text{第2段階被保険者数}) \times 1.25 \\
 &+ (\text{第3段階被保険者数}) \times 0.25
 \end{aligned}$$

G：補正後介護保険軽減強化者数一人当たり単価 3,752円

26,572,865千円：標準団体において算入されている介護給付費負担金の額

589,153千円：標準団体において算入されている保険料軽減強化に係る負担額

- ④ 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{\text{令}4} (B_n \times C_n)}{57,600 \text{円} \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業債(一般財源化分)地

域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

C：以下のとおりとする。

$C_{18}=0.053$ 、 $C_{19}=0.052$ 、 $C_{20}=0.05279$ 、 $C_{21}=0.05603$ 、 $C_{22}=0.05613$ 、 $C_{23}=0.05641$ 、
 $C_{24}=0.04029$ 、 $C_{25}=0.041$ 、 $C_{26}=0.040$ 、 $C_{27}=0.038$ 、 $C_{28}=0.0379$ 、 $C_{29}=0.0380$ 、
 $C_{30}=0.03030$ 、 $C_{\text{令元}}=0.02994$ 、 $C_{\text{令2}}=0.00149$ 、 $C_{\text{令3}}=0.00202$ 、 $C_{\text{令4}}=0.00483$

2. 75歳以上人口を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による75歳以上人口である。

(2) 補正について

(密度補正係数－1)＋数値(75歳以上人口)急増補正I係数

① 密度補正係数(保健基盤安定事業)の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{95,200 \text{ 円} \times A} (B \times C - 4,661,099 \text{ 千円} \times \frac{A}{320,000}) \\ &= \frac{0.199 \times B}{A} - 0.153 \end{aligned}$$

算式の符号 A：当該団体の測定単位の数値

B：補正後均等割軽減被保険者数

補正後均等割軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって均等割軽減被保険者数に補正率を乗じたものとする。

$$\begin{aligned} (\text{算式}) &= (7 \text{ 割軽減被保険者数}) \times 1.4 + (5 \text{ 割軽減被保険者数}) \times 1.0 \\ &\quad + (2 \text{ 割軽減被保険者数}) \times 0.4 \end{aligned}$$

C：補正後均等割軽減被保険者数一人当たり単価 18,945 円

4,661,099 千円：標準団体において算入されている保健基盤安定事業に係る負担額

② 数値(75歳以上人口)急増補正I係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている保健基盤安定事業負担金については、急増補正の対象から除くこととしている。

$$(\text{数値}(75 \text{ 歳以上人口}) \text{ 急増補正 I 係数} - 1) = \left(\frac{A}{B} - 1.046 \right) \times 0.847$$

算式の符号 A：令和5年1月1日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

B：令和3年1月1日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

1.046：増加団体の全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く)

0.847：急増補正対象経費の標準団体一般財源に対する割合

$$\frac{\text{標準団体一般財源}(30,473,551 \text{ 千円}) - \text{急増補正対象外経費}(4,661,099 \text{ 千円})}{\text{標準団体一般財源}(30,473,551 \text{ 千円})}$$

(五) 労働費

段階補正係数のみであること。

五 産業経済費

(一) 農業行政費

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）
＋（事業費補正係数－1）＋（農家数急減補正係数－1）

(1) 密度補正Ⅰ係数

$$\frac{\text{作付延べ面積}}{\text{農家数}} \times 100$$
（小数点以下四捨五入）が178を超える団体について経費を割り増すものである。

作付延べ面積については、作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）によって調査され、公表された令和3年農作物作付延べ面積を用いること。

(2) 密度補正Ⅱ係数

密度補正Ⅱ係数の算出方法は次のとおりである。

$$\text{密度補正Ⅱ係数} - 1 = \frac{0.0388 \times A + 0.0112 \times B + 10.106 \times C}{\text{農家数}} - 0.0575$$

（注）A：2020年農林業センサスに基づく基幹的農業従事者数

B：2020年農林業センサスに基づく耕地面積

C：令和4年2月1日現在の市町村数

(3) 密度補正Ⅲ係数

密度補正Ⅲ係数の算定方法は次のとおりである。

$$\text{密度補正Ⅲ係数} - 1 = \frac{0.0527 \times A + 0.0336 \times B + 0.0047 \times C}{\text{農家数}} - 0.0726$$

（注）2020年農林業センサスに基づく

A：当該団体の田の面積

B：当該団体の畑（樹園地を含む）の面積

C：当該団体の草地の面積

(4) 密度補正Ⅳ係数

密度補正Ⅳ係数の算定方法は次のとおりである。

$$\text{密度補正Ⅳ係数} - 1 = \frac{0.0770 \times A + 0.0422 \times B + 0.0384 \times C}{\text{農家数}} - 0.0400$$

（注）2020年農林業センサスに基づく

A：当該団体の中山間地域における田の面積

B：当該団体の中山間地域における畑（樹園地を含む）の面積

C：当該団体の中山間地域における草地の面積

(5) 事業費補正係数

一般公共事業債・公共事業等債（都道府県営・農業農村、国営・農業農村及び機構営）のうち平成14年度以降同意等債については、事業費補正の見直しによりB類型（ダム）に限り、元利償還金を算入している。

一般公共事業債・公共事業等債（都道府県営・災害関連）については、令和3年度債から令和7年度債に限り、防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものも対象に含むこととしている。

公共事業等債（団体営・防災重点農業用ため池緊急整備事業）については、令和3年度債から令和7年度債に限り、元利償還金を算入することとしている。

国営土地改良事業、森林研究・整備機構営土地改良事業及び水資源機構営土地改良事業に伴う地方負担額で、平成14年度以降に償還を開始するものについては、B類型（ダム）及びA類型（ダム以外）に分けて算入することとしている。（平成13年度以前から償還を継続しているものについては従来どおり措置）。

なお、国営土地改良事業、森林研究・整備機構営土地改良事業及び水資源機構営土地改良事業のうち地方負担額を直入方式により支払う場合については、当該負担金に係る一般公共事業債・公共事業等債の元利償還金を算入することとしている。

補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{(事業費補正係数-1)} = & \frac{B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 + G \times 0.45 +}{116,000 \text{円} \times A} \\ & \frac{H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 +}{\sum_{n=22}^{\text{令4}} (N_n \times O_n) + \sum_{n=20}^{\text{令4}} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=22}^{\text{令4}} (R_n \times S_n)} \\ & \frac{+ \sum_{n=20}^{\text{令4}} (T_n \times U_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令4}} (V_n \times W_n) + \sum_{n=22}^{\text{令4}} (X_n \times Y_n)}{+ \sum_{n=15}^{20} (Z_n \times A A_n) + \sum_{n=15}^{20} (A B_n \times A C_n)} \\ & \frac{+ \sum_{n=21}^{24} (A D_n \times A E_n) + \sum_{n=21}^{24} (A F_n \times A G_n)}{\quad} \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の農家数（測定単位）

B：国営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）

C：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）

D：水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）

E：国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）

F：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）

G：水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）

H：国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成22年度迄実施事業）

I：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成22年度迄実施事業）

J：水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成22年度迄実施事業）

K：国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成23年度以降実施事業）

L：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成23年度以降実施事業）

M：水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成23年度以降実施事業）

N_n：n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額（都道府県営・農業農村）（平成22年度以降に同意

又は許可を得た地方債については、継続事業に限る)

O_n : $O_{22}=0.045$ 、 $O_{23}=0.044$ 、 $O_{24}=0.044$ 、 $O_{25}=0.044$ 、 $O_{26}=0.043$ 、 $O_{27}=0.042$ 、 $O_{28}=0.0422$ 、
 $O_{29}=0.0422$ 、 $O_{30}=0.04180$ 、 $O_{\text{令元}}=0.04180$ 、 $O_{\text{令2}}=0.00100$ 、 $O_{\text{令3}}=0.00175$ 、 $O_{\text{令4}}=0.00350$

P_n : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額(都道府県営・災害関連) ※令和3年度から令和7年度に限り、防災重点農業用ため池緊急整備事業を含む。

Q_n : $Q_{20}=0.046$ 、 $Q_{21}=0.045$ 、 $Q_{22}=0.045$ 、 $Q_{23}=0.027$ 、 $Q_{24}=0.026$ 、 $Q_{25}=0.026$ 、 $Q_{26}=0.025$ 、
 $Q_{27}=0.024$ 、 $Q_{28}=0.0241$ 、 $Q_{29}=0.0241$ 、 $Q_{30}=0.02364$ 、 $Q_{\text{令元}}=0.02337$ 、 $Q_{\text{令2}}=0.00200$ 、
 $Q_{\text{令3}}=0.00325$ 、 $Q_{\text{令4}}=0.00550$

R_n : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額(国営・農業農村)

S_n : $S_{22}=0.045$ 、 $S_{23}=0.044$ 、 $S_{24}=0.044$ 、 $S_{25}=0.044$ 、 $S_{26}=0.043$ 、 $S_{27}=0.042$ 、 $S_{28}=0.0422$ 、
 $S_{29}=0.0422$ 、 $S_{30}=0.04180$ 、 $S_{\text{令元}}=0.04180$ 、 $S_{\text{令2}}=0.00100$ 、 $S_{\text{令3}}=0.00175$ 、 $S_{\text{令4}}=0.00350$

T_n : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額(国営・災害関連)

U_n : $U_{20}=0.046$ 、 $U_{21}=0.045$ 、 $U_{22}=0.045$ 、 $U_{23}=0.027$ 、 $U_{24}=0.026$ 、 $U_{25}=0.026$ 、 $U_{26}=0.025$ 、
 $U_{27}=0.024$ 、 $U_{28}=0.0241$ 、 $U_{29}=0.0241$ 、 $U_{30}=0.02364$ 、 $U_{\text{令元}}=0.02337$ 、 $U_{\text{令2}}=0.00200$ 、
 $U_{\text{令3}}=0.00325$ 、 $U_{\text{令4}}=0.00550$

V_n : n年度公共事業等債同意等額(団体営・防災重点農業用ため池緊急整備事業)

W_n : $W_{\text{令3}}=0.00325$ 、 $W_{\text{令4}}=0.00550$

X_n : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額(機構営)

Y_n : $Y_{22}=0.045$ 、 $Y_{23}=0.044$ 、 $Y_{24}=0.044$ 、 $Y_{25}=0.044$ 、 $Y_{26}=0.043$ 、 $Y_{27}=0.042$ 、 $Y_{28}=0.0422$ 、
 $Y_{29}=0.0422$ 、 $Y_{30}=0.04180$ 、 $Y_{\text{令元}}=0.04180$ 、 $Y_{\text{令2}}=0.00100$ 、 $Y_{\text{令3}}=0.00175$ 、 $Y_{\text{令4}}=0.00350$

Z_n : n年度臨時地方道整備事業債同意等額(ふるさと農道分)

AA_n : $AA_{15}=0.018$ 、 $AA_{16}=0.018$ 、 $AA_{17}=0.016$ 、 $AA_{18}=0.016$ 、 $AA_{19}=0.016$ 、 $AA_{20}=0.01584$

AB_n : n年度臨時地方道整備事業債同意等額(ふるさと農道・財源対策債分)

AC_n : $AC_{15}=0.030$ 、 $AC_{16}=0.030$ 、 $AC_{17}=0.027$ 、 $AC_{18}=0.027$ 、 $AC_{19}=0.026$ 、 $AC_{20}=0.02640$

AD_n : n年度地方道路等整備事業債同意等額(ふるさと農道分)

AE_n : $AE_{21}=0.01681$ 、 $AE_{22}=0.01684$ 、 $AE_{23}=0.01692$ 、 $AE_{24}=0.01727$

AF_n : n年度地方道路等整備事業債同意等額(ふるさと農道分・財源対策債分)

AF_n : $AF_{21}=0.02802$ 、 $AF_{22}=0.02807$ 、 $AF_{23}=0.02821$ 、 $AF_{24}=0.02878$

(6) 農家数急減補正係数

農家数急減補正の復元率は0.3としている。

$$(\text{農家数急減補正係数} - 1) = \left(\frac{2015\text{年農林業センサスによる農家数}}{2020\text{年農林業センサスによる農家数}} - 1 \right) \times 0.3$$

(二) 林野行政費

1 公有以外の林野の面積を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位は、2020年農林業センサスによる公有以外の林野の面積（私有林野の面積から独立行政法人等所管及び公有林野の面積である都道府県及び森林整備法人所管の林野面積を除く。）である。

(2) 補正について

段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (事業費補正係数 - 1)

① 密度補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} (\text{密度補正係数} - 1) &= \frac{1}{A \times 5,230\text{円}} \times \left\{ (B \times 427\text{円} + C \times 19,719\text{円} + D \times 14\text{円}) \right. \\ &\quad \left. - 121,121\text{千円} \right\} \times \frac{A}{309,000\text{ha}} \\ &= \frac{1}{A \times 5,230\text{円}} \times (B \times 427\text{円} + C \times 19,719\text{円} + D \times 14\text{円}) - 0.0749 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 当該団体の測定単位の数値

B : 森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

C : 森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数

D : 森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

427円 : 森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積1ha当たりの森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費

19,719円 : 森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数1人当たりの森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費

14円 : 森林環境譲与税の譲与の基準となる人口1人当たりの森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費

121,121千円 : 単位費用積算基礎に算入されている森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の一般財源所要額

② 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} (\text{事業費補正係数} - 1) &= \frac{1}{A \times 5,230\text{円}} \times \left\{ \sum_{n=15}^{24} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{24} (D_n \times E_n) \right. \\ &\quad \left. + \sum_{n=20}^{22} (F_n \times G_n) \right\} \end{aligned}$$

算式の符号

A : 当該団体の測定単位の数値

B_n : 臨時地方道整備事業債（平成21年度から平成24年度までの各年度においては、地方道路等整備事業債）（ふるさと林道分）のn年度同意等額

C_n : C₁₅=0.018 , C₁₆=0.018 , C₁₇=0.016 ,
C₁₈=0.016 , C₁₉=0.016 , C₂₀=0.01584 , C₂₁=0.01681 ,
C₂₂=0.01684 , C₂₃=0.01692 , C₂₄=0.01727

D_n : 臨時地方道整備事業債（平成21年度から平成24年度までの各年度においては、地方道路等整備事業債）（ふるさと林道・財源対策債分）のn年度同意等額

E_n : G₁₅=0.030 , G₁₆=0.030 , G₁₇=0.027 ,

$G_{18}=0.027$, $G_{19}=0.026$, $G_{20}=0.02640$, $G_{21}=0.02802$,
 $G_{22}=0.02807$, $G_{23}=0.02821$, $G_{24}=0.02878$
 F_n : 一般補助施設整備等事業債（特定間伐促進等対策分）のn年度同意等額
 G_n : $I_{20}=0.01584$, $I_{21}=0.01681$, $I_{22}=0.01684$

2 公有林野の面積を測定単位とするもの

(1)測定単位について

測定単位は、2020年農林業センサスによる公有林野の面積（都道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積）である。

(2)補正について

補正は行わないこと。

(三) 水産行政費

(1) 測定単位について

測定単位の水産業者数は、海面に係るものとして、漁業センサス規則によって調査した2018年漁業センサスの総括編〔Ⅱ海面漁業の生産構造及び就業構造に関する統計〕2都道府県・大海区別統計(1)漁業経営体 ア経営体階層別経営体数の「計」から「漁船非使用」を除いた数と、内水面に係るものとして、2018年漁業センサスの第7巻(内水面漁業に関する統計)総括 全国・都道府県編〔経営組織別及び都道府県別統計〕内水面漁業経営体数のなかで、「養殖業を営んだ経営体」と「湖沼で漁業を営んだ経営体」(「湖沼で養殖業を営んだ経営体」及び「湖沼は採捕のみで他で養殖業を営んだ経営体」を除く。)の総数から同巻 湖沼漁業の部 湖沼・道県編 1 団体経営体及び年間湖上作業従事日数30日以上の個人経営体(1)湖沼漁業経営体 ケ漁船使用の有無別延べ経営体数の「漁船非使用」を除いた数との合計数とする。

ただし、海区漁業調整委員会の置かれている内水面に係る湖沼漁業経営体は海面に係る漁業経営体とする。

(2) 補正について

段階補正係数 + (水産業者数急減補正係数 - 1)

なお、水産業者数急減補正の復元率は0.3とし、下記により算定する。

$$(\text{水産業者数急減補正係数} - 1) = \left(\frac{\text{2013年漁業センサスによる測定単位}}{\text{2018年漁業センサスによる測定単位}} - 1 \right) \times 0.3$$

(四) 商工行政費

段階補正係数 × 普通態容補正係数

普通態容補正は、中小企業支援市を包括する都道府県以外の都県にあつては、補正係数を1.000とすること。
また、中小企業支援市を包括する道府県にあつては、中小企業支援市における中小企業支援事業等に関する事務移譲を踏まえて、次の算式による補正係数を用いること。

$$\frac{\text{中小企業支援市の人口} \times 0.981 + \text{中小企業支援市以外の人口}}{\text{人口}}$$

六 総務費

(一) 徴税费

1 測定単位について

測定単位は、国勢調査によって調査した令和2年10月1日現在における世帯数である。

2 補正について

段階補正係数のみであること。

(二) 恩 給 費

1 測定単位について

- ① 測定単位は、恩給受給権者（恩給法又は条例により定められた普通恩給受給権者及び扶助料受給権者）数である。
- ② 恩給受給権者数は、恩給法を準用するそれぞれの法律の規定により、当該恩給を都道府県が負担するもので、令和4年度の最後の支給期月において恩給の支給を受けた者の数並びに都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例により、令和4年度の最後の支給期月において退職年金の支給を受けた者（東京都にあっては退職前、消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する消防職員であった者を除く。）の数である。

なお、地方自治法施行令第174条の51第3項又は都道府県恩給規則等によって、以前恩給法上の公務員であった在職期間を通算して恩給等を支給している者については、普通恩給と退職年金（差額退職年金を含む。）を併給している場合であっても、恩給受給権者数は1人として計算すること。

ただし、同一人に対し、都道府県が退職年金を、国又は他都道府県が普通恩給を支給している場合には、それぞれの都道府県において恩給受給権者を1人として計上するものとする。

また、同一人が普通恩給と併せて増加恩給の支給を受けた場合においても2人ではなく1人として計算するものであること。

(三) 地域振興費

(段階補正Ⅰ係数×(普通態容補正Ⅰ係数+寒冷補正係数))×0.5615+(普通態容補正Ⅱ係数-1)+(密度補正Ⅰ係数-1)+(投資補正係数-1)+(事業費補正係数-1)+(人口急減補正-1)+(段階補正Ⅱ係数×0.4385)

※ 上記の各補正係数は、小数点以下3位未満を四捨五入して算出すること。

(1) 普通態容補正Ⅰ

普通態容補正Ⅰについては、職員数を測定単位とする費目を除く全ての費目における地域手当相当分を一括して補正することとしている。

また、21年度より警察費分の一括適用を行ったことにより、警察費の普通態容補正において適用していた方面本部・市警察部設置・首都警察による割増補正率を地域振興費において適用することとしている。

級地	共通係数		人口積上分	県庁所在地・面積分
1	1.076	特別区	4.736	0.387
2	1.061	政令市	3.876	0.310
2	1.061	保健市	3.999	0.310
2	1.061	中核市	3.983	0.310
2	1.061	その他	4.042	0.310
3	1.057	政令市	3.687	0.290
3	1.057	中核市	3.787	0.290
3	1.057	その他	3.842	0.290
4	1.046	政令市	3.169	0.234
4	1.046	中小企業支援市以外の政令市	3.170	0.234
4	1.046	中核市	3.249	0.234
4	1.046	保健市	3.261	0.234
4	1.046	その他	3.294	0.234
5	1.039	政令市	2.839	0.198
5	1.039	中小企業支援市以外の政令市	2.840	0.198
5	1.039	中核市	2.907	0.198
5	1.039	保健市	2.917	0.198
5	1.039	その他	2.945	0.198
6	1.022	政令市	2.037	0.112
6	1.022	中核市	2.076	0.112
6	1.022	その他	2.097	0.112
7	1.011	政令市	1.519	0.056
7	1.011	中小企業支援市以外の政令市	1.519	0.056
7	1.011	中核市	1.538	0.056
7	1.011	その他	1.549	0.056
0	0.997	中小企業支援市以外の政令市	0.858	-0.015
0	0.997	中核市	0.853	-0.015
0	0.997	保健市	0.852	-0.015
0	0.997	その他	0.850	-0.015

・上記により算出した係数を合算した結果、1.000を下回る場合は1.000とする。

(2) 寒冷補正係数

寒冷補正係数については、原則として全ての費目における寒冷補正を地域振興費において一括して補正することとしている。

補正係数は、都道府県の区域内の級地ごとの市町村の人口に、下記の級地ごとの係数を乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率を適用する。

級地	4	3	2	1
給与差	0.973	1.224	1.262	1.423

級地	1	2	3	4
寒冷度	0.898	1.493	2.197	3.237
積雪度	0.424	0.842	2.034	3.863

(3) 普通態容補正Ⅱ係数

普通態容補正Ⅱ係数については、次のとおりとした。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8
指数段階	1以上 2未満	2以上 4未満	4以上 6未満	6以上 10未満	10以上 14未満	14以上 18未満	18以上 22未満	22以上
A 離島以外 増加需要額 ／標団一財	1.00	1.00	7.66	37.22	55.10	73.14	82.06	105.46
B 離島 増加需要額 ／標団一財	1.00	1.00	11.93	43.27	76.02	150.14	184.06	219.48

C	離島振興 離島人口×@	離島人口 × 500 円	離島人口 ×1,250 円	離島人口 ×2,000 円	離島人口 ×7,400 円	離島人口 ×7,900 円	離島人口 ×8,400 円	離島人口 ×8,900 円	離島人口 ×9,400 円
---	----------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

また、へき地手当等分については下記の算式1に、離島振興対策分については下記の算式2による「人口減少による補正率」を適用することとしている。

算式1

$$\frac{(B-A) \times 0.5}{A} + 1$$

算式1の符号

A：指数段階4以上の市町村の令和2年国勢調査人口

B：指数段階4以上の市町村の平成27年国勢調査人口

0.5：復元率

※(B-A)が負となる場合は、(B-A)は0とする。

算式2

$$\frac{(B-A) \times 0.5}{A} + 1$$

算式2の符号

A：離島市町村の令和2年国勢調査人口

B：離島市町村の平成27年国勢調査人口

0.5：復元率

※(B-A)が負となる場合は、(B-A)は0とする。

(4) 密度補正I係数

密度補正I係数の算定方法は、次のとおりである。

算式

$$\begin{aligned} (\text{密度補正I係数} - 1) &= \frac{B \times 30 \text{千円} + C \times 1,700 \text{千円} + D \times 200 \text{千円}}{A \times \text{単位費用 (543円)}} \\ &= \frac{B \times 55.249 + C \times 3,130.8 + D \times 368.3}{A} \end{aligned}$$

算式の符号

A：人口

B：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数として総務大臣が通知した数

C：合衆国軍隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

D：自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

30千円：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数1人当たり単価

1,700千円：合衆国軍隊の用に供する土地の面積1km²当たり単価

200千円：自衛隊の用に供する土地の面積1km²当たり単価

(5) 投資補正

投資補正係数は、算式ア～ウのとおりである。

・算式ア

$$\text{ア} = \frac{B \times 246 \text{円} + C \times 99 \text{円}}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

算式の符号

- A : 人口
- B : 過疎地域等人口 (「参考資料」の113頁のB欄)
- C : 半島地域人口 (「参考資料」の113頁のC欄)
- ※ 「B×246円+C×99円」は千円未満四捨五入。
- ※ 算式アにより算出した値は、小数点以下3位未満四捨五入。

・算式イ

$$\text{イ} = \frac{B \times \alpha}{A}$$

算式の符号

- A : 人口
- B : 令和2年国勢調査に係る当該都道府県の世帯数 (「参考資料」の113頁のD欄)
- α : 空港関係都道府県ごとの乗率 (下表のとおり)
- ※ 「B×α」は千円未満四捨五入。
- ※ 算式イにより算出した値は、小数点以下3位未満四捨五入。

北海道	0.14717	埼玉県		岐阜県		鳥取県	0.14236	佐賀県	0.07052
青森県	0.23943	千葉県	0.01881	静岡県	0.03524	島根県	0.79694	長崎県	0.04842
岩手県	0.14212	東京都	0.02883	愛知県	0.05321	岡山県	0.15936	熊本県	0.03899
宮城県	0.02803	神奈川県		三重県		広島県	0.01604	大分県	0.01383
秋田県	0.34822	新潟県	0.00520	滋賀県		山口県	0.08636	宮崎県	0.49771
山形県	0.21456	富山県	0.10004	京都府		徳島県	0.00445	鹿児島県	0.16900
福島県	0.02680	石川県	0.04974	大阪府	0.17275	香川県	0.04054	沖縄県	0.71033
茨城県	0.00095	福井県	0.00233	兵庫県	0.18816	愛媛県	0.29259		
栃木県		山梨県		奈良県		高知県	0.02773		
群馬県		長野県	0.04948	和歌山県	0.07747	福岡県	0.59561		

・算式ウ

$$\text{ウ} = \frac{(B \times 0.7 + 0.3) \times 5,108,000 \text{千円} + (C \times 0.35 + D \times 0.35 + 0.3) \times 228,000 \text{千円}}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

算式の符号

- A : 人口
- B : $(\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3.5 \times 0.676$
- α : 内閣府が令和5年3月22日に公表した県民経済計算 (2008SNA、平成23年基準計数) の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産 (支出側)」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成22年度の額及び内閣府が令和5年2月9日に公表した県民経済計算 (2008SNA、平成27年基準計数) の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産 (支出側)」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成23年度から令和元年度までのそれぞれの額の合算額 (「参考資料」の113頁のF欄)
- β : 内閣府が令和5年3月22日に公表した県民経済計算 (2008SNA、平成23年基準計数) の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産 (支出側)」に記載されている当該都道府県の「県民総生産 (支出側)」の平成22年度の額及び内閣府が令和5年2月9日に公表した県民経済計算 (2008SNA、平成27年基準計数) の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産 (支出側)」に記載されている当該都道府県の「県民総生産 (支出側)」の平成23年度から令和元年度までのそれぞれの額の合算額 (「参考資料」の113頁のG欄)
 - 3.5 : α / β × 100の全国平均
 - 0.676 : $47 / \{(\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3.5\}$ の全国計
 - ※ (α / β × 100) × 1 / 3.5が3を超える場合は3とする。
- C : $\gamma / 335,372$
 - γ : 内閣府が令和5年2月9日に公表した県民経済計算 (2008SNA、平成27年基準計数) の平成29年度から令和元年度における「公的固定資本減耗」のうち「一般政府」に係る額の平均 (「参考資料」の113頁のH欄を3で除して得た数 (整数未満四捨五入))
 - 335,372 : γの全国平均
 - ※ Cが3を超える場合は3とする。

D : $\delta / 8, 041. 99$
 δ : 面積 (令和5年1月1日現在)
 8, 041. 99 : δ の全国平均
 ※ Dが3を超える場合は3とする。

※ 「 $\alpha / \beta \times 100$ 」は小数点以下1位未満四捨五入、「 $(\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3. 5$ 」、「 $(\alpha / \beta \times 100) \times 1 / 3. 5 \times 0. 676$ 」、「 $B \times 0. 7 + 0. 3$ 」、「 $\gamma / 325, 373$ 」、「 $\delta / 8, 041. 99$ 」及び「 $C \times 0. 35 + D \times 0. 35 + 0. 3$ 」は小数点以下3位未満四捨五入。

※ 算式ウにより算出した値は、小数点以下3位未満四捨五入。

(6) 事業費補正

(事業費補正係数 - 1) = 算式I + 算式II + 算式III

算式I

$$\begin{aligned}
 & \sum_{n=15}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum_{n=22}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) \times 0.018 + F \times G \times 0.01961 + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (H_n \times I_n) \times 0.034 \\
 & \hline
 & \qquad \qquad \qquad A \times \text{単位費用 (543円)} \\
 & + \sum_{n=15}^{19} (J_n \times K_n) \times 0.018 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=15}^{19} (L_n \times M_n) \times 0.067 + \sum_{n=20}^{22} (N_n \times O_n) \times 0.00015 \times 0.75 \\
 & \hline
 & + \sum_{n=20}^{22} (P_n \times Q_n) \times 0.00015 \times 0.50 + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=15}^{16} (T_n \times U_n) \times 0.018 \\
 & \hline
 & + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (V_n \times W_n) \times 0.031 + \sum_{n=18}^{\text{令4}} (X_n \times Y_n) \times 0.021 \\
 & \hline
 & \qquad \qquad \qquad - Z \times 0.06262
 \end{aligned}$$

(算式Iの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
- B_n : n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額
- C_n : C₁₅=1.000、C₁₆=1.000、C₁₇=0.902、C₁₈=0.869、C₁₉=0.852、C₂₀=0.86541、C₂₁=0.91852、C₂₂=0.92016、C₂₃=0.92475、C₂₄=0.94344、C₂₅=0.951、C₂₆=0.934、C₂₇=0.902、C₂₈=0.8885、C₂₉=0.8902、C₃₀=0.70967、C_元=0.70115、C₂=0.03492、C₃=0.04721、C₄=0.11311
- D_n : n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち、継続事業 (平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置付けられている事業) に係るものの額
- E_n : E₂₂=0.92016、E₂₃=0.92475、E₂₄=0.94344、E₂₅=0.951、E₂₆=0.934、E₂₇=0.902、E₂₈=0.8885、E₂₉=0.8902、E₃₀=0.70967、E_元=0.70115、E₂=0.03492、E₃=0.04721、E₄=0.11311
- F : 平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち、定住化自立圏推進事業に係るものの額
- G : G=1.000
- H_n : n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債 (財源対策債分) の額
- I_n : I₁₅=1.000、I₁₆=0.910、I₁₇=0.821、I₁₈=0.791、I₁₉=0.776、I₂₀=0.78791、I₂₁=0.83627、I₂₂=0.83776、I₂₃=0.84194、I₂₄=0.85896、I₂₅=0.866、I₂₆=0.851、I₂₇=0.821、I₂₈=0.8090、I₂₉=0.8104、I₃₀=0.64612、I_元=0.63836、I₂=0.03179、I₃=0.04299、I₄=0.10299
- J_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債特別分等の額
- K_n : K₁₅=1.000、K₁₆=1.000、K₁₇=0.902、K₁₈=0.869、K₁₉=0.852
- α : 財政力に応じた算入率 (30~55%)
- L_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債 (財源対策債分) の額
- M_n : M₁₅=1.000、M₁₆=0.910、M₁₇=0.821、M₁₈=0.791、M₁₉=0.776
- N_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債 (用地事業に係るものを除く。) の額
- O_n : O₂₀=1.000、O₂₁=1.46667、O₂₂=3.66667
- P_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額
- Q_n : Q₂₀=1.00000、Q₂₁=1.46667、Q₂₂=3.66667

R_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（半島振興道路整備事業分）の額
 S_n : $S_{15}=1.000$ 、 $S_{16}=1.000$ 、 $S_{17}=0.902$ 、 $S_{18}=0.869$ 、 $S_{19}=0.852$ 、 $S_{20}=0.86541$ 、 $S_{21}=0.91852$ 、 $S_{22}=0.92016$ 、 $S_{23}=0.92475$ 、 $S_{24}=0.94344$ 、 $S_{25}=0.951$ 、 $S_{26}=0.934$ 、 $S_{27}=0.902$ 、 $S_{28}=0.8885$ 、 $S_{29}=0.8902$ 、 $S_{30}=0.70967$ 、 $S_{元}=0.70115$ 、 $S_2=0.03492$ 、 $S_3=0.04721$ 、 $S_4=0.11311$
 T_n : 平成 n 年度において発行を許可された一般単独（一般）事業債（地方拠点都市整備事業分）の額
 U_n : $U_{15}=1.000$ 、 $U_{16}=1.000$
 V_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・旧法分）の額
 W_n : $W_{15}=1.000$ 、 $W_{16}=1.000$ 、 $W_{17}=0.902$ 、 $W_{18}=0.869$ 、 $W_{19}=0.852$ 、 $W_{20}=0.86541$ 、 $W_{21}=0.91852$ 、 $W_{22}=0.92016$ 、 $W_{23}=0.92475$ 、 $W_{24}=0.94344$ 、 $W_{25}=0.951$ 、 $W_{26}=0.934$ 、 $W_{27}=0.902$ 、 $W_{28}=0.8885$ 、 $W_{29}=0.8902$ 、 $W_{30}=0.70967$ 、 $W_{元}=0.70967$ 、 $W_2=0.03492$ 、 $W_3=0.04721$ 、 $W_4=0.11311$
 X_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分）の額
 Y_n : $Y_{18}=1.000$ 、 $Y_{19}=0.981$ 、 $Y_{20}=0.99604$ 、 $Y_{21}=1.05717$ 、 $Y_{22}=1.05906$ 、 $Y_{23}=1.06434$ 、 $Y_{24}=1.08585$ 、 $Y_{25}=1.094$ 、 $Y_{26}=1.075$ 、 $Y_{27}=1.038$ 、 $Y_{28}=1.0226$ 、 $Y_{29}=1.0245$ 、 $Y_{30}=0.81679$ 、 $Y_{元}=0.80698$ 、 $Y_2=0.04019$ 、 $Y_3=0.05434$ 、 $Y_4=0.13019$
 Z : 段階補正 I 係数
 0.06262 : (旧)地域総合整備事業債（特別分等）及び地域活性化事業債に係る元利償還金のうち、単位費用へ移し替えた人口一人当たり単価の単位費用中の割合
 543 円 : 単位費用

算式Ⅱ＝ア＋イ

$$\begin{aligned}
 & \sum_{n=15}^{令4} (B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令4} (D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{令4} (F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令4} (H_n \times I_n) + \sum_{n=15}^{17} (J_n \times K_n) \\
 \text{ア} = & \frac{A \times \text{単位費用 (543円)}}{\quad} \\
 & + L \times 0.8 + \sum_{n=15}^{22} (M_n \times N_n) + \sum_{n=15}^{令4} (O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22} (Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23} (S_n \times T_n) \\
 & + \sum_{n=21}^{23} (U_n \times V_n) + \sum_{n=26}^{令4} (W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28} (Y_n \times Z_n) + AA \times AB + AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令4} (AD_n \times AE_n) \\
 & + AF \times AG + \sum_{n=30}^{令4} (AH_n \times AI_n) \times \alpha / 0.30 + \sum_{n=30}^{令4} (AJ_n \times AK_n) \times \beta / 0.30 + \sum_{n=29}^{令4} (AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令4} (AN_n \times AO_n) \\
 & + \sum_{n=30}^{令4} (AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=3}^{令4} (AR_n \times AS_n) + AT \times AU + AV \times AW
 \end{aligned}$$

(算式Ⅱ アの符号)

A : 測定単位の数値（人口）
 B_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業債（防災基盤整備事業分（平成17年度以降は、特に推進すべきものを除く。））の額
 C_n : $C_{15}=0.018$ 、 $C_{16}=0.018$ 、 $C_{17}=0.016$ 、 $C_{18}=0.016$ 、 $C_{19}=0.016$ 、 $C_{20}=0.01584$ 、 $C_{21}=0.01681$ 、 $C_{22}=0.01684$ 、 $C_{23}=0.01692$ 、 $C_{24}=0.01727$ 、 $C_{25}=0.018$ 、 $C_{26}=0.017$ 、 $C_{27}=0.017$ 、 $C_{28}=0.0163$ 、 $C_{29}=0.0163$ 、 $C_{30}=0.01299$ 、 $C_{元}=0.01283$ 、 $C_2=0.00064$ 、 $C_3=0.00086$ 、 $C_4=0.00207$
 D_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業債（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））の額
 E_n : $E_{17}=0.027$ 、 $E_{18}=0.027$ 、 $E_{19}=0.026$ 、 $E_{20}=0.02640$ 、 $E_{21}=0.02802$ 、 $E_{22}=0.02807$ 、 $E_{23}=0.02821$ 、 $E_{24}=0.02878$ 、 $E_{25}=0.029$ 、 $E_{26}=0.029$ 、 $E_{27}=0.028$ 、 $E_{28}=0.0271$ 、 $E_{29}=0.0272$ 、 $E_{30}=0.02165$ 、 $E_{元}=0.02139$ 、 $E_2=0.00107$ 、 $E_3=0.00144$ 、 $E_4=0.00345$
 F_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業債（公共施設等耐震化事業分）の額
 G_n : $G_{15}=0.030$ 、 $G_{16}=0.030$ 、 $G_{17}=0.027$ 、 $G_{18}=0.027$ 、 $G_{19}=0.026$ 、 $G_{20}=0.02640$ 、 $G_{21}=0.02802$ 、

$G_{22}=0.02807$ 、 $G_{23}=0.02821$ 、 $G_{24}=0.02878$ 、 $G_{25}=0.029$ 、 $G_{26}=0.029$ 、 $G_{27}=0.028$ 、 $G_{28}=0.0271$ 、
 $G_{29}=0.0272$ 、 $G_{30}=0.02165$ 、 $G_{元}=0.02139$ 、 $G_2=0.00107$ 、 $G_3=0.00144$ 、 $G_4=0.00345$

H_n : n年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業債（公共施設等耐震化事業分のうち、 I_s 値0.3未満の事業分）の額

I_n : $I_{21}=0.03754$ 、 $I_{22}=0.03761$ 、 $I_{23}=0.03779$ 、 $I_{24}=0.03856$ 、 $I_{25}=0.039$ 、 $I_{26}=0.038$ 、 $I_{27}=0.037$ 、
 $I_{28}=0.0363$ 、 $I_{29}=0.0364$ 、 $I_{30}=0.02900$ 、 $I_{元}=0.02866$ 、 $I_2=0.00143$ 、 $I_3=0.00193$ 、
 $I_4=0.00462$

J_n : 平成n年度に発行を許可された防災対策事業債（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））の額

K_n : $K_{15}=0.030$ 、 $K_{16}=0.030$ 、 $K_{17}=0.027$

L : 水俣病原因企業に対する金融支援に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

M_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（産業廃棄物不法投棄対策事業分）の額

N_n : $N_{15}=0.030$ 、 $N_{16}=0.030$ 、 $N_{17}=0.027$ 、 $N_{18}=0.027$ 、 $N_{19}=0.026$ 、 $N_{20}=0.02640$ 、 $N_{21}=0.02802$ 、
 $N_{22}=0.02807$

O_n : PFI法第8条第1項の規定により、PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額（総務大臣通知額）

P_n : $P_{15}=0.012$

$P_{16}=\textcircled{1}$ 高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.023
 $\textcircled{2}$ $\textcircled{1}$ 以外の総務大臣が通知した額に係るもの 0.012

$P_{17}=0.010$

$P_{18}=\textcircled{1}$ 北海道に対して総務大臣が通知した額のうち単独事業に係るもの 0.015
 $\textcircled{2}$ 山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.020
 $\textcircled{3}$ 北海道に対して総務大臣が通知した額のうち補助事業に係るもの 0.026
 $\textcircled{4}$ 兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.015

$P_{19}=0.010$

$P_{20}=0.01020$

$P_{21}=0.01013$

$P_{22}=0.01076$

$P_{23}=0.01064$

$P_{24}=\textcircled{1}$ 新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.01072
 $\textcircled{2}$ 徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの 0.01608
 $\textcircled{3}$ 徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.02680

$P_{25}=\textcircled{1}$ 宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの 0.011
 $\textcircled{2}$ 宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.016

$P_{26}=0.012$

$P_{27}=0.0000$

$P_{28}=0.0339$

$P_{29}=0.0000$

$P_{30}=0.00000$

$P_{元}=0.02533$

$P_2=0.00000$

$P_3=0.00000$

$P_4=0.01070$

Q_n : 平成n年度に発行について同意又は許可を得た石綿対策事業債の額

R_n : $R_{17}=0.022$ 、 $R_{18}=0.021$ 、 $R_{19}=0.021$ 、 $R_{20}=0.02112$ 、 $R_{21}=0.02241$ 、 $R_{22}=0.02245$

S_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般事業（一般）事業債のうち、公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る地方債の額

T_n : $T_{21}=0.01681$ 、 $T_{22}=0.01684$ 、 $T_{23}=0.01692$

U_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち、小中学校を除く公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る地方債の額

V_n : $V_{21}=0.01681$ 、 $V_{22}=0.01684$ 、 $V_{23}=0.01692$

W_n : n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等債のうち、津波避難対策緊急事業に係る地方債の額

X_n : $Z_{26}=0.028$ 、 $Z_{27}=0.027$ 、 $Z_{28}=0.0257$ 、 $Z_{29}=0.00259$ 、 $Z_{30}=0.02596$ 、 $Z_{元}=0.02561$ 、
 $Z_2=0.00114$ 、 $Z_3=0.00157$ 、 $Z_4=0.00353$

Y_n : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共施設最適化事業に係る地方債の額

Z_n : $AB_{27}=0.028$ 、 $AB_{28}=0.0271$

AA : 平成28年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち地方創生推進交付金事業に係る地方債の額

AB : 0.0163

- AC : 災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による災害に係る災害廃棄物処理対策並びに平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため同意又は許可を得た地方債に係る当該年度分の元利償還金
- AD_n : n年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る地方債の額
- AE_n : AE₂₉=0.0272、AE₃₀=0.02165、AE_元=0.02139、AE₂=0.00107、AE₃=0.00144、AE₄=0.00345
- AF : 平成29年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る地方債の額
- AG : 0.0163
- AH_n : n年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る地方債の額
- AI_n : AI₃₀=0.01299、AI_元=0.01283、AI₂=0.00064、AI₃=0.00086、AI₄=0.00207
- α : 財政力に応じた算入率（30～50%）
- AJ_n : n年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る地方債の額
- AK_n : AK₃₀=0.01299、AK_元=0.01283、AK₂=0.00064、AK₃=0.00086、AK₄=0.00207
- β : 財政力に応じた算入率（42～50%）
- AL_n : n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち、まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る地方債の額
- AM_n : AO₂₉=0.0163、AO₃₀=0.01299、AO_元=0.01283、AO₂=0.00064、AO₃=0.00086、AO₄=0.00207
- AN_n : n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち、地方大学・地域産業創生事業に係る地方債の額
- AO_n : AO₃₀=0.01299、AO_元=0.01283、AO₂=0.00064、AO₃=0.00086、AO₄=0.00207
- AP_n : n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち、文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る地方債の額
- AQ_n : AQ₃₀=0.01299、AQ_元=0.01283、AQ₂=0.00064、AQ₃=0.00086、AQ₄=0.00207
- AR_n : n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち、有明海・八代海等再生事業に係る地方債の額
- AS_n : AS₃=0.00144、AS₄=0.00345
- AT : 令和4年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等うち、宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に係るものの額に相当する額
- AU : 0.00353
- AV : 令和4年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債のうち、脱炭素化事業（上水道事業、簡易水道事業及び病院事業に係るものを除く）に係る地方債の額
- AW : 0.00149

$$\text{イ} = \frac{B \times \alpha \times 0.475}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、 $\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、 $\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。ただし、それぞれの災害について、同意年度ごとに算出し合算することとする。

（算式Ⅱ イの符号）

- A : 測定単位の数値（人口）
- B : 災害対策基本法第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度の元利償還金
- α : 「算出資料」の101頁の算式により算出した財政力係数

算式Ⅲ = ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ+シ+ス+セ+ソ+タ+チ+ツ+テ

$$B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{\text{令4}} (C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17} (E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{\text{令4}} (G_n \times H_n) + \sum_{n=3}^{\text{令4}} (I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{\text{令4}} (K_n \times L_n)$$

ア =

A × 単位費用 (543円)

$$- M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (O_n \times P_n)$$

(算式Ⅲ アの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
 B : 流域下水道等に係る平成11年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
 C_n : 流域下水道等に係る n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債 (平成16年度及び平成17年度は新設事業分) (公営企業会計適用債を除く。) の額
 D_n : D₁₁=0.026、D₁₂=0.025、D₁₃=0.027、D₁₄=0.024、D₁₅=0.024、D₁₆=0.024、D₁₇=0.025、
 D₁₈=0.023、D₁₉=0.023、D₂₀=0.02336、D₂₁=0.02248、D₂₂=0.02206、D₂₃=0.02169、D₂₄=0.02180、
 D₂₅=0.022、D₂₆=0.022、D₂₇=0.020、D₂₈=0.0203、D₂₉=0.0205、D₃₀=0.01012、D_元=0.00953、
 D₂=0.00168、D₃=0.00268、D₄=0.00442
 E_n : 流域下水道等に係る平成 n 年度に発行を許可された地方債 (更新事業分) の額
 F_n : F₁₆=0.011、F₁₇=0.011
 G_n : n 年度における下水道事業債臨時措置分 (単独事業分を除く。) の額
 H_n : H₁₂=0.050、H₁₃=0.044、H₁₄=0.039、H₁₅=0.054、H₁₆=0.054、H₁₇=0.055、H₁₈=0.053、
 H₁₉=0.053、H₂₀=0.05309、H₂₁=0.05110、H₂₂=0.05014、H₂₃=0.04930、H₂₄=0.04955、H₂₅=0.050、
 H₂₆=0.049、H₂₇=0.045、H₂₈=0.0461、H₂₉=0.0465、H₃₀=0.02300、H_元=0.02165、H₂=0.00382
 H₃=0.00608、H₄=0.01005
 I_n : n 年度における下水道事業債旧公害防止対策事業分の額
 J_n : J₃=0.00200、J₄=0.00406
 K_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債の額
 L_n : L₁₆=0.031、L₁₇=0.030、L₁₈=0.030、L₁₉=0.030、L₂₀=0.02977、L₂₁=0.02967、L₂₂=0.02982、
 L₂₃=0.03005、L₂₄=0.03131、L₂₅=0.032、L₂₆=0.031、L₂₇=0.031、L₂₈=0.0302、L₂₉=0.0303、
 L₃₀=0.03036、L_元=0.03003、L₂=0.00099、L₃=0.00122、L₄=0.00321
 M : 令和5年度における下水道資本費平準化債同意等見込額 (公害防止事業分を除く。)
 N : 日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として、総務大臣が算定して通知した額
 O_n : 流域下水道等に係る n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債 (公営企業会計適用債) の額
 P_n : P₂₇=0.064、P₂₈=0.0633、P₂₉=0.0634、P₃₀=0.06366、P_元=0.00636、P₂=0.00084
 P₃=0.00092、P₄=0.00261

$$B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (I_n \times J_n)$$

イ =

A × 単位費用 (543円)

$$+ K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{\text{令4}} (L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P_n$$

(算式Ⅲ イの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
 B : 過年度分の地下高速鉄道建設事業地方負担額として総務大臣が通知した額
 C : 現年度分の地下高速鉄道建設事業地方負担額として総務大臣が通知した額
 D_n : n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業補助金債の額のうち総務大臣が通知した額
 E_n : E₁₃=0.0318、E₁₄=0.0212、E₁₅=0.0243、E₁₆=0.0243、E₁₇=0.0249、E₁₈=0.0237、E₁₉=0.0237、
 E₂₀=0.02389、E₂₁=0.02300、E₂₂=0.02256、E₂₃=0.02219、E₂₄=0.02230、E₂₅=0.0224、E₂₆=0.022
 0、E₂₇=0.0203、E₂₈=0.0207、E₂₉=0.0209、E₃₀=0.01035、E_元=0.00974、E₂=0.00172、E₃=0.002
 74、E₄=0.00452
 F : 第3セクター (資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。) が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額
 G : 地下鉄事業新特例債の当該年度における元金償還金
 H : 地下鉄事業続特例債及び再特例債の当該年度における元金償還金の額として総務大臣が通知した額

- I_n : n年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額
- J_n : J₂₇=0.045、J₂₈=0.0450、J₂₉=0.0450、J₃₀=0.04500、J_元=0.04500、J₂=0.04500、J₃=0.04500
J₄=0.04500
- K : 地下鉄事業出資債等元利償還金（平成11年度許可債まで）
- L_n : n年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業出資債の額
- M_n : M₁₂=0.0300、M₁₃=0.0318、M₁₄=0.0212、M₁₅=0.0243、M₁₆=0.0243、M₁₇=0.0249、M₁₈=0.0237、
M₁₉=0.0237、M₂₀=0.02389、M₂₁=0.02300、M₂₂=0.02256、M₂₃=0.02219、M₂₄=0.02230、
M₂₅=0.0225、M₂₆=0.0220、M₂₇=0.0203、M₂₈=0.0207、M₂₉=0.0209、M₃₀=0.01035、M_元=0.00974、
M₂=0.00172、M₃=0.00274、M₄=0.00452
- N : 地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）元利償還金
- O : 地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息を基礎として、総務大臣が算定し通知した額
- P_n : 地下高速鉄道、モノレール事業等及びニュータウン鉄道等に係る一般会計出資債・補助金債（第3セクター）許可額のうち総務大臣が通知した額に、「令和5年度普通交付税算出資料（道府県分）」中「地域振興費」の附表2の率を乗じて得た額

$$\text{ウ} = \frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ ウの符号)

- A : 測定単位の数値（人口）
- B : 空港整備事業（第2種(A)空港）に係る平成10年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- C : 空港整備事業（第2種(B)空港）に係る平成10年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- D : 空港整備事業（第3種空港）に係る平成10年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

$$\text{エ} = \frac{B \times 0.3 + (C \times D)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ エの符号)

- A : 測定単位の数値（人口）
- B : 公園緑地事業に係る平成10年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- C : 公園緑地事業に係る平成12年度に発行を許可された地方債の額
- D : 0.012

$$\text{オ} = \frac{B \times \alpha \text{ (財政力補正)} \times 0.285}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ オの符号)

- A : 測定単位の数値（人口）
- B : 自然災害防止事業債の当該年度における元利償還金

$$\text{カ} = \frac{B \times 0.6}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ カの符号)

- A : 測定単位の数値（人口）
- B : 産炭地域開発就労事業等に係る地方債元利償還金

$$\text{キ} = \frac{\sum_{n=15}^{17} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ キの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
 B_n : 平成 n 年度に発行を許可された住宅地関連公共施設整備促進事業債等の額
 C_n : C₁₅=0.012、C₁₆=0.012、C₁₇=0.011

$$\text{ク} = \frac{\sum_{n=15}^{22} (B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=\text{元}}^{\text{令4}} (F_n \times G_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ クの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
 B_n : 平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業債・復興特別分の額
 C_n : C₁₅=0.053、C₁₆=0.052、C₁₇=0.049、C₁₈=0.043、C₁₉=0.043、C₂₀=0.04595、C₂₁=0.04739、
 C₂₂=0.04594
 D_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等債・復興特別分 (街路事業分を除く。) の額
 E_n : E₂₃=0.04395、E₂₄=0.04466、E₂₅=0.045、E₂₆=0.044、E₂₇=0.042、E₂₈=0.0411、E₂₉=0.0414、
 E₃₀=0.04154、E_元=0.04098、E₂=0.00182、E₃=0.00251、E₄=0.00565
 F_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等債・復興特別分 (街路事業分に限る。) の額
 G_n : G_元=0.02561、G₂=0.00114、G₃=0.00157、G₄=0.00353

$$\text{ケ} = \frac{B \times \alpha}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ ケの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
 B : $\sum_{n=8}^{\text{令4}} (C_n \times D_n)$

- C_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た新幹線鉄道整備事業に充てた地方債の額
 D_n : D₈=0.012、D₉=0.023、D₁₀=0.025、D₁₁=0.024、D₁₂=0.025、D₁₃=0.015、D₁₄=0.009、
 D₁₅=0.030、D₁₆=0.030、D₁₇=0.027、D₁₈=0.027、D₁₉=0.026、D₂₀=0.02640、D₂₁=0.02802、
 D₂₂=0.02807、D₂₃=0.02821、D₂₄=0.02878、D₂₅=0.029、D₂₆=0.029、D₂₇=0.028、D₂₈=0.0271
 D₂₉=0.0272、D₃₀=0.02165、D_元=0.02139、D₂=0.00107、D₃=0.00144、D₄=0.00345
 α : 元利償還金の標準財政規模に対する割合に応じた補正率

$$\text{コ} = \frac{\sum_{n=17}^{22} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ コの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
 B_n : 平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地域住宅交付金事業債の額
 C_n : C₁₇=0.006、C₁₈=0.005、C₁₉=0.005、C₂₀=0.00528、C₂₁=0.00560、C₂₂=0.00561

$$\sum_{n=18}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{\text{令4}} (D_n \times E_n)$$

$$\text{サ} = \frac{\quad}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ サの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : n年度に発行について同意又は許可を得た地震防災対策事業債のうちD_nに掲げるもの以外の額

C_n : C₁₈=0.027、C₁₉=0.026、C₂₀=0.02640、C₂₁=0.02802、C₂₂=0.02807、C₂₃=0.02821、C₂₄=0.02878、
C₂₅=0.029、C₂₆=0.029、C₂₇=0.028、C₂₈=0.0271、C₂₉=0.0272、C₃₀=0.02166、C_元=0.02139、
C₂=0.00107、C₃=0.00144、C₄=0.00345

D_n : n年度に発行について同意又は許可を得た地震防災対策事業債のうち地震防災対策特別措置法第4条に基づき公立の学校教育施設等で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は補強事業の額

E_n : E₂₀=0.03695、E₂₁=0.03922、E₂₂=0.03929、E₂₃=0.03949、E₂₄=0.04029、E₂₅=0.041、E₂₆=0.040、
E₂₇=0.038、E₂₈=0.0379、E₂₉=0.0380、E₃₀=0.03030、E_元=0.02994、E₂=0.00149、E₃=0.00202、
E₄=0.00483

$$\sum_{n=15}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{\text{令4}} (F_n \times G_n)$$

$$\text{シ} = \frac{\quad}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ シの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : 地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費 (旅客分のみとし、貨物分を含めないこと)のうち、地方公共団体が補助した経費 (上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・設備整備に係る経費)に充てるため、n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額 (JRからの譲渡資産分)

C_n : C₁₅=0.027、C₁₆=0.027、C₁₇=0.025、C₁₈=0.024、C₁₉=0.024、C₂₀=0.02376、C₂₁=0.02521、
C₂₂=0.02526、C₂₃=0.02538、C₂₄=0.02590、C₂₅=0.026、C₂₆=0.026、C₂₇=0.025、C₂₈=0.0244、
C₂₉=0.0244、C₃₀=0.01948、C_元=0.01925、C₂=0.00096、C₃=0.00130、C₄=0.00311

D_n : 地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費 (旅客分のみとし、貨物分を含めないこと)のうち、地方公共団体が補助した経費 (上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・設備整備に係る経費)に充てるため、n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額 (新たな設備投資分)

E_n : E₁₅=0.018、E₁₆=0.018、E₁₇=0.016、E₁₈=0.016、E₁₉=0.016、E₂₀=0.01584、E₂₁=0.01681、
E₂₂=0.01684、E₂₃=0.01692、E₂₄=0.01727、E₂₅=0.018、E₂₆=0.017、E₂₇=0.017、E₂₈=0.0163、
E₂₉=0.0163、E₃₀=0.01299、E_元=0.01283、E₂=0.00064、E₃=0.00086、E₄=0.00207

F_n : 地域鉄道事業者が行う施設・設備整備 (並行在来線に係るものを除く。)に要する経費のうち、地方公共団体が補助した経費に充てるため、n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

G_n : G₂₅=0.018、G₂₆=0.017、G₂₇=0.017、G₂₈=0.0163、G₂₉=0.0163、G₃₀=0.01299、G_元=0.01283、
G₂=0.00064、G₃=0.00086、G₄=0.00207

$$\sum_{n=24}^{\text{令4}} (B_n \times C_n)$$

$$\text{ス} = \frac{\quad}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ スの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : 被災地復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n : C₂₄=0.04029、C₂₅=0.041、C₂₆=0.040、C₂₇=0.038、C₂₈=0.0379、C₂₉=0.0380、C₃₀=0.03030
C_元=0.02994、C₂=0.00149、C₃=0.00202、C₄=0.00483

$$\text{セ} = \frac{\sum_{n=24}^{\text{令4}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ セの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : 沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n : C₂₄=0.02878、C₂₅=0.029、C₂₆=0.029、C₂₇=0.028、C₂₈=0.0271、C₂₉=0.0272、C₃₀=0.02165

C_元=0.02139、C₂=0.00107、C₃=0.00144、C₄=0.00345

$$\text{ソ} = \frac{\sum_{n=26}^{\text{令4}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ ソの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : 奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n : C₂₆=0.029、C₂₇=0.028、C₂₈=0.0271、C₂₉=0.00272、C₃₀=0.02165、C_元=0.02139、C₂=0.00107

C₃=0.00144、C₄=0.00345

$$\text{タ} = \frac{B \times C + D \times E}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ タの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B : 非構造部材の耐震対策事業 (特定天井分) に係る経費に充てるため平成29年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C : 0.0380

D : 非構造部材の耐震対策事業 (特定天井以外分) に係る経費に充てるため平成29年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E : 0.0272

$$\text{チ} = \frac{\sum_{n=29}^{\text{令4}} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ チの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち特別支援学校 (小学部及び中学部に限る。) の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_n : C₂₉=0.0272、C₃₀=0.02165、C_元=0.02139、C₂=0.00107、C₃=0.00144、C₄=0.00345

$$\text{ツ} = \frac{\sum_{n=30}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{\text{令4}} (D_n \times E_n)}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ ツの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校の義務教育諸学校等の補強事業に係るものの額に相当する額

C_n : C₃₀=0.03030、C_元=0.02994、C₂=0.00149、C₃=0.00202、C₄=0.00483

D_n : n 年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校の義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係るものの額に相当する額

E_n : $E_{30}=0.03030$ 、 $E_{元}=0.02994$ 、 $E_2=0.00149$ 、 $E_3=0.00202$ 、 $E_4=0.00483$

$$\text{テ} = \frac{B \times C}{A \times \text{単位費用 (543円)}}$$

(算式Ⅲ テの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B : 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業にかかる経費に充てるため令和2年度において発行について同意または許可を得た学校教育施設等整備事業債 (小学部、中学部および高等部に限る。)に係るものの額に相当する額

C : 0.00149

(7) 人口急減補正係数

人口急減補正係数については、平成27年国調人口からの人口減少率 (平均減少率 (0.016) 以上の団体を対象) を基礎とした係数を補正係数とした。

$$(\text{人口急減補正係数} - 1) = ((B - A) / A - 0.016) \times \alpha \times 58.3 \text{ (負数となる場合は0とする。)}$$

算式の符号

A : 令和2年国勢調査人口

B : 平成27年 //

α : 0.5

※ 「 $(B - A) / A$ 」、 「 $((B - A) / A - 0.016) \times \alpha$ 」 は小数点以下3位未満四捨五入。

七 地域の元気創造事業費

(補正係数)

段階補正係数 × (経常態容補正係数Ⅰ + 経常態容補正係数Ⅱ)

$$\text{経常態容補正係数Ⅰ} = (0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times \alpha$$

α : 0.582 (算定額を500億円程度とするための率)

A～Eにあつては、負数となるときは0、2を超えるときは2とする。

算式の符号

A、B : ラスパイレス指数を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = (-0.185) \times (\text{令和4年のラスパイレス指数}) + 19.5$$

Bを求める算式 :

$$B = (-0.185) \times (\text{平成30～令和4年のラスパイレス指数の平均}) + 18.5$$

ラスパイレス指数 : 各年のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数

C : 経常的経費削減率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = 2 - \frac{\text{経常的経費 (H27～R1平均)} - \text{経常的経費 (H7～11平均)}}{\text{経常的経費 (H7～11平均)}} \div 0.116$$

0.116 : 経常的経費削減率の全国平均

経常的経費 : 人件費 (退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む)、物件費、補助費等、
繰出金(法(非)適公営企業会計等への繰出金のうち建設費及び公債費を除く)

※ 復旧・復興事業分を控除する。

※ 指定都市を包括する道府県にあつては、平成29・30・令和元年度の人件費について、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した人件費に相当する数として総務大臣が通知した数から、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した退職金に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数を加算。

D : 地方税徴収率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = 100.00 \times \frac{\text{法定普通税及び法定目的税の収入済額 (R3)}}{\text{法定普通税及び法定目的税の調定済額 (R3)}} - 98.00$$

E：業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数

Eを求める算式：

$$E = 3.28 \times \frac{\text{業務システムに対するクラウド導入数 (R5)}}{\text{業務システムに対するシステム導入数 (R5)}} + 0.10$$

業務システムに対するシステム導入数：「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和5年4月7日付け総行デ第112号）で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号（記載要領の【別表2】の類型番号（1～31）のうち、31以外を回答した数

業務システムに対するクラウド導入数：「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号（記載要領の【別表2】の類型番号（1～31）のうち、クラウドに相当する番号（12、15、17、18、21、24及び26～30）を回答した数

※令和3年4月2日以降に新たにクラウドを導入したシステムについては、当該システムの導入に係る経費を令和3年度当初予算までに計上（債務負担行為を含む。）したものを対象とする。

$$\text{経常態補正係数II} = (0.1 \times F + 0.1 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O) \times a \times \beta$$

β ：0.274（算定額を475億円程度とするための率）

F～Oにあつては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

算式の符号

F：一次産業産出額を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = 112.99 \times \frac{\text{第一次産業産出額 (R1～R3平均)} - \text{第一次産業産出額 (H22～24平均)}}{\text{第一次産業産出額 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{9} + 1.05$$

n年第一次産業産出額：「n年農業産出額」「n年林業産出額」「n年漁業産出額」の合計

n年農業産出額：「n年生産農業所得統計」

n年林業産出額：「n年生産林業所得統計」（平成28年以降は「n年林業産出額」）

n年漁業産出額：「n年漁業産出額」

G：製造品出荷額等を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = 98.04 \times \frac{\text{製造品出荷額等 (H30～R2平均)} - \text{製造品出荷額等 (H22～24平均)}}{\text{製造品出荷額等 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{8} + 0.33$$

n年製造品出荷額等：「n年工業統計調査・経済センサス活動調査」（ただし、平成30年については令和元年工業統計調査、令和元年については令和2年工業統計調査、令和2年については令和3年経済センサス活動調査）

H：小売業年間商品販売額を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = 151.52 \times \frac{\text{小売業年間商品販売額 (R3)} - \text{小売業年間商品販売額 (H24)}}{\text{小売業年間商品販売額 (H24)}} \times \frac{1}{9} - 1.76$$

n年小売業年間商品販売額：「n年経済センサス活動調査」

I : 延べ宿泊者数を用いた係数

Iを求める算式 :

$$I = (I_1 + I_2) \times \frac{1}{2}$$

$$I_1 = 64.72 \times \frac{\text{日本人延べ宿泊者数 (H30~R1平均)} - \text{日本人延べ宿泊者数 (H23~24平均)}}{\text{日本人延べ宿泊者数 (H23~24平均)}} \times \frac{1}{7} + 0.39$$

$$I_2 = 3.80 \times \frac{\text{外国人延べ宿泊者数 (H30~R1平均)} - \text{外国人延べ宿泊者数 (H23~24平均)}}{\text{外国人延べ宿泊者数 (H23~24平均)}} \times \frac{1}{7} - 0.34$$

n年延べ宿泊者数 : 「n年宿泊旅行統計調査」

J : 若年者就業率を用いた係数

Jを求める算式 :

$$J = J_1 + J_2$$

$$J_1 = 1025.64 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 2.03$$

$$J_2 = 15.50 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 9.97$$

若年者就業率 : 15~34歳就業者数 / 15~34歳人口 (n年国勢調査)

※ 労働力状態「不詳」人口を除く

K : 女性就業率を用いた係数

Kを求める算式 :

$$K = K_1 + K_2$$

$$K_1 = 1,025.64 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 9.00$$

$$K_2 = 13.91 \times \text{女性就業率 (R2)} - 10.83$$

女性就業率 : 25~44歳女性就業者数 / 25~44歳女性人口 (n年国勢調査)

※ 労働力状態「不詳」女性人口を除く

L : 高齢者就業率を用いた係数

Lを求める算式 :

$$L = L_1 + L_2$$

$$L_1 = 833.33 \times \text{高齢者就業率 (R2)} - \text{高齢者就業率 (H22)} \times \frac{1}{10} - 2.58$$

$$L_2 = 16.84 \times \text{高齢者就業率 (R2)} - 4.49$$

高齢者就業率 : 65歳以上就業者数 / 65歳以上人口 (n年国勢調査)

※ 労働力状態「不詳」高齢者人口を除く

M：従業者数を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = 266.67 \times \frac{\text{従業者数 (H28)} - \text{従業者数 (H24)}}{\text{従業者数 (H24)}} \times \frac{1}{4} + 0.44$$

n年従業者数：「n年経済センサス活動調査」

N：事業所数を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = 149.81 \times \frac{\text{事業所数 (R1)} - \text{事業所数 (H24)}}{\text{事業所数 (H24)}} \times \frac{1}{7} - 0.67$$

n年事業所数：「n年経済センサス活動調査」

O：一人当たり県民所得を用いた係数

Oを求める算式：

$$O = 266.67 \times \frac{\text{一人当たり県民所得 (H30～R1平均)} - \text{一人当たり県民所得 (H23～24平均)}}{\text{一人当たり県民所得 (H23～24平均)}} \times \frac{1}{7} - 3.37$$

n年一人当たり県民所得：「令和4年5月に内閣府が公表した各年度の県民経済計算」

a：条件不利地域等の割増係数

令和5年度算定に用いた人口減少等特別対策事業費の割増係数に同じ

八 人口減少等特別対策事業費

(補正係数)

段階補正係数 × (経常態容補正係数Ⅰ + 経常態容補正係数Ⅱ)

(1) 経常態容補正係数Ⅰ

$$\text{経常態容補正係数Ⅰ} = (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E \\ + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times \alpha$$

α : 0.659 (算定額を1,050億円程度とするための率)

A～Iにあつては、負数となるときは0、3を超えるときは3とする。

算式の符号

A : 人口増減率を用いた係数

Aを求める算式 :

①人口増減率(H24～26平均)が0以上のとき $-0.03 \times \text{人口増減率(H24～26平均)} + 0.1$

②人口増減率(H24～26平均)が0未満のとき $-0.16 \times \text{人口増減率(H24～26平均)} + 0.1$

人口増減率 : {増減数(日本人) / 住民基本台帳登録人口(日本人)} × 1,000

(「住民基本台帳関係年報(H24～26)」)

B : 転入者人口比率を用いた係数

Bを求める算式 :

$$B = \frac{18.1518}{\text{転入者人口比率(H24～26平均)}}$$

転入者人口比率 : 転入者数(日本人) / 住民基本台帳登録人口(日本人) × 1,000

(総務省「住民基本台帳人口移動報告(H24～26)」、「住民基本台帳関係年報(H24～26)」)

18.1518 : 転入者人口比率の全国平均

C : 転出者人口比率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{転出者人口比率(H24～26平均)}}{18.1518}$$

転出者人口比率 : 転出者数(日本人) / 住民基本台帳登録人口(日本人) × 1,000

(総務省「住民基本台帳人口移動報告(H24～26)」、「住民基本台帳関係年報(H24～26)」)

18.1518 : 転出者人口比率の全国平均

D：年少者人口比率を用いた係数

Dを求める算式：

$$D = \frac{0.1303}{\text{年少者人口比率 (H24～26平均)}}$$

年少者人口比率：15歳未満人口（日本人）／住民基本台帳登録人口（日本人）
（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

0.1303：年少者人口比率の全国平均

E：自然増減率を用いた係数

Eを求める算式：

①自然増減率（H24～26平均）が0以上のとき $-0.04 \times \text{自然増減率 (H24～26平均)} + 0.1$

②自然増減率（H24～26平均）が0未満のとき $-0.27 \times \text{自然増減率 (H24～26平均)} + 0.1$

自然増減率：[（出生数（日本人）－死亡数（日本人））／住民基本台帳登録人口（日本人）] × 1,000
（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

F：若年者就業率を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = \frac{0.6072}{\text{若年者就業率 (H22)}}$$

若年者就業率：15～34歳就業者数／15～34歳人口 ※ 労働力状態「不詳」人口を除く
（総務省「国勢調査（H22）」）

0.6072：若年者就業率の全国平均

G：女性就業率を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = \frac{0.6746}{\text{女性就業率 (H22)}}$$

女性就業率：25～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口 ※ 労働力状態「不詳」女性人口を除く
（総務省「国勢調査（H22）」）

0.6746：女性就業率の全国平均

H：有効求人倍率を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = \frac{1}{\text{有効求人倍率 (H26.11～H27.4平均)}}$$

（厚生労働省「一般職業紹介状況」）

I : 一人当たり各産業の売上高を用いた係数

I を求める算式

$$I = \frac{6, 171, 494}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$

一人当たり各産業の売上高 : {第一次産業産出額 (H24~26 平均) + 製造品出荷額 (H24~26 平均)

+ 小売業年間商品販売額 (H26) + 卸売業年間商品販売額 (H26)} / 人口

平成 n 年第一次産業産出額 : 「平成 n 年農業産出額」「平成 n 年林業産出額」「平成 n 年漁業生産額」の合計

農林水産省「生産農業所得統計 (H24~26)」、「生産林業所得統計 (H24~26)」、「漁業生産額 (H24~26)」

経済産業省「工業統計表 (H24~26)」、「商業統計 (H26)」

総務省「国勢調査 (H27)」

6, 171, 494 : 一人当たり各産業の売上高の全国平均

(2) 経常態容補正係数 II

$$\text{経常態容補正係数 II} = (0.2 \times J + 0.2 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O + 0.1 \times P + 0.1 \times Q) \times a \times \beta$$

β : 0.315 (算定額を 950 億円程度とするための率)

J ~ Q にあつては、1 未満となるときは 1、3 を超えるときは 3 とする。

a にあつては、1 未満となるときは 1、1.5 を超えるときは 1.5 とする。

算式の符号

J : 人口増減率を用いた係数

J を求める算式 :

$$J = 1.58 \times \{ \text{人口増減率 (R2~4 平均)} - \text{人口増減率 (H14~16 平均)} \} + 10.56$$

(「住民基本台帳関係年報 (H14~16、R2~4)」)

K : 合計特殊出生率を用いた係数

K を求める算式 :

$$K = K_1 + K_2$$

$$K_1 = 13.12 \times \{ \text{合計特殊出生率 (R1~3 平均)} - \text{合計特殊出生率 (H14~16 平均)} \} + 0.11$$

$$K_2 = 4.42 \times \text{合計特殊出生率 (R1~3 平均)} - 5.38$$

K_1 、 K_2 が 0.5 未満となるときは 0.5 とする。

(「人口動態統計年報 (H14~16、R1~3)」)

L : 年少者人口比率を用いた係数

L を求める算式 :

$$L = 312.50 \times \{ \text{年少者人口比率 (R2~4 平均)} - \text{年少者人口比率 (H14~16 平均)} \} + 7.38$$

(「住民基本台帳関係年報 (H14~16、R2~4)」)

M：東京圏への転出入人口比率を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = -3.23 \times \{ \text{東京圏への転出入人口比率 (R2~4 平均)} \\ - \text{東京圏への転出入人口比率 (H18~20 平均)} \} - 0.75$$

(総務省「住民基本台帳人口移動報告 (H18~20、R2~4)」、「住民基本台帳関係年報 (H18~20、R2~4)」)
埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては1とする。

N：自団体内大学進学者割合を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = 43.76 \times \{ \text{自団体内大学・短大進学者割合 (R2~4 平均)} \\ - \text{自団体内大学・短大進学者割合 (H8~10 平均)} \} - 0.60$$

(文部科学省「学校基本調査 (H8~10、R2~4)」)

O：新規学卒者の自団体内就職割合を用いた係数

Oを求める算式：

$$O = 20.92 \times \{ \text{自団体内就職割合 (R1~3 平均)} - \text{自団体内就職割合 (H24~26 平均)} \} + 0.53$$

(厚生労働省「雇用動向調査 (H24~26、R1~3)」)

P：若年者就業率を用いた係数

Pを求める算式：

$$P = P_1 + P_2$$
$$P_1 = 103.00 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H12)} \} - 3.35$$

P_1 が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$P_2 = 15.50 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 9.97$$

P_2 が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

(総務省「国勢調査 (H12、R2)」)

Q：女性就業率を用いた係数

Qを求める算式：

$$Q = Q_1 + Q_2$$
$$Q_1 = 71.94 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H12)} \} - 10.88$$

Q_1 が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$Q_2 = 13.91 \times \text{女性就業率 (R2)} - 10.83$$

Q_2 が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

(総務省「国勢調査 (H12、R2)」)

a：条件不利地域等の割増係数

(1)割増対象団体

財政力指数が全国平均未満 (都道府県 0.49) の団体であって、取組の必要度の係数が1を超えている団体

(2)割増率

取組の必要度の係数による率 $1 + \{ (\text{取組の必要度の係数}) - 1 \} \div 2$

取組の必要度の係数：

$$0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I$$

九 地域社会再生事業費

(1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による人口である。

(2) 補正について

段階補正係数×経常態容補正係数+（密度補正係数－1）

① 経常態容補正係数の算定方法は、次のとおりである。

経常態容補正係数＝（0.2×A+0.1×B+0.1×C+0.1×D）×1.035+0.5×E×0.770

算式の符号

A：人口減少率を用いた指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$A = \frac{\text{人口(平成22年国勢調査)} - \text{人口(令和2年国勢調査)}}{\text{人口(平成22年国勢調査)}} \div 0.045$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、負数となるときは0.000とし、最大3.000とする。)

B：年少人口（15歳未満人口）比率を用いた指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$B = \frac{\text{年少人口(令和2年国勢調査)}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \times 0.119$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。)

C：高齢者人口（65歳以上人口）比率を用いた指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$C = \frac{\text{高齢者人口(令和2年国勢調査)}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \div 0.280$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。)

D：生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）減少率を用いた指標。

以下の算式によって算出した値とする。

$$D = \left(\frac{\text{生産年齢人口(平成22年国勢調査)} - \text{生産年齢人口(令和2年国勢調査)}}{\text{生産年齢人口(平成22年国勢調査)}} + 0.022 \right) \div 0.125$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、負数となるときは0.000とし、最大3.000とする。)

E：非人口集中地区人口比率を用いた指標。

以下の算式によって算出した値とする。

$$E = \frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \div 0.263$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。)

ここで、補正後非人口集中地区人口については次の算式によって算出するものとする。

算式

$$\begin{aligned} (\text{補正後非人口集中地区人口}) = & 2.00 \times e1 + 1.75 \times e2 + 1.50 \times e3 + 1.25 \times e4 \\ & + 1.00 \times e5 + 0.75 \times e6 + 0.50 \times e7 + 0.25 \times e8 \end{aligned}$$

(ただし、 $2.00 \times e1$ 、 $1.75 \times e2$ 、 $1.50 \times e3$ 、 $1.25 \times e4$ 、 $1.00 \times e5$ 、 $0.75 \times e6$ 、 $0.50 \times e7$ 及び $0.25 \times e8$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

- e1 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口（総務省統計局において公表した令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計にて、基準地域メッシュの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メッシュ内の人口をいう。以下、この項において同じ。）の合計のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e2 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e3 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e4 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e5 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e6 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e7 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e8 当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

② 密度補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} (\text{密度補正係数} - 1) &= \frac{1}{1,950 \text{ 円} \times A} \times (6,098,000 \text{ 円} \times B) \\ &= \frac{3,127.179 \times B}{A} \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：当該団体における技術職員の増員数

6,098,000円：技術職員の増員数1人当たりの単価

十 地域デジタル社会推進費

(1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による人口である。

(2) 補正について

段階補正係数 × 経常態容補正 I 係数

経常態容補正 I 係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{経常態容補正 I 係数} = (0.5A + 0.5B) \times 0.994$$

算式の符号

A：地域住民を主な対象とする取組に係る指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$A = \frac{\text{高齢者人口（令和2年国勢調査）} + \text{障害者人口（令和3年福祉行政報告例及び令和3年衛生行政報告例）}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \div 0.339$$

（小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。）

B：地域企業を主な対象とする取組に係る指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$B = b \times \beta 1 \times \beta 2$$

算式の符号

$$b = \frac{\text{事業所数（令和元年経済センサス基礎調査）}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \times 0.05072$$

（小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。）

$$\beta 1 = \frac{\text{一次産業事業所数（平成28年経済センサス活動調査）}}{\text{事業所数（平成28年経済センサス活動調査）}} \times 103.093 + 0.369$$

（小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大2.000とする。）

$$\beta 2 = \frac{\text{中小企業数（中小企業数調査）}}{\text{企業数（中小企業数調査）}} \times 338.983 - 336.929$$

（小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大2.000とする。）

十一 公 債 費

(一) 災害復旧費

(1) 測定単位について

- ① 測定単位の数値は、(1) 公共災害復旧事業債、(2) 単独災害復旧事業債、(3) 地盤沈下等対策事業債、(4) 緊急治山等事業債、(5) 激甚災害対策特別緊急事業債、(6) 特殊土壌対策事業債、(7) 鉱害復旧事業債、(8) 小災害債のうち令和5年5月31日までに借り入れたものに係る令和5年度の元利償還金である。

このうち、小災害債とは、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和57年法律第45号。以下「昭和57年改正法」という。)による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激特法」という。)第24条第1項の規定に基づき、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとされている公共土木施設等小災害債で昭和57年改正法の施行日以降に発行について同意又は許可を得たものをいう。

なお、平成4年度から平成14年度まで及び平成16年度から令和4年度までの各年度において国の補正予算等に伴い発行を許可されたかんまん災害債の元利償還金は、「補正予算債償還費」で措置することとしているので、重複計上のないよう注意すること。

- ② 数値については、地方交付税公債台帳に基づいて、集計・転記等に誤りのないよう留意のうえ、算出資料に記載すること。
- ③ 災害復旧事業債のうち、過年度分について資金手当として通常の充当率を超えて発行を許可された補正予算債に係るものについては算入しないよう注意すること。
- ④ 地方交付税の算定期日は令和5年4月1日現在であるが、令和4年度に起債の同意又は許可があり、令和5年5月31日までに借入れがなされたものについては、測定単位の数値に算入して差し支えないものであること。
- なお、起債の前借りが行われた場合における当該前借りに対する利子は、一時借入の利子であるから数値に算入しないよう注意すること。
- また、目的外使用などの理由により地方債の償還を命ぜられたものについては、これを数値から除外すること。(公債費全般について同じ。)

(2) 補正について

- ① 単独災害復旧事業債及び小災害債について地方交付税法第13条第11項の規定による特別(財政力)補正を適用しているほか、すべての事業債について種別補正を適用することとしている。

なお、単独災害復旧事業債及び小災害債については、まず特別(財政力)補正を適用し、その後に種別補正を適用するので注意すること。

- ② 単独災害復旧事業債及び小災害債の財政力補正を行うに当たっては、次の点に留意すること。

ア 標準財政収入額の平均額は、令和2年度から令和4年度までの基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額。)から地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)×0.25(千円未満四捨五入)から市町村民税所得割に係る税源移譲額(県費負担教職員分)×0.25(千円未満四捨五入)を控除した額及び地方消費税における引上げ分×0.25(千円未満四捨五入)に係る額を除き、分離課税所得割交付金に係る額を加算した額に1.3333(≒100/75)を乗じて得た額(千円未満四捨五入)の合算額と地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税に係る額の合算額との合計額から分離課税所得割交付金に係る額の合算額を除いた額を3で除して算定すること。

イ 令和5年度における単独災害復旧事業債及び小災害債の元利償還金を「ア」によって求めた標準財政収入額の平均額で除して得た率(小数点以下3位未満四捨五入)に100/0.001を乗じて指数を求めること。指数が100以下となる団体は、1.000とし、100以上となる団体については、算出資料の算式により補正係数を算出すること。この場合において、指数は整数とし、小数点以下を四捨五入すること。また、補正係数算出の途中においては掛け放しとし、補正係数は小数点以下3位未満を四捨五入すること。

③ 種別補正係数は、算出資料を参照のこと。

(二) 補正予算償還費

(1) 平成10年度以前許可債に係るもの

測定単位は、国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成4年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものに係る令和5年度における元利償還金である。

総務大臣が指定する対象事業は次のとおりである。

平成4年度から平成10年度の各年度については、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係るもの並びに流域下水道事業及び地下鉄事業に係るものうち一般会計の建設費補助相当分に係るものである。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(2) 平成16年度以降同意等債に係るもの

測定単位は、国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が同年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額である。

総務大臣が指定する対象事業は次のとおりである。

平成16年度及び平成17年度については、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係るもの、平成18年度及び平成19年度については、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係るもの、平成20年度及び平成21年度については、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るもの、平成22年度については、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道等整備事業に係るもの、平成23年度については、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般補助施設整備等事業に係るもの、平成24年度及び平成25年度については、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るもの、平成26年度から平成29年度については、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るもの、平成30年度及び令和元年度については公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るもの、令和2年度から令和4年度については公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

なお、平成16年度許可債については、一般公共事業のうち新潟県中越地震の各種災害関連緊急対策に係る事業について、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。学校教育施設等整備事業は当初における地方負担額に対する算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。平成20～22年度の新幹線整備事業に係る補正予算債については、通常事業の事業費補正算入率（地域振興費）を下回ることがないように、種別を設け補正係数を算出するものであること。平成28年度同意（許可）債については、熊本地震復旧等予備費の使用に係るもの及び熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。平成29年度同意（許可）債については、熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。平成30年度同意（許可）債については、熊本地震

及び平成30年度7月豪雨への対応に伴う投資的経費に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。令和元年度同意（許可）債については、熊本地震、平成30年度7月豪雨及び令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。令和2年度同意（許可）債については、令和2年7月豪雨への対応に伴う投資的経費に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。

（三） 地方税減収補填償還費

地方税減収補填償還費（従来分）の測定単位の数値は、地方税の減収補填のため平成15年から令和4年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税（平成21～令和4年度のみ）に係る額の75/100に相当する額である。

（注）平成19年度において同意又は許可を得た所得割に係るものは含めないで注意すること。

地方税減収補填償還費（拡充分）の測定単位の数値は、令和2年度に発行について同意又は許可を得た地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る減収補填債の額に相当する額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

（四） 財源対策償還費

測定単位の数値は、公共事業等に係る経費等に充てるため平成15年度から令和4年度までの各年度において、当該年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

なお、平成15年度の許可債には、公園緑地事業に係る一般単独事業債分が含まれている。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

（五） 減税補填償還費

測定単位の数値は、個人の道府県民税に係る特別減税等による平成6年度から平成8年度までの各年度及び平成15年度から平成18年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

具体的には、次のとおりであり、実際の発行額を用いるものではないので留意すること。

① 平成6年度分：次のア及びイの合算額

ア 平成6年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

イ 制度減税（平成7年1月施行）による退職所得分の平成6年度影響額

② 平成7年度分

平成7年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

③ 平成8年度分

平成8年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

④ 平成15年度分

平成15年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

⑤ 平成16年度分

平成16年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

⑥ 平成17年度分

平成17年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

⑦ 平成18年度分

平成18年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(六) 臨時財政対策債償還費

測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成15年度から令和4年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。実際の発行額ではなく、発行可能額（平成14年度においては、再計算後の額）を用いるので留意すること。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(七) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費

測定単位の数値は、平成25年度から令和4年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(八) 国土強靱化施策債償還費

測定単位の数値は、令和元年度から令和4年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(九) 地域改善対策特定事業債等償還費

測定単位の数値は、地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条、旧地域改善対策特別措置法第5条又は旧同和対策事業特別措置法第10条の規定により総務大臣が指定したものに係るものであり、同和地区集会所、同和地区改善施設、農山漁村同和対策事業、住宅改良法に基づく住宅改良事業のうち同和地区整備事業（改良住宅建設用地取得造成費を除く。）、保育所、児童館、母子健康センター、児童公園、漁港改修事業、同和対策農業基盤整備事業、都市下水路、道路、街路、消防施設（小型動力ポンプ、防火水槽）等で国庫補助金を受けて行う事業の地方負担額に相当する額に係る令和5年度の元利償還金である。

(十) 公害防止事業債償還費

測定単位の数値は、公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条の規定により総務大臣が指定したものに係るものであり

（昭46.11.15自治導第162号通知参照）、同法第3条の規定の適用を受けて実施する事業並びに公害防止計画に基づいて実施する下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業に係る経費（下水道法施行令第24条の2第1項第1号イに規定する特定公共下水道及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び改築の事業に係る経費を除く。）に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債に係る令和5年度の元利償還金である。

また、平成16年度より、当該年度の下水道資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分）を公害防止事業債償還費から控除することとしているので留意すること。

(十一) 石油コンビナート等償還費

測定単位の数値は、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、石油コンビナート等災害防止法第36条第2項の規定により総務大臣が指定したものの（昭56. 11. 27自治地第169号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

(十二) 地震対策緊急整備事業償還費

測定単位の数値は、地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第6条の規定により総務大臣が指定したものの（昭和56. 5. 12自治地第100号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

なお、昭和55年度許可債のうち対象地方債の額については、昭和56. 5. 20自治地第104号により調査された額とし、昭和56年度許可債から令和4年度同意等債のうち対象地方債の額についても同様の方法により算出した額とするので留意すること。

(十三) 被災者生活再建償還費

測定単位の数値は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定したものに係る令和5年度の元利償還金である。

(十四) 原子力発電施設等立地地域振興事業償還費

測定単位の数値は、原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第8条の規定により総務大臣が指定したものの（平成15. 3. 28自治地第138号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

< 包括算定経費 >

十二 包括算定経費

(その1) 人口を測定単位とするもの

(1) 段階補正

段階補正係数の算式は次のとおりであること。

人 口	段階補正係数
～ 800千人	$1 / P (0.06 P + 1,592,000)$
800 ～ 1,100千人	$1 / P (0.05 P + 1,600,000)$
1,100 ～ 1,400千人	$1 / P (0.03 P + 1,622,000)$
1,400 ～ 1,700千人	$1 / P (0.12 P + 1,496,000)$
1,700 ～ 2,100千人	$1 / P (0.57 P + 731,000)$
2,100 ～ 2,500千人	$1 / P (0.66 P + 542,000)$
2,500 ～ 3,500千人	$1 / P (0.24 P + 1,592,000)$
3,500 ～ 5,000千人	$1 / P (0.45 P + 857,000)$
5,000 ～ 6,000千人	$1 / P (0.33 P + 1,457,000)$
6,000千人～	$1 / P (0.27 P + 1,817,000)$

P：当該団体の人口

※ 小数点以下3位未満を四捨五入すること。

(その2) 面積を測定単位とするもの

(1) 種別補正

測定単位の細目の種別を宅地、耕地、林野及びその他の4種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしていること。

宅地の面積	1.00
耕地の面積	2.87
林野の面積	0.60
その他の面積	0.59

※それぞれ小数点以下2位未満を四捨五入すること。

<参考> 会計年度任用職員の取扱い

単位費用の積算上、各算定項目において会計年度任用職員を想定している職種は以下のとおりである。なお、個別算定経費で措置していないものについては包括算定経費において計上している。

経費の種類	細目	細節	積算上想定している職種
警察費	警察管理費	警察職員費	相談員等
高等学校費（測定単位：生徒数）	生徒経費	生徒経費	特別支援教育支援員、部活動指導員
特別支援学校費（測定単位：学級数）	学級経費	学級経費	非常勤講師、学校司書
社会福祉費	社会福祉事業費 児童福祉費	婦人相談所費 児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	婦人相談員 母子・父子自立支援員等
衛生費	保健所費 生活衛生指導費 医療行政費	保健所 廃棄物処理対策費 看護師・保健師・助産師費	産休保健師 不法投棄監視員 実習生アルバイト
労働費	地域雇用対策費	地域雇用対策費	相談員
地域振興費	地域振興費	地域振興共通経費	消費生活相談員

包括算定経費（測定単位：人口） 段階補正における人口段階ごとの財政需要額

（単位：百万円）

経費区分	人口段階											
	千人	600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団地)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
企画費、総務費等	12,543	12,627	12,709	12,758	13,000	14,866	16,863	18,115	22,898	24,993	28,382	
うち会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費	149	158	169	182	193	210	225	266	325	366	448	
各種委員（会）等費	771	771	771	780	791	815	926	1,315	1,855	2,157	2,809	
議会費	707	728	769	808	847	942	1,101	1,485	2,062	2,438	2,998	
追加財政需要額	1,296	1,306	1,317	1,326	1,354	1,537	1,745	1,932	2,480	2,736	3,160	
一般財源計	15,317	15,432	15,566	15,672	15,992	18,160	20,635	22,847	29,295	32,324	37,349	
単位当たり費用Z (円)	25,528	19,290	14,151	11,194	9,410	8,648	8,254	6,528	5,859	5,387	4,669	
Z/単位費用	2.713	2.050	1.504	1.190	1.000	0.919	0.877	0.694	0.623	0.572	0.496	

◎ 基 準 財 政 収 入 額

一 道府県民税

[均等割]

1 個人分

令和5年度の基準税額は、令和4年度市町村税課税状況等の調第1表の「個人均等割」のうち「納税義務者」の「計」欄の当該都道府県の市町村ごとの数の合計数に1,109円を乗じて得た額とする。

1,109円：1,500円※×0.75×0.986（徴収率）

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）により、平成26年度分から令和5年度分の道府県民税均等割の標準税率が引き上げ（+500円）られている。（H25：1,000円）

2 法人分

(1) 令和5年度の基準税額は、令和4年度道府県税の課税状況等の調第1表の「(1) 道府県民税額に関する調」のうち「均等割納税義務者数の合計欄」に記載すべき数に該当する各区分の単位額を乗じて得た額の合算額とする。

(2) 単位額は、次のとおりである。

区 分	基 準 税 率	単 位 額
資本金等の額が50億円超該当法人	$800,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	600,000 円
資本金等の額が10億円超50億円以下該当法人	$540,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	405,000 円
資本金等の額が1億円超10億円以下該当法人	$130,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	97,500 円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下該当法人	$50,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	37,500 円
上 記 以 外 該 当 法 人	$20,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	15,000 円

[所得割]

三位一体の改革に伴う税源移譲によって財政力格差が拡大しないよう、平成 19 年度以降、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に 100%算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の 75%相当額に税源移譲に伴う影響額の 25%相当額を加算している。

平成 20 年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を、平成 22 年度からは各都道府県における寄附金税額控除額を算定に反映している。

平成 22 年度から分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えており、平成 23 年度からは精算の対象としている。

平成 29 年度以降、当分の間の措置として、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、移譲された事務が円滑に執行できるよう、基準財政収入額に 100%算入することとしている。具体的には、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の 75%相当額に税源移譲に伴う影響額の 25%相当額を加算するとともに、分離課税所得割交付金の交付見込額を指定都市を包括する道府県の基準財政収入から控除し、当該交付金の収入見込額を指定都市の基準財政収入額に加算している。

所得割に係る基準税額は、次の 1 及び 2 の算式により算定した額の合算額から 3 の算式により算定した額を控除した額とする。

- 1 当該年度分に係る基準税額は、次の算式アにより算定した額に、指定都市を包括する道府県にあつては算式イにより算定した額から算式ウにより算定した額を控除して得た額の 25%相当額及び算式ウにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の 25%相当額を、その他の都道府県にあつては算式イにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の 25%相当額をそれぞれ加算した額とする。

算式ア

$$\{[(79,400 \text{ 円} \times \alpha) \times A + B - C - D - E] \times 0.986 - F + G\} \times 0.75$$

算式アの符号

α 単位数に係る当該都道府県の補正率

A 納税義務者数※（整数未満四捨五入）

※ 令和 4 年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）の「納税義務者数」×「20 歳以上住基人口伸び率」

$$\text{20歳以上住基人口伸び率} = \frac{\text{20歳以上の住基人口（R5.1.1現在）}}{\text{20歳以上の住基人口（R4.1.1現在）}} \quad (\text{小数点以下3位未満四捨五入})$$

B 当該年度の分離譲渡所得等額（当初調定見込額）

C 次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

算式

$$(c + d + e + f) \times 1.020$$

算式の符号

c 課税状況調の「配当控除」

d 課税状況調の「外国税額控除」

e 課税状況調の「配当割額の控除額」

f 課税状況調の「株式等譲渡所得割額の控除額」

1.020 令和 4 年度実績額及び令和 5 年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

D（課税状況調の「寄附金税額控除」－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」）×1.000※

※ 東京都にあつては 1.047

E 課税状況調の「調整控除額」×1.001※

- ※ 1.001 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
- F 令和5年5月末時点における住宅借入金等特別税額控除見込額
- G 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの合計額）」×1.037※×0.667※（千円未満四捨五入）
 - ※ 1.037 実績額（R3.7～R4.6）及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
 - ※ 0.667 退職所得に係る市町村民税に対する道府県民税の割合
- 79,400円 道府県民税所得割の単位額
- 0.986 徴収率
- 0.75 算入率

算式イ（県費負担教職員給与負担事務権限委譲に伴う税源移譲後対象税額）

$$\{(79,400 \text{円} \times \alpha) \times A + B - C - D - E\} \times 0.986 - F + G$$

算式イの符号

- α 算式アの符号 α に同じ。
- A 算式アの符号 A に同じ。
- B 算式アの符号 B に同じ。
- C 算式アの符号 C に同じ。
- D 算式アの符号 D に同じ。
- E 算式アの符号 E に同じ。
- F 算式アの符号 F に同じ。
- G 算式アの符号 G に同じ。

79,400円 道府県民税所得割の単位税額
0.986 徴収率

算式ウ（県費負担教職員給与負担事務権限委譲に伴う税源移譲前かつ三位一体の改革に伴う税源移譲後対象税額）

$$\{(79,400 \text{円} \times \alpha) \times A + (79,400 \text{円} \times \alpha') \times A' + (B + B') - (C + C') - (D + D') - (E + E')\} \times 0.986 - (F + F') + G$$

算式ウの符号

- α 算式アの符号 α に同じ。
- A 算式アの符号 A に同じ。
- α' 当該道府県が包括する指定都市分の単位額補正率
- A' 当該道府県が包括する指定都市に係る納税義務者数※（整数未満四捨五入）
 - ※ 令和4年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）の「納税義務者数」×「20歳以上住基人口伸び率」
20歳以上住基人口伸び率の計算方法は算式アの符号Aに準じる。
- B 算式アの符号 B に同じ。
- B' 当該年度の分離譲渡所得等額（当初調定見込額）のうち包括する指定都市分
- C 算式アの符号 C に同じ。
- C' 次の算式によって算定した包括する指定都市分の税額控除額のうち配当控除額及び外国税額控除額

算式

$$(c' + d') \times 1.020$$

算式の符号

- c' 課税状況調の「配当控除」のうち包括する指定都市分
- d' 課税状況調の「外国税額控除」のうち包括する指定都市分

- 1.020 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
- D 算式アの符号Dに同じ。
- D' 包括する指定都市分の寄附金税額控除額（条例指定分を除く）
- E 算式アの符号Eに同じ。
- E' 包括する指定都市分の課税状況調の「調整控除額」×1.001※
- ※ 1.001 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
- F 算式アの符号Fに同じ。
- F' 令和5年5月末時点における住宅借入金等特別税額控除見込額のうち包括する指定都市分
- G 算式アの符号Gに同じ。
- 79,400円 道府県民税所得割の単位税額
- 0.986 徴収率

算式エ（三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額）

$$\{(A \times 1.005) - (B \times 1.008)\} \times \alpha \times 0.986 + (C \times 1.044) \times \alpha + (D + D') \times 0.986$$

算式エの符号

- A 次の算式によって算定した総所得金額等に係る算出税額（税源移譲前ベース）

算式

$$(a \times 0.02) + [\{(b + c) - 7,000 \times (d + e)\} \times 0.03 + \{(d + e) \times 140\}]$$

算式の符号

- a 課税状況調の「700万円以下の金額」における総所得金額等に係る課税標準額
- b 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
- c 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における総所得金額等に係る課税標準額
- d 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における納税義務者数
- e 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における納税義務者数

0.02、0.03 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

- B 次の算式によって算定した税額控除額（税源移譲前ベース）

算式

$$\{(f + f') \times (2/3)\} + [\{(g + g') / 0.12\} \times 0.1] + [\{(h + i) / 0.4\} / 3] + (j + j') + (k + k')$$

算式の符号

- f 算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。
- f' 算式ウの符号C'の算式の符号c'に同じ。
- g 算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。
- g' 算式ウの符号C'の算式の符号d'に同じ。
- h 算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。
- i 算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。
- j 算式アの符号Dに同じ。
- j' 算式ウの符号D'に同じ。
- k 算式アの符号Fに同じ。
- k' 算式ウの符号F'に同じ。

2/3 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当控除率／三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当控除率
=0.008/0.012

0.12 三位一体の改革に伴う税源移譲後の外国税額控除率

0.10 三位一体の改革に伴う税源移譲前の外国税額控除率

0.4 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

1/3 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

C 次の算式によって算定した退職所得分離課税に係る所得割額（税源移譲前ベース）

算式

$$l \times m$$

算式の符号

l 次の算式によって算定した額

算式

$$11 \leq 7,000 \text{ のとき} \quad 11 \times 0.02$$

$$7,000 < 11 \text{ のとき} \quad (11 - 7,000) \times 0.03 + 140$$

算式の符号

11 1人あたり退職所得分離所得割の課税標準額（=（12/0.060※）/13）

※ 0.060 三位一体の改革に伴う税源移譲後の税率（市町村民税）

12 課税状況調の退職所得の分離課税に係る令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの所得割額の計

13 課税状況調の退職所得の分離課税に係る令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの納税義務者数の計

0.02、0.03 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率（道府県民税）

m 前記13に同じ。

D 算式アの符号Bに同じ。

D' 算式ウの符号B'に同じ。

α 次の算式によって算定した当該団体の税額伸び率

算式

$$n \times 1.00071$$

算式の符号

n 算式アの符号Aの「20歳以上住基人口伸び率」に同じ。

1.00071 αを乗じる前の全国の三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額を基礎に定めた率

1.005、1.008、1.044 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.986 徴収率

2 分離譲渡所得等に係る精算額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A - B$$

算式の符号

A 前年度実績額（課税状況調）×0.986（前年度の徴収率）×0.75（算入率）

B 前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額×0.986（前年度の徴収率）×0.75（算入率）

3 分離課税所得割交付金の交付見込額は、包括する指定都市ごとに次の算式により算定した分離課税所得割交付金の収入見込額を合算した額とする。

算式

$$(A \times 1.037 \times 0.667 \times 1.014) / 2$$

算式の符号

A 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの

合計額)」

- 1.037 退職所得に係る実績額 (R3.7～R4.6) 及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
- 0.667 退職所得に係る市町村民税に対する道府県民税の割合
- 1.014 令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

[法人税割]

- 1 令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \quad \text{令和5年度分の推計基準税額} + \text{令和4年度分の精算額} + \text{令和3年度分の精算額} + \text{令和2年度分の精算額} \\ + \text{総務大臣修正額} = \text{令和5年度基準税額}$$

- 2 令和5年度分の推計基準税額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \quad (A \times \alpha + B) \times 0.75$$

算式の符号

A：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

B：令和4年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

α ： 1.01

- 3 令和4年度分の精算額は、次の算式によって算定した額とし、2/3を翌年度に繰り越すものとする。

$$\text{算式} \quad \{ (A + B) \times 0.75 + C \} - D$$

算式の符号

A：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

B：令和4年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

C：令和4年度における法人税割の減収補填債として発行された地方債の額の75/100に相当する額

D：令和4年度普通交付税の算定に用いた推計基準税額

- 4 令和3年度分の精算額は、令和4年度算定における令和3年度分精算繰越額に1/2を乗じた額とする。

- 5 令和2年度分の精算額は、令和4年度算定における令和2年度分精算繰越額とする。

- 6 総務大臣修正額

令和4年度以前の年度における確定基準税額で修正を要するものとして総務大臣が認めたものである。

(注) 端数計算については、算出資料参照のこと。

[利子割]

- 1 令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額を零とする。

算式 令和5年度分の推計基準税額+令和4年度分に係る精算額+令和3年度分に係る精算額+令和2年度分に係る精算額+総務大臣修正額

- 2 令和5年度分の推計基準税額

算式 $\{(A \times 0.05 - B) \times \alpha\} \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$

算式の符号

A：令和4年度の歳入となるべき利子割の課税標準額

B：令和4年度の歳出予算から支出した過誤納に係る利子割の還付金の額

C：令和4年度において当該都道府県内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

0.05：利子割の税率

α ：1.471 令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割の推計乗率

β ：1.592 令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割交付金の推計乗率

- 3 令和4年度分に係る精算予定額は、次の算式により算定した額から、当該額の2/3に相当する額（千円未満の端数は四捨五入）を控除して得た数とする。

算式 $\{(A \times 0.05 - B) \times 0.75 - C \times 0.75 + D\} - E$

算式の符号

A：2のAと同じ

B：2のBと同じ

C：2のCと同じ

D：令和4年度減収補填債のうち利子割に係るものとして発行された地方債の額の75/100に相当する額

E：令和4年度普通交付税の算定に用いた推計基準税額

- 4 令和3年度分に係る精算額は、令和4年度算定における令和3年度分精算繰越額に1/2を乗じた数とする。

- 5 令和2年度分に係る精算額は、令和4年度算定における令和2年度分精算繰越額とする。

- 6 総務大臣修正額は、前年度以前の年度における利子割の基準税額について総務大臣が修正すべきものと認めた額である。

[配当割]

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{A \times 0.05 - B\} \times \alpha \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和4年4月～令和5年3月の歳入となるべき配当割の課税標準額

0.05 : 税率

B : 令和4年度の歳出予算から支出した過誤納に係る配当割の還付金の額

α : 1.257

令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

C : 令和4年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した配当割交付金の額

β : 1.249

令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

[株式等譲渡所得割]

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{A \times 0.05 - B\} \times \alpha \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和4年4月～令和5年3月の歳入となるべき株式等譲渡所得割の課税標準額

0.05 : 税率

B : 令和4年度の歳出予算から支出した過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金の額

α : 1.103

令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

C : 令和4年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した株式等譲渡所得割交付金の額

β : 1.098

令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

二 事業税

[個人事業税]

- 1 令和5年度の基準税額は、前年度分において個人事業税の課税の基礎となった課税所得金額及び課税人員を用いて、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} = \{ 4,069 \text{千円} \times (A \times B) + 1,263 \text{千円} \times (C \times D) \} \times 0.03705$$

算式の符号

A：令和4年度分の個人事業税の課税の基礎となったもののうち所得税有資格者数

B：次の算式により算定した率

$$a \times b \times c \times d$$

a：総務大臣が調査した令和4年度個人事業税の所得税有資格者に係る課税人員1人当たり全国平均課税所得金額4,260千円に対する都道府県別1人当たり課税所得金額の比率

b：都道府県別1人当たり課税所得金額の令和2年度から令和4年度の対前年度伸率の相加平均による率と、課税人員1人当たり全国平均課税所得金額の令和2年度から令和4年度の対前年度伸率の相加平均による率との比率

c：都道府県別の課税人員の令和2年度から令和4年度の対前年度伸率の相加平均による率と、課税人員全国計の令和2年度から令和4年度の対前年度伸率の相加平均による率との比率

d：次の算式により各都道府県ごとに算出した率

$$\left[\frac{(b)}{(a)} \times \frac{0.05}{0.05} \right] + \left[\frac{(c)}{(a)} \times \frac{0.04}{0.05} \right] + \left[\frac{(d)}{(a)} \times \frac{0.05}{0.05} \right] + \left[\frac{(e)}{(a)} \times \frac{0.03}{0.05} \right]$$

(a)：総務大臣が調査した令和3年度の課税人員

(b)：(a)のうち第1種事業に係る課税人員

(c)：(a)のうち第2種事業に係る課税人員

(d)：(a)のうち第3種事業(税率5%のもの)に係る課税人員

(e)：(a)のうち第3種事業(税率3%のもの)に係る課税人員

4,069千円：令和4年度の個人事業税の所得税有資格者に係る課税人員1人当たり全国平均課税所得金額(4,260千円)に、地方財政計画の個人事業税収入見込額等を勘案して定めた率(0.95512)を乗じて得た額

C：所得税有資格者数に対する失格者数の比率(0.022)をAに乗じて得た数

$$A \times 0.022$$

D：次の算式により算定した率

$$a \times b \times c \times d$$

a：総務大臣が調査した令和4年度個人事業税の所得税失格者に係る課税人員1人当たり全国平均課税所得金額1,322千円に対する都道府県別1人当たり課税所得金額の比率(但し、当該課税所得金額のない団体の比率については、当該課税所得金額のある団体中最も低い団体の比率と同一とする。)

b：Bのbによる率

c：Bのcによる率

d：Bのdによる率

1,263千円：令和4年度の個人事業税の所得税失格者に係る課税人員1人当たり全国平均課税所得金額(1,322千円)に、地方財政計画の個人事業税収入見込額等を勘案して定めた率(0.95512)を乗じて得た額

$$0.03705 : \text{標準税率} (0.05) \times \text{徴収率} (0.988) \times \text{算入率} (0.75)$$

- 2 低工法等による課税免除等の特例規定の適用を受ける都道府県は、その減収分に相当する額を基準財政収入額から控除すること。(以下、法人事業税、不動産取得税についても同様とする。)

[法人事業税]

- 1 令和5年度の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式 令和5年度分の推計基準税額+令和4年度分に係る精算額+令和3年度分に係る精算額+令和2年度分に係る精算額+総務大臣修正額

- 2 令和5年度分の推計基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式 $(A \times \alpha + B \times \beta + C - (A + B) \times \gamma) \times 0.75$

算式の符号

A：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の所得・収入金額を課税標準とする調定額から歳出還付額を控除した額

B：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする調定額から歳出還付額を控除した額

C：令和4年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

α ：0.90

β ：0.94

γ ：0.07

- 3 令和4年度分に係る精算額は、次の算式によって算定した額から当該額の2/3に相当する額（千円未満の端数は切り捨て）を控除して得た額とする。

算式 $\{(A + B - C) \times 0.75 + D\} - E$

算式の符号

A：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

B：令和4年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

C：令和4年度において当該都道府県内の市町村に対し交付した法人事業税交付金の額

D：令和4年度における法人事業税の減収補填債として発行された地方債の額の75/100に相当する額

E：令和4年度普通交付税の算定に用いた推計基準税額

- 4 令和3年度分に係る精算額は、令和4年度算定における令和3年度分精算繰越額に1/2を乗じた額とする。

- 5 令和2年度分に係る精算額は、令和4年度算定における令和2年度分精算繰越額とする。

- 6 総務大臣修正額

令和4年度以前の年度における確定基準税額で修正を要するものとして総務大臣が認めた額とする。

(注) 端数計算については、算出資料参照のこと。

三 地方消費税

令和5年度の基準税額は、譲渡割に係る基準税額及び貨物割に係る基準税額の合算額とする。

【譲渡割】

令和5年度における地方消費税譲渡割の基準税額は、従来分及び引上げ分の合算額とする。

【従来分】

算式

$$(A \times 0.00611477) \times 0.75 - (A \times 0.00303342) \times 0.75$$

算式の符号

A：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00611477:	<hr/>	令和5年度地方財政計画収入見込額 1,890,737,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円
0.00303342:	<hr/>	令和5年度地方財政計画のうち地方消費税交付金(譲渡割分・従来分)に係る収入見込額 937,959,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円

0.75：算入率

【引上げ分】

算式

$$(A \times 0.00733772) \times 0.75 - (A \times 0.00366011) \times 0.75 + [(A \times 0.00733772) - (A \times 0.00366011)] \times 0.25$$

算式の符号

A：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00733772:	<hr/>	令和5年度地方財政計画収入見込額 2,268,885,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円
0.00366011:	<hr/>	令和5年度地方財政計画のうち地方消費税交付金(譲渡割分・引上げ分)に係る収入見込額 1,131,736,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円

0.75 0.25：算入率

【貨物割】

令和5年度における地方消費税貨物割の基準税額は、従来分及び引上げ分の合算額とする。

【従来分】

算式

$$(A \times 0.00357008) \times 0.75 - (A \times 0.00173102) \times 0.75$$

算式の符号

A：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00357008:	<hr/>	令和5年度地方財政計画収入見込額 1,103,898,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円
0.00173102:	<hr/>	令和5年度地方財政計画のうち地方消費税交付金(貨物割分・従来分)に係る収入見込額 535,245,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円

0.75：算入率

【引上げ分】

算式

$$(A \times 0.00428409) \times 0.75 - (A \times 0.00209026) \times 0.75 + [(A \times 0.00428409) - (A \times 0.00209026)] \times 0.25$$

算式の符号

A：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00428409:	<hr/>	令和5年度地方財政計画収入見込額 1,324,677,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円
0.00209026:	<hr/>	令和5年度地方財政計画のうち地方消費税交付金(貨物割分・引上げ分)に係る収入見込額 646,325,000千円
		Aの全国計 309,208,430,000千円

0.75 0.25：算入率

四 不動産取得税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\frac{(A+B)}{2} \times 0.02095$$

算式の符号

A：令和3年度課税標準額（令和3年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額）から、条例で定める割合により算出した地方税法第73条の14第11項から第13項まで及び法附則第11条第7項に基づく控除額を加算し、参酌基準により算出した同項に基づく控除額を控除した額

B：令和4年度課税標準額（令和4年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額）から、条例で定める割合により算出した地方税法第73条の14第12項から第14項まで及び法附則第11条第7項に基づく控除額を加算し、参酌基準により算出した同項に基づく控除額を控除した額

0.02095 : 0.02793 × 0.75

0.02793 : 令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

0.75 : 算入率

五 道府県たばこ税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \quad (A \times B) \times 0.8025$$

算式の符号

A：令和4年3月1日から令和5年2月末日までの間の当該都道府県の区域内において地方税法第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）が行われた製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第74条の4第2項及び第3項の規定によって換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下同じ。）

B：次の算式によって算定した当該都道府県の売渡し本数の伸び率

$$\text{算式} \quad \left[\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \div 1.0053 \right] \times 0.9781$$

算式の符号

(a)：前記Aに同じ

(b)：当該都道府県の区域内における令和2年3月1日から令和3年2月末日までの売渡し本数

$$1.0053 : \sqrt{\frac{(a) \text{の全国総数}}{(b) \text{の全国総数}}}$$

0.9781：令和5年度地方財政計画の基礎となった売渡し見込み本数の総本数に対する割合

$$0.8025 : \frac{1,070\text{円}}{1,000\text{本}} \times \frac{75}{100}$$

$\frac{1,070\text{円}}{1,000\text{本}}$ ：地方税法第74条の5に定める道府県たばこ税の税率

六 市町村たばこ税都道府県交付金

令和5年度の基準額は、都道府県が包括する市町村に係る令和5年度市町村たばこ税都道府県交付金の合算額である。

七 ゴルフ場利用税

令和5年度の基準税額は、次の算式によって算定する。

算式

$$A \times B \times 52,600 \text{円}$$

算式の符号

A : 令和4年3月1日から令和5年2月28日までの延利用者の1日当たり利用人員

B : 省令別表第九に定める都道府県別率

$$52,600 \text{円} : \left(640 \text{円} \times 365 \text{日} \right) \times \frac{100}{100} \times \frac{3}{10} \times \frac{75}{100}$$

640円 : 利用者1人当たりの平均調定額

$$\frac{100}{100} : \text{徴収率}$$

$$\frac{3}{10} : 1 - \frac{7}{10} \quad \left(\frac{7}{10} : \text{ゴルフ場利用税交付金交付率} \right)$$

$$\frac{75}{100} : \text{算入率}$$

八 自動車税

[環境性能割]

1 令和5年度の基準税額は、次の算式によって算定する。

算式

$$\{ (61,300 \text{円} \times \alpha) \times (A \times 0.981) \} \times 0.443625$$

算式の符号

61,300円 : 1台当たりの全国平均税額

α : 都道府県ごとの1台当たり税額補正率

A : 課税台数

0.981 : 減免割落率 (1 - (身障者減免台数 / (課税台数 + 身障者減免台数))) により算出した率の前々年度。前年度及び今年度の3か年平均)

0.443625 : (1 - 95/100 × 43/100) × 75/100

なお、指定都市を包括する道府県の基準税額は、上記により算出した額から、当該都道府県に所在する指定都市について、令和5年度普通交付税の基準財政収入額において算定した自動車税環境性能割交付金のうち国・道府県道に係るものに相当する額を控除した額とする。

2 課税台数は、前年度において自動車税環境性能割の課税の対象となった自動車（地方税法第146条第2項の規定によってその取得が課税対象とならない自動車、同法第148条、第149条、第150条、第158条若しくは附則第12条の2の10の規定によってその取得に対して自動車税環境性能割を課することができない自動車又は同法第164条第1項若しくは第165条第1項の規定によってその取得に対する自動車税環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

[種別割]

1 基準税額は、次の算式によって算定する。

算式

$$(26,100円 \times \alpha) \times (A \times 0.913) + (29,900円 \times \beta) \times (B \times 0.913) + (6,100円 \times \gamma) \times (C \times 0.913) + (9,900円 \times \delta) \times D$$

算式の符号

26,100円：一般の所有する自動車に係る全国平均1台当たりの単位数額（算入率0.75）

29,900円：グリーン化に係る税率が適用される自動車（地方税法附則第12条の3第1項の対象となるものに限る。）に係る全国平均1台当たりの単位数額（算入率0.75）

6,100円：グリーン化に係る税率が適用される自動車（地方税法附則第12条の3第2項及び第3項の対象となるものに限る。）に係る全国平均1台当たりの単位数額（算入率0.75）

9,900円：アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る全国平均1台当たりの単位数額（算入率0.75）

α 、 β 、 γ 又は δ ：基礎数値照会により都道府県から報告のあった一般の所有する自動車、グリーン化対象の自動車（重課分）、グリーン化対象の自動車（軽課分）又はアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係るそれぞれの基準税額の合計額をそれぞれの課税台数で除して得た当該都道府県の平均基準税率の全国平均基準税率に対する比率により算出した補正率

A、B、C又はD：基礎数値照会により都道府県から報告のあった都道府県ごとの課税台数

0.913：自動車税の課税台数に対する捕捉率（身体障害者等に係る課税免除及び所在不明等により課税保留している自動車のうち一定年限を経過しているもの等に係る台数についての割落とし率）

2 課税台数は、令和5年3月31日現在において、道路運送車両法第6条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車（大型特殊自動車を除く。）の台数から、地方税法第148条の規定によって自動車税を課することができないもの、東日本大震災により滅失したもの（既に自動車登録ファイルから除かれているものを除く。）並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」（令和5年3月9日付け総税都第8号）に基づき、「永久抹消登録」、「移転登録及び一時抹消登録」並びに「移転登録及び輸出抹消仮登録」の申請がなされた自動車のうち、3月中に根拠となる事由が発生し、かつ、当該事由が発生した日から15日以内に申請がなされた自動車を除いた台数である。

九 鉱区税

- 令和5年度の基準税額は、省令に定める単位額にそれぞれの鉱区の面積又は延長を乗じて得た額の合算額とする。
- 鉱区的面積又は延長は、令和5年4月1日現在において鉱業原簿及び特定鉱業原簿に登録されている数値から非課税に係るものを除いた数値を使用する。

なお、鉱業法施行法第1条の規定により現行の鉱業法による鉱業権とみなされる鉱業権の登録原簿（砂鉱原簿等）に登録されている数値を含むものである。

- 面積又は延長の表示単位は、面積については「100アール」、延長については「1,000メートル」であるが、表示単位未満の端数は切り上げることとされているので留意すること。

なお、これは、鉱区等の区分ごとの合計数値について行うものであり、個々の鉱区等ごとに行うものではないので注意すること。

区		分	単 位	税 率	単位額
砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区	石油又は可 燃性天然ガ スを目的と する鉱業権 の鉱区	試 掘 鉱 区	面積 100アールごとに	$200 \times \frac{2}{3}$	100
		採 掘 鉱 区	〃	$400 \times \frac{2}{3}$	200
	石油又は可 燃性天然ガ スを目的と しない鉱業 権の鉱区	試 掘 鉱 区	〃	200	150
		採 掘 鉱 区	〃	400	300
砂鉱を目的とする鉱 業権の鉱区	河 床 で な い も の		〃	200	150
	河 床	面積を課税標準 とするもの	〃	200	150
		延長を課税標準 とするもの	延長千メートルごとに	600	450
日韓大陸棚協定の実施に伴う特定鉱業 権の鉱区	探 査 鉱 区		面積 100アールごとに	22	17
	採 掘 鉱 区		〃	133	100

(注) 1 河床のうち「延長を課税標準とするもの」とは、地方税法附則第13条の特例分をいう。

$$2 \text{ 単位額} = \text{税率} \times \frac{100}{100} \text{ (徴収率)} \times \frac{75}{100} \text{ (算入率)}$$

十 固定資産税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定する。

算式

(当該年度の課税標準額+旧法附則第64条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額)×0.0105+(前年度以前の課税標準の過大又は過少の算定額)×0.0105

- 1 課税標準額は、地方税法第349条の4等により市町村が課税すべき課税標準額を超える額である。この場合、低工法等課税免除等の特例規定による減収分についても課税標準額に含めるものとする。
- 2 わがまち特例に該当するものについては、当該決定価格に当該参酌すべき割合として定める率を乗じて得た課税標準額を用いるものとする。
- 3 前年度以前の課税標準額の過大又は過少の算定額は、当該算定年度における普通交付税の算定基礎となった課税標準額と同年度分として課税すべきであった課税標準額との差額である。
- 4 $0.0105 = 0.014$ (標準税率) × 0.75
- 5 算式により算定した額が負数となるときは、零とすること。
- 6 地方税法附則第73条の規定により普通交付税の額の算定においては、新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例措置がないものとする事とされていることから、当該年度の課税標準額に同特例による課税標準の減少額を加えること。

十一 都道府県交付金

令和5年度の基準額は、次により算定した額の合算額とする。

- 1 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に規定する大規模の償却資産について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が通知（当該年度の4月1日以後の通知を除く。）した価格を基礎として、同法の規定によつて算定した当該年度の当該都道府県の交付金算定標準額に0.0105を乗じて得た額
- 2 前年度以前の年度における当該都道府県の1に規定する交付金算定標準額について、1に規定する日以後において1の規定による価格の通知が変更されたことその他の理由により総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額

$$0.0105 : \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100}$$

十二 軽油引取税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\text{基準税額} = (24,075 \text{円} \times \text{前年度の課税標準たる引取数量} \times \text{都道府県ごとの推定伸び率}) \\ - \text{指定都市に係る軽油引取税交付金基準額}$$

$$\text{都道府県ごとの推定伸び率} = \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.006 \right) \times 1.008$$

算式の符号

a : 都道府県ごとの令和4年度の課税標準となった軽油の引取数量 (k1)

b : 都道府県ごとの令和2年度の課税標準となった軽油の引取数量 (k1)

$$1.006 : \sqrt{\frac{a \text{の全国総額}}{b \text{の全国総額}}}$$

1.008 : 次の算式により算出した率

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画による軽油の見込引取数量}}{a \times \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.006 \right) \text{の全国数量}}$$

なお、算出過程における端数処理は、算式ごとに小数点以下3位未満を四捨五入する。

$$24,075 \text{円} = 32,100 \text{円} \times \frac{75}{100}$$

32,100円 : 地方税法附則第12条の2の8に規定された軽油引取税の税率

75/100 : 算入率

十三 特別法人事業譲与税

- 1 令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式 令和5年度分の推計基準税額+令和4年度分の精算額+令和3年度分の精算額+令和2年度分の精算額

- 2 令和5年度分の推計基準税額

算式 $A \times \alpha \times 0.75$

算式の符号

A：令和4年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

α ：0.900

- 3 令和4年度分の精算額は、次の算式により算定した額とし、2/3を翌年度に繰り越すものとする。

算式 $A \times 0.75 + B - C$

算式の符号

A 令和4年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

B 令和4年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものとして発行された地方債の額の75/100に相当する額

C 令和4年度普通交付税の算定に用いた特別法人事業譲与税の推計基準税額

- 4 令和3年度分の精算額は、令和4年度算定における令和3年度分の精算繰越額に1/2を乗じた額とする。

- 5 令和2年度分の精算額は、令和4年度算定における令和2年度分の精算繰越額とする。

十四 地方揮発油譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度地方揮発油譲与税額 × 0.980 (千円未満の端数は四捨五入する。)

0.980の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 125,512 \text{ 百万円} - 1,899 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 128,383 \text{ 百万円} - 2,283 \text{ 百万円}} = 0.980$$

※ 1,899百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する県に係る令和5年度譲与見込額

2,283百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する県に係る令和4年度譲与額

十五 石油ガス譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度石油ガス譲与税額 × 1.064 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.064の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 5,000 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 4,697 \text{ 百万円}} = 1.064$$

十六 自動車重量譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度自動車重量譲与税額 × 0.975 (千円未満の端数は四捨五入する。)

0.975の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 16,000 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 16,409 \text{ 百万円}} = 0.975$$

十七 航空機燃料譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度航空機燃料譲与税額 × 1.114 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.114の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 3,000 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 2,692 \text{ 百万円}} = 1.114$$

十八 森林環境譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度森林環境譲与税額 × 1.000 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.000の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 6,000 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 6,000 \text{ 百万円}} = 1.000$$

十九 交通安全対策特別交付金

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度交通安全対策特別交付金額 × 1.127 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.127の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 51,600 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度交付金額 } 45,803 \text{ 百万円}} = 1.127$$

二十 地方特例交付金

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和5年度地方特例交付金の額 × 0.75

二十一 東日本大震災に係る特例加算

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第7条の4第1号により、総務省令で定めるところにより算定した減収見込額とは、以下の対象法律に規定する対象税目における令和5年度の東日本大震災に係る地方税の減収見込額であり、その合算額に0.75を乗じて得た額として総務大臣が通知した額を基準財政収入額に加算（以下「特例加算」という。）する。

なお、条例減免による減収見込額は特例加算の対象外である。

（対象法律）

- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）
- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）
- ・租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
- ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）
- ・地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- ・地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）
- ・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）

（対象税目）

- ・道府県民税の所得割に係る減収見込額
- ・道府県民税の法人税割に係る減収見込額
- ・個人が行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- ・法人が行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- ・不動産取得税に係る減収見込額

- ・ 固定資産税に係る減収見込額
- ・ 特別法人事業譲与税に係る減収見込額

◎ 地方特例交付金

1 交付基準額の算定方法

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 1.0141440$$

算式の符号

A：当該都道府県の令和5年5月末現在における道府県民税に係る住宅借入金等特別税額控除見込額

1.0141440：地方特例交付金総額（204,500百万円）から錯誤総額を加算し、又は減算した額を、各都道府県及び各市町村の令和5年5月末現在における住宅借入金等特別税額控除見込額の合算額で除して得た率

2 交付金の額の調整

地方特例交付金総額と1による算定後の合算額との間に差額があるときは、その差額を交付基準額が最も大きい都道府県又は市町村の交付基準額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 錯誤措置

地方特例交付金を各都道府県に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要があるときは、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後初めて決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもって各都道府県に交付すべき額とするものとする。

◎ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債発行可能額については、財源不足が生じている地方団体における当該不足額を基礎として算出する、財源不足額基礎方式により算出することとしている。

1 発行可能額の算定方法

次により算定した額を臨時財政対策債発行可能額とする。

$$\text{臨時財政対策債発行可能額} = A \times 0.0545 \times B \times \alpha$$

算式の符号

A：控除前財源不足額（基準財政需要額（錯誤額は反映せず）と基準財政収入額（錯誤額は反映せず）の差額）

0.0545：臨時財政対策債の全国総額（道府県分）を臨時財政対策債の全国総額（道府県分）と普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県分）の合算額で除した数。

B：補正係数

補正係数の算式は次のとおりであること。

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均	補正係数
0.10 ～ 0.20	0.6262P - 0.0221
0.20 ～ 0.30	0.6437P - 0.0258
0.30 ～ 0.40	0.7206P - 0.0497
0.40 ～ 0.50	4.7583P - 1.6646
0.50 ～ 0.60	9.2175P - 3.8938
0.60 ～ 0.70	22.3752P - 11.7882
0.70 ～	28.1465P - 15.8274

P：基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均
 ※0.0545×B（補正係数）が0.75を超えるときは0.75とする。

α：総額に合わせ付けるための率

2 臨時財政対策債発行可能額の額の調整

都道府県の臨時財政対策債発行可能額総額と1による算定後の合算額との間に差額があるときは、1の算定において、臨時財政対策債発行可能額が最も大きい都道府県の臨時財政対策債発行可能額に加算または減額するものとする。